



14.5

3

14. 5-93



1200501213817



始



調査資料第三十七輯

朝鮮の占トと豫言

調査資料第三十七輯



朝鮮の占トと豫言

朝鮮總督府

發行所寄贈本



14.5-93

序

調査資料第三十七輯、朝鮮の占トと豫言は、囑託村山智順の擔當する思想調査の中、その占ト及び豫言に關する習俗の概要を述べたものである。朝鮮の民衆は未だその大部分が占トに依頼し、豫言を信する有様であるから、本書は朝鮮の文化を窺ふのみに止まらず、朝鮮民衆の精神生活を了解する上に於いて、参考の資に供せられるであらう。

昭和八年三月二十日

朝鮮總督府官房文書課長 萩原彦三

緒言

凡そ人の生活は變化の體系であり、その變化はその人の生活する社會の傳統と環境との複雑なる因縁因果關係に依つて規定せられる。處がこの複雑なる因縁因果の關係は何人と雖も之を明確に知悉し又は豫測することが出来ない。従つて如何なる人と雖も何等の不安なしにその生活をつゞけることは不可能であらう。生活に對する不安はその生活を萎靡せしめる。生活の萎靡は進展を希ふ人性の本質に反することである。従つてこの生活に對する不安を除き去らむとすることは、總ての人の熾烈な本能的慾求である。この慾求に應じて出現した不安解消法の一つが、人生を宿命的に運命的に觀て、生活の諸相は或る力の作用するに依つて變化するものであると信じ、この變化の原因を運命に歸する信仰的的人生觀であり、この運命觀から出發して宿命運命の根據がいつこ如何なるものにあるかを究明せむとする方法の一つが古來何れの人にも世にも普く行はれた占卜法であるのである。

朝鮮の民衆は、その往昔から、彼等の生活に働きかける不可思力ある者の存在を信じて來た。これ朝鮮の民間に古往今來、天地自然乃至木石蟲魚の精靈が悉く人生と交渉を有すると云ふ鬼神信仰の強固に支持せられ、この鬼神に對して呪力を及ぼし以てその力を左右し得るの能力あ

りと信ぜられる巫覡類の活躍盛にして且つその普及の汎き所以である。

この精靈を内容とする鬼神信仰の把持原始宗教人たる巫覡類の活動こそ、要するに朝鮮民衆の人生観が自己以外の力、不可思議力ある精靈に依つてその生活を左右せられるものであると云ふ信仰觀念に立脚して居るからである。處がこの外力に依つてその生活を支配せられるとなす觀念は、やがて自己の生活は他の外力外物の存在に依つて決定せられ、その決定のまゝに導かれるものであると云ふ宿命觀念、運命觀念の主要なる内容を形成するものに他ならない。従つて運命觀念の抱持者がやがてその運命開拓を占ト法に求むるが如く、朝鮮の民衆がその生活の展開に絶大なる信賴を各種の占ト法に繋ぐとする、また誠に當然なことゝ云はねばならぬ。

朝鮮の民衆はかくして占トに依繋してその長き社會生活をつゞけ來り、こゝに占ト信仰を内容とする力強い傳統をつくり上げた。社會の傳統はその社會に生活する者の現在及び將來の生活を指導する無意識的ながら偉大な能動者である。従つて朝鮮に於ける占ト信仰は朝鮮民衆生活の現在及び將來に必ずや少なからざる色彩を施して行くに相違ない。況んや都市は勿論如何なる僻陬の片田舎に至るまで占トを業とする者あらざるなきの普及を見、生婚葬病の重事より日常茶飯の些事に至るまで、或は定期に或は臨時に問トに趨るの現況に於いておや。

民間信仰は民衆の懐く生活意識の表現である。朝鮮の民衆が生活の各般事項に亘つて、その解決を占トに求めんとするは、之が解決に當り他を措きて直ちに占トに趨らしむる心的傾向を力強い傳統に依つて馴致し賦與せられて居るとは云へ、この信仰に依らずんば、その生活に安心を立し得ないと云ふ所には、之を強制する社會的傳統の力以外に、何等か朝鮮民衆の精神生活を特色づける本質的要素と、社會傳統をして恣にその偉力を逞ふせしむる外部的生活環境との協力作用が存在するのではなからうか。

謂ふ所の精神的本質的要素とは何ぞや。それは概して自力更生的氣力の旺盛を缺くことであり、この氣力盛ならざるが故に傳統の力に束縛せられ運命觀・宿命觀の人生觀から解放せられない所以ではなからうか。所謂外部的生活環境とは何ぞや。これは蓋し生活現象に對する正しき批判を下すべき常識的判斷力の發達せざることであり、而してこの批判力の發達せざるは社會教化殊に科學的知識の普及未だ普ねからざるに由るものであらう。この推論の根據如何、それは本文に依つて導き出だされるであらう。

昭和八年三月十五日

朝鮮總督府囑託 村山智順

朝鮮の占トと豫言目次

序.....一

緒言.....一三

第一章 占ト習俗の趨勢.....一

第一節 上代に於ける占ト習俗.....一

第二節 高麗に於ける占ト習俗.....二九

第三節 李朝に於ける占ト習俗.....四〇

第四節 現代に於ける占ト習俗.....五三

第二章 占トをなす者.....六〇

第一節 専門占者.....六〇

目次

第二節 副業占者……………九五

第三節 其他の占卜者……………一〇一

第三章 自然觀象占……………一〇四

第一節 日月……………一二九

第二節 星……………一三三

第三節 虹……………一三六

第四節 雲……………一三八

第五節 風・雪・霜・露・雷……………一三九

第六節 水・氷……………一四三

第七節 天氣占……………一四六

第八節 地・山・石・其他に依る……………一六〇

第四章 動物・植物・其他の事物に依る相卜……………一六五

第一節 動物占……………一六五

第二節 植物占……………一六九

第三節 器物及び衣食住に依る占卜……………一七三

第四節 人事及び人相に依る占卜……………一七八

第五章 夢 占……………一八二

第一節 夢と占との關係……………一八三

第二節 夢占の内容……………一八〇

第三節 夢 識……………一八一

第四節 夢 兆……………一八三

第六章 神秘占……………一八〇

第一節 神託占……………一八〇

第二節 神示占……………一八四

第七章 人爲占……………三九二

- 第一節 勝負占……………三九二
- 第二節 娛樂占……………四〇〇
- 第三節 年の豊凶を占ふ……………四〇二
- 第四節 人の運勢を占ふ……………四〇七
- 第五節 犯人占……………四一一
- 第六節 占地卜居……………四二〇
- 第七節 其他の方法に依る占……………四二三

第八章 作卦占……………四二七

- 第一節 六爻占……………四二七
- 第二節 算筒占……………四三六
- 第三節 松葉占……………四四一

第四節 四柱占……………四四四

第五節 斷時占……………四六一

第六節 五行占……………四七二

第七節 柶占……………四七九

第八節 鳥占……………四八六

第九節 姓名判斷……………四八七

第九章 觀相占……………四九〇

第一節 觀相の由來……………四九〇

第二節 觀相の一般……………四九五

第三節 觀相のいろく……………五一二

第十章 相地法……………五四〇

第十一章 圖讖と豫言……………五四八

第一節 兆識……………五四八

第二節 謠識……………五五九

第三節 豫言者……………五七三

第四節 豫言書……………五九七

第五節 豫言の表現と解釋……………六二七

第六節 豫言の内容……………六五

寫眞圖版

一 流しの賣卜者……………一

二 巫女占者……………一

三 大道易者……………二

四 市場易者……………二

五 盲占匠……………三

六 セットニー占匠……………三

七 問卜家……………四

八 問卜家……………四

九 賣卜家……………五

一〇 ト廳俣案……………五

一一 問卜家の門標……………六

一二 問卜家の門標……………六

一三 ト術廣告ビラ……………七

一四 占匠廣告ビラ……………七

一五 占書「袁天綱」……………八

一六 占書「協吉通義」……………八

一七 占書「下筮正宗」……………九

一八 點字占書「下筮正宗」……………九

一九 現行觀相書……………一〇

二〇 靈籤書……………一〇

二一 龜占具……………二

目次……………七

二三 算筒……………二
 二三 靈籤筒……………三
 二四 神扇……………三
 二五 神將竿……………三
 二六 神將刀……………三
 二七 神刀……………四
 二八 神刀……………四
 二九 天門錢……………五
 三〇 神筆神字……………五
 三一 擲錢占……………六
 三二 撒米占……………六
 三三 搖鈴占……………七
 三四 憑鈴占……………七
 三五 神聲占(明道占)……………八
 三六 鳥占……………八

三七 鳥占……………九
 三八 綱引占……………九
 三九 石戰占……………〇
 四〇 燈夕……………〇
 四一 豆占……………二
 四二 焙り出し占……………三
 四三 靈籤辭……………三
 四四 同上諺解……………三
 四五 姓名判斷評書……………四
 四六 四柱觀評書……………四
 四七 豫言草鼓……………五
 四八 豫言的新興部落……………五
 四九 鶴龍山の豫言文字……………六

索引

(五十音順)

……………一一二

朝鮮の占トと豫言

第一章

占ト習俗の趨勢

第一節

上代に於ける占ト習俗

本調査書の目的は現在朝鮮の民間に行はれて居る占ト及び豫言の習俗一般を窺ふことに存する。従つて上代にまで溯つてその習俗を探求する必要もない譯であるが、朝鮮の俗習は他の多くのものに於いてもさうであるが如く、現在に存在し支持されて居るもの殆んど悉くが一として古き時代そのまゝの姿を傳承して居ないものはないと云ふ特色を有するので、こゝに朝鮮の占ト習俗を窺ふ場合にも、今は昔の占ト習俗に一瞥を投じることが、より能く現在のそれを了解し得るよすがとなるであらう。

さて愈々上代に於ける占トの習俗瞥見に移るのであるが、こゝに云ふ上代の範圍は、新羅高句麗百濟の所謂三國時代を中心として、その先及びその後の新羅易世までを含めたものであつて、

時間的には可なり悠久の流れを一纏にしたものである。それで探求のやり方は、普通の史述的取扱方に依り、先づ新羅高句麗百濟の次を以てし、これ等三國以外のものは之を最後に附記することゝしたのである。

一 新羅の占卜

(1) 國號鷄林は鷄兆から

朝鮮を稱して鷄林とも云ふ。この國號は新羅の國號であつたものであるが、それは白鷄の鳴兆に由來するものであつて、朝鮮の占卜習俗を窺ふ上から極めて興味あることではないか。さてその由來は、新羅脫解王九年(皇紀七二四)一夜王、金城の西、始林の樹間に鷄鳴の聲を聞き、不思議に思つて大臣を遣はして調べさせると、一本の樹の下に白鷄が鳴いて居り、その樹の枝に金の小櫝ひらが掛けてあつた。この櫝を開くと男の兒があらはれた。そこで王大に喜び、これは天が我に後嗣を下されたのだと云ふので、大切に養育し、名を關智くわんち小兒の稱、金櫝から出たのを紀念して姓を金氏となし、且つ始林を鷄林と改め、これに因んで國號を鷄林としたと云ふのである。(この金氏は關智七世の孫、味鄒から新羅の王統をつぐことゝなつた。)(三國遺事) 猶ほ東京雜紀の記録は次の如くである。

脫解王九年。王夜聞金城西始林樹間有鷄鳴聲。遣大輔瓠公視之。有金色小櫝掛樹枝。白鷄鳴於其下。王取櫝開之。有小男兒在。王喜曰。此豈非天遣我令胤乎。乃收養之。名曰關智。以其出於金櫝。故姓金氏。因名其林曰鷄林。因以爲國號。林中築石。高可三尺。諺傳關智解胎時。置剪子。石有刀痕在。關智七世孫味鄒。娶助賁王女。王無子。味鄒代立。金氏有國之始。(關智、三國遺事) (東京雜紀二)

(2) ト筮之士

新羅眞平王(二二三九)の時代、金度信が高麗百濟の討伐に日夜深謀して居ると、白石と云ふ人があらはれて度信の信任を得た。處が度信は神のしらせに依り、この白石は實は高麗の刺客で、彼を殺さんとして居る者である事を知つたので拷問にかけて見ると、白石の曰く、

我本高麗人。我國群臣曰。新羅庾信。是我國卜筮之士。楸南也。國界有逆流之水。使_レ其卜之。奏曰。大王夫人逆行陰陽之道。其瑞如此。大王驚恠。而王妃大怒。謂是妖狐之語。告於王。更以他事驗問之。失言則加重刑。乃以一鼠藏於合中。問是何物。其人奏曰。是必鼠。其命有八。乃以謂失言。將加斬罪。其人誓曰。吾死之後。願爲大將。必滅高麗矣。卽斬之。剖鼠腹而視之。其命有七。於是知前言有中。其日夜大王夢。楸南入于新羅舒玄。

公夫人之懷。以告於群臣。皆曰。楸南誓心而死。是其果然。故遣我至此謀之爾。
と、庾信乃ち白石を刑した。(三國遺事卷第一、金度信)

この例にあらはれた楸南は卜筮の士として卜筮に長じたものとして自他ともに許して居るものであるが、新羅にはまた天文を觀て事象を考へる日官と云ふ陰陽師があつて、これも卜術に達して居たものであつた。今その一二例を三國遺事から摘記するであらう。

新羅景德王十九年(一四二〇)庚子四月朔二日、並現、挾旬不滅。日官奏請緣僧作散花功德則可禳。於是潔壇於朝元殿。駕幸青陽樓。望緣僧。時有月明師行于阡陌寺之南路。王使召之。命開壇作啓。明奏云。臣僧但屬於國仙之徒。只解鄉歌。不閑聲梵。王曰。既卜緣僧。雖用鄉歌可也。明乃作兜率歌賦之。既而日恠即滅。王嘉之。(三國遺事卷第一、月明師兜率歌)

新羅第四十九憲康大王遊開雲浦。王將還駕。晝歇於汀邊。忽雲霧冥墮。迷失道路。恠問左右日官奏云。此東海龍所變也。宜行勝軍以解之。於是勅有司爲龍徇佛寺近境。施令已出。雲開霧散。(三國遺事卷第二、處容郎)

(3) 物象占

新羅第二十七代善德女王(二二九二)は三事を豫占したことで有名な英主であるが、その内二

つとも物象を觀て未然を豫言し的中したものである。その一つは嘗て唐の太宗から紅紫白三色の牧丹を描いた畫とその種子とを送られた。王はその畫を御覽になつて此花には香氣がないと仰せられたが、その種子を蒔き花を咲かせて見ると果して香氣がなかつた。その二つは、或年の冬、靈廟側の玉門池で澤山の蛙がガア／＼と三四日間も鳴いた。不思議な事として王に申上げると、女王は直ちに角干、關川、弼香等に對し精兵二千をすぐつて速に西郊の女根谷を偵察せよ、そこには必ず賊兵がかくれて居るから之を皆殺にせよと命ぜられた。角干二人は各千人の兵を率ゐて西郊富山下に行つて見ると果して女根谷があり、そこに百濟の兵五百人がかくれて居たので、不意を襲つて之を殺し、次で百濟の將軍及び後續部隊千二百人も難なく一人のこさず撃滅することが出来た。後日に至り群臣が王は何うして之等の事を豫知せられたかと問ふた。女王の答へられるには、花を畫いて蝶なきが故に其無香を知る。又蛙に怒形あれば兵士の像、玉門は女根である、女は陰、其色白、白は西方故に兵士が西方に居ることがわかり、且つ男根が女根に入れば必ず死するものである、是を以てその捉へ易きを知つたのであると。之を聞いた群臣が皆其聖智に服したのは勿論である。(三國遺事卷第一、善德王知幾三事)

この例のやうに當時には物象の變化動靜を觀察して事象の生起を占つたことは豈たゞにこの女王一人ではなかつたであらう。なぜならば世事に疏かるべき女王でさへかくまでの占術

に達して居るのであるから、他は推して知るべしである。それは次の例に依つても立證せられるであらう。

(4) 夢占 (吉夢を買つて王妃となる)

新羅の名相金庾信の季妹文姫は、その姉寶姫の見た夢を買つて、遂に新羅第二十九代太宗武烈大王の王妃文明皇后となつた。關係記事を「三國遺事」から抜萃すれば次の如くである。

初文姫之姉寶姫夢登西岳捨溺瀾滿京城。且與妹說夢。文姫聞之謂曰。我買此夢。姉曰。與何物乎。曰。鬻錦裙可乎。姉曰。諾。妹開襟受之。姉曰。疇昔之夢傳付於汝。妹以錦裙酬之。後旬日庾信與春秋公。正月午忌日。蹴鞠于庾信宅前。故踏春秋之裙。裂其襟紐。曰。請入吾家縫之。公從之。庾信命阿海(寶姫の小名奉針)海曰。豈以細事輕近貴公子乎。因辭。乃命阿之。文姫の小名公知庾信之意。遂幸之。自後數々來往。自後現行婚禮。真德王薨。以永徽五年甲寅即位。(春秋公は太宗大王の前身)

この夢賣買は夢占が如何に確實に的中するかを信じたことに由來する事例であるが、當時には猶ほこの將來を律する威力ある夢が、その占ひかたに依つて吉ともなり凶ともなると信ぜられて居たものであつて、次の例の如きは正しく凶夢と思はるゝものを解いて大吉の運勢に展開した興味あり且つ目出度きものである。

(5) 夢を解いて王となす。

新羅三十八代元聖王(一四四五)が未だ王位に即かなかつた時、「づきん(頭巾)を脱いでしろ筈をつけ、十二絃の琴を把つて天官寺の井の中に入つた」と云ふ夢を見た。之を占はせると、これははとも凶夢で職を失して捕へられ遂に獄に入れられる兆であると云ふ。王は之を苦にして引こもり、憂鬱な日を送つて居た。其處へ餘三と云ふ大臣が來て無理に面會し杜門の理由を問ふたので王は夢占ひの事を話した。すると餘三はこれは素晴らしい吉夢だ、若しあなたが成功の先々までも私をお忘れなないと云ふならばその夢を解いて進ぜよう。王は之を約し人ばらひして解いて呉れと請ふ。餘三の解いたのは前の占夢者のゝとは全く反對に「づきんを脱ぐとはあなたの上に居る人のゐないこと、素笠をつけるとは玉冠を頂くの兆、十二絃琴を把るのは王の榮華を十二代の子孫までつゞけるの兆、天官井に入るとは王宮に入るの瑞である」とした。處が果してこの解夢の通りに元聖は間もなく王となつたのである。詳細は次文を看よ。

伊殮金周元初爲上宰。王元聖王爲角干居二宰。夢脫幘頭著素笠把十二絃琴。入於天官寺井中。覺而使入占之。曰。脫幘頭者失職之兆。把琴者著柳之兆。入井入獄之兆。王聞之甚患。杜門不出。干時阿殮餘三或本餘山來通謁。王辭以疾不出。再通曰。願得一見。王諾之。阿殮曰。公所忌何事。王具說占夢之由。阿殮與拜曰。此乃吉祥之夢。公若

登大位而不遺我。則爲公解之。王乃辟禁左右而請解之。曰。脱幘頭者。人無居上也。著素笠者。冕旒之兆也。把十二絃琴者。十二孫傳世之兆也。入天官井。入宮禁之瑞也。王曰。上有周元。何居上位。阿殄曰。請密祀北川神可矣。從之。未幾宣德王崩。國人欲奉周元爲王。將迎入宮。家在川北。忽川漲不得渡。王先入宮卽位。上宰之徒衆皆來附之。拜賀新登之主。是爲元聖大王。諱敬信金武。蓋厚夢之應也。周元退居溟州。王既登極。時餘三已卒矣。召其子孫賜爵。(三國遺事卷第二元聖大王)

(6) 鳥トと藥飯の由來

唐の高宗顯慶五年(一三二〇)蘇定方の率ゐる唐軍は、金庾信の統率する新羅軍と聯合して百濟に攻入つた。百濟では將軍偕伯を遣はして之を白江炭峴に邀ひ撃たしめた。聯合軍が破竹の勢で進軍し白江に迫つて兵を屯した時、忽ち一鳥が定方の陣營上に廻翔した。早速人をして之を占はして見ると、これは定方元帥の戰傷される兆であるとの事。そこで定方は懼氣が立ち、兵を引いて進撃を中止した。しかし新羅の名將庾信の勢と正論で遂に軍を進めて百濟軍を破りはしたが、庾信が神劍を抜いてその鳥を裂いてしまふまでは定方の心が動かなかつた。之に依つて如何に兆トに對する信仰の強いものであつたかが窺はれるであらう。次にその大略を原文に依つて示すであらう。

伯帥死士五千出黃山。與羅兵戰。四合皆勝之。然兵寡力盡。竟敗而偕伯死之。進軍合兵。薄津口。瀕江屯兵。忽有鳥廻翔於定方營上。使人卜之。曰。必傷元帥。定方懼欲引兵而止。庾信謂定方曰。豈可以飛鳥之恠違天時也。應天順人。伐至不仁。何不祥之有。乃拔神劍擬其鳥。割裂而墜於坐前。於是定方出左涯。垂山而陣。與之戰。百濟軍大敗。

(三國遺事卷第一、太宗春秋公)

この鳥トの一例で最も人口に膾炙し、且つ現在までもその遺俗を存して居るものに、鳥占に依つて王弒虐の大事を未然に防止した所謂射琴匣事件がある。それはかうである。

新羅第二十一代炤智王の十年(一四九)一日王が天泉亭に幸すると鳥と鼠とが出で、鼠がこの鳥の行く所を尋ねて見よと告げた。(或はこの行幸の途次鼠が尾を含んで居るのを御覽になり、變に思つて還宮の後之を占はしたら、明日一番先に鳴いた鳥の行先をたづねて見よと云ふことであつたとも云ふ)そこで王は騎士をしてこの鳥を追跡させ、騎士はこの鳥を見失つた所で老翁に遭ふ。翁は一通の書を出して奉る、その書状には外面に、これを開いて見れば二人が死し、開かなければ一人が死ぬと書いてあつた。王は二人死ぬよりも一人の不幸がまだまし、だから開かぬやうにとの事であつたが、日官が二人とは庶民のこと、一人とは王のことであると解いたので、王も之を然とし開いて見ると琴匣を射よとある。そこで急ぎ王宮に入つて琴匣を射ると、内殿

の焚修僧と宮主とが潜に通じて居たのが見つかり遂に兩人は誅されてしまった。この事があつてから毎年正月十五日に香飯を作つて鳥に飼ふことゝなつた。現在朝鮮料理の中に薬飯と呼ばれて居るものはこの香飯の名残りであるとの事である。次に物語りの依據原文を、一は三國遺事から一は情齊叢話から抜いて置く。

第二十一毗處王一作智王即位十年戊辰。幸於天泉亭。時有烏與鼠來鳴。鼠作人語云。

此烏去處尋之。或云神德王欲行香輿輪寺。路見衆鼠舍尾。惟王命騎士追之。南至避村。兩猪

相鬪。留連見之。忽失烏所在。徘徊路傍。時有老翁自池中出奉書。外面題云。開見二人

死。不開一人死。使來獻之。王曰。與其二人死。莫若不開但一人死耳。日官奏云。二人者

庶民也。一人者王也。王然之。開見書中云。射琴匣。王入宮見琴匣射之。乃內殿焚修僧

與宮主潛通而所好也。二人伏誅。自爾國俗每正月上亥。上子。上午等日。忌慎百事。不

敢動作。以十五日爲烏忌之日。以糯飯祭之。至今行之。(三國遺事卷第一、射琴匣)

新羅王於正月十五日幸天泉亭。有烏啣銀棗置干王前。棗裡有書。封之甚固。外面書

曰。開見則二人死。不開則一人死。二人殞命。不如一人殞命。有大臣議曰。不然。一人謂

君。二人謂臣也。於是遂開見之。其中書曰。射宮中琴匣。王馳還入宮見琴匣。持滿射之。

匣中有人。乃內院焚修僧與妃通者也。將謀弑王。其期已定。妃與僧皆伏誅。王感烏之

恩。每年是日。作香飯飼烏。至今遵之。以爲名曰美饌。其法洗蒸粘米。作飯。細切乾柿。熟

栗大棗乾蕨。烏足茸等物。和清蜜清醬而再蒸之。又點松子胡桃之實。其味甚甜。謂之

藥飯。俗言食飯當於鴉未起之時。蓋因天泉之事也。(備叢卷之二)

(7) 鵲と流缸占

鵲は現在に於ても極めて目出度い吉鳥とされて居るが、新羅時代に於いてもさうであつたのか、新羅第四代脫解王の發見されたのは漂流して來た缸に鵲が集つたので、不思議に思つてその缸を調べたに由來して居る。次の物語りはそれを示したものである。猶ほこの例に於いて注意すべきことは、異常なものゝ出生した場合には之を船にのせて流滴し、その漂著した處を有縁の所となす流滴に依つてそのものゝ運命を定める一種の漂流運命占の如き習俗の行はれて居たことである。詳しくは左の原文に見ることゝしよう。

南解王時(六六三)駕洛國海中有船來泊。其國首露王與臣民鼓譟而迎。將欲留之。而

缸乃飛走。至雞林東下西知村阿珍浦。今有上西知。下西知村名。時浦邊有一嫗。名阿珍義先。乃赫

居王之海尺之母。望之謂曰。此海中元無石宮。何因鵲集而鳴。擎缸尋之。鵲集一缸上。

缸中有一橫子。長二十尺。廣十三尺。曳其船置於一樹林下。而未知凶乎吉乎。向天而

誓爾俄而乃開見。有端正男子。並七寶奴婢滿載其中。供給七日。廼言曰。我本龍城國（亦云正明國。或云琿夏國。琿夏城。倭東北一千里）人。我國嘗有二十八龍王。從人胎而生。自五歲六歲繼登王位。教萬民修正性命。而有八品性骨。然無揀擇。皆登大位。時我父王含達婆。娉積女國王女。爲妃。久無子胤。禱祀求息。七年後產一大卵。於是大王會問群臣。人而生卵。古今未有。殆非吉祥。乃造橫置我。並七寶奴婢載於舡中。浮海而祝曰。任到有緣之地。立國城家。便有赤龍護舡而至。此矣。（三國遺事卷第一、第四脫解王）

(8) 居を下し地を相す

新羅王統三姓（朴昔金の内、昔氏の始祖たる新羅第四代の王脱解が彼の居宅の地を定むる時に吐含山から大臣瓠公の宅を相し、詭計を用ゐて其地を詐取した事はあまりに有名な談であるが）居を下し地を相するの習俗は當時一般に行はれて居たものゝ如くである。いま二三の例をあげてその一斑を示すことゝしよう。太和元年（一〇二七）新羅淨神太子兄弟は、同じく俗を棄て、五臺山に隠れ、専ら佛道の修行にいそしんだが、彼等が山中に結菴の地を定むる場合、何れも青蓮の華咲くところを相して居を下した。（註二）

次は鷹を放つて雉を逐つたところ、その鷹が行方不明となつたので、或る井の邊に探しあて、見ると鷹は樹上にあつて惘然たり、雉は井中にあり、傷ける兩翅を開いて二雛を抱き血は流れて

井水を眞赤に染めて居ると云ふ愁歎場を演じて居る。之を見た新羅の宰相忠元公すつかり之に感激し、寺を立て、功德をつまんと占を問ふて見ると、よろしく立つべしと云ふので遂に王に請ふて靈鷲寺を立てたと云ふことである。（註三）

次は三國遺事に載せてある月精寺中傳ふる所の古記であるが、この古記に依れば、この月精寺の地は國內の名山中最勝の地で、佛法長興の處であると云ふ。而してそれは相地者の言である。この記事に依つて見れば、當時寺を建つる場合にはその地を相したものであることが先例と共に窺はれるであらう。（註四）

（註一）其童子（後の脱解）曳杖率二奴登吐含山上作石塚留七日望城中可居之地見下一峯如三日月勢可久之地乃下尋之即瓠公宅也乃設詭計潜埋礪炭於其側詰朝至門云此是吾祖代家屋瓠公云否爭訟不決乃告于官官曰以何驗是汝家童曰我本冶匠乍出隣鄉而人取居之請掘地檢看從之果得礪炭乃取而爲居（三國遺事卷第一、第四脫解王）

（註二）太和元年（一〇二七）新羅淨神太子寶叱徒與弟孝明太子同隱入五臺山兄太子見中臺南下真如院堪下山末青蓮開其地結草菴而居弟孝明見北臺南山末青蓮開亦結草菴而居兄弟二人禮念修行（三國遺事卷第三、五臺山寶叱徒太子傳記）

(註三) 靈鷲寺古記云。新羅眞骨第二十一主神文王代。永淳二年癸未(一三四三)宰相忠元公。葺山國即東萊縣。溫井沐浴。還城次。到屈井驛。桐旨野駐歇。忽見一人放鷹而逐雉。雉飛過金岳。杳無蹤迹。聞鈴尋之。到屈井縣官北井邊。鷹座樹上。雉在井中。水渾血色。雉開兩翅。抱二雛焉。鷹亦如相惻隱。而不敢攫也。公見之惻然有感。卜問此地云。可立寺。歸京啓於王。移其縣於他所。創寺於其地。名靈鷲寺焉。(三國遺事卷第三、靈鷲寺)

(註四) 月精寺中所傳古記云。相地者云。國內名山。此地最勝。佛法長興之處云云。(三國遺事卷第三、臺山月精寺)

猶ほこの卜居に、鳥を放ち、その鳥の留つた處を自分の居るべきところとするの風も見逃してはならない。次例は鳶を使つて占つて居るのであるが、それは支那帝室の女で朝鮮に來り神仙の術を得て、仙桃神母となつた娑蘇がその居地を卜したことであり、その卜居法は父王から教へられた鳶を放つて之を占ふやり方である。即ち、

神母本中國帝室之女。名娑蘇。早得神仙之術。歸止海東。久而不還。父皇寄書繫足云。隨鳶所止爲家。蘇得書放鳶。飛到此山而止。遂來宅爲地仙。故名西鳶山。神母久據茲山。鎮祐邦國。靈異甚多。(三國遺事卷第五、仙桃聖母)

(8) 擲字占擲帖占

三國遺事卷第四、眞表傳簡の記事に依れば、新羅景德王(一四〇二)の頃、完山の僧、釋眞表が支那に留學して、占察經兩卷を傳へ、之に依つて授戒と懺法とを行つたと云ふ。處がこの懺法と云ふのは、支那の唐高僧傳の記述に従へば、占察經に依據する懺法であると云ふ。従つて眞表の行つた懺法も亦この支那に於て行はれて居たものを傳へたものと考へることが出來よう。さてその行懺法と云ふのは高僧傳に依れば、

以皮作帖子二枚。書善惡兩字。命之擲之。得善者吉。

と云ふやり方で、全く一種の人爲的神占に外ならないものである。

この擲帖占は、紙又は木の札に記號をつけ、それを抽き取りて吉凶可否等を卜する拈阄しんけん、或は探闢たんぱく、即ちくじびきの一種であるが、新羅時代にはこのくじびきが相當行はれて居たものか、義湘法師が洛山に正趣菩薩を安置する御堂を構營する時にも、簡子かんし闢札ぱくしを以てその地を卜したことや、その外猶ほ次の如き例も傳へられて居る。

(9) トして池神を祭り、闢を引いて神意を問ふ

新羅眞聖王(一五五七)の時、王子を遣唐使として送つたが、百濟の海賊に備へて、その船には弓士五十人を隨行させた。處がその船が一つの島に寄泊すると、大あらしになつて十日餘もつゞ

いた。王子は心配になつて之を卜はして見ると、この島に神池があるからそれを祭れば可いとの事。そこでその通りすると、その夜一人の老人が王子の夢にあらはれて、弓の上手な者を一人この島に留めて下されば海上つゝがなく致しませうと云ふ。翌日王子はその事を左右に話して誰を留めたものかと相談された。と皆の者が云ふには、木の札五十枚をつくり、それに各自の名を書いて、それを一緒に水中に放りこみ、それに依つてくじを引く方がよいと云ふ。そこで遂にその通りして居、随知と云ふ軍士を其處に留めた。處が忽ち風波平ぎ船は滞りなく進行をつゞけることが出来た。この神と云ふのは龍神であるが、この木の札五十枚を水中に沈めて誰を留むべきかを占つた、くじ引は、全く龍神が誰れを望んで居るかを問ふ意味であつた神意占ひに相違ないのである。猶ほこの話しは三國遺事に載せられた居、随知事跡の一部であつて、その原文は次の如くである。

此王代阿殄良貝王之季子也。奉使於唐。聞百濟海賊梗於津島。選弓士五十人隨之。舡次鶴島。郷云骨大島風濤大作。信宿狹旬。公患之。使人卜之。曰。島有神池。祭之可矣。於是具奠於池上。池水湧高丈餘。夜夢有老人。謂公曰。善射一人留此島中。可得便風。公覺而以事諮於左右。曰。留誰可矣。衆人曰。宜以木簡五十片書我輩名。沈水而圖之。公從之。軍士有居、随知者。名沈水中。乃留其人。便風忽起。舡進無滯。(三國遺事卷第二、居、随知)

(II) 謡讖を解いて國柱を生む。

前例(2)新羅景德王の十九年に二日並現の天變を讓ふ爲に僧月明を招き、月明は兜率歌を賦して日恠を滅したと云ふが如く、且又水路夫人が海の怪物に掠められた時歌を合唱してとりかへした如く(註一)新羅時代には歌謡に非常な魔力があるものと信ぜられて居たが、これと共にこの歌謡がまた將來の出來事を暗示するものとも考へられて居た。今その一例をあぐれば、新羅十賢の一人である薛聰は、春秋王の公主瑤石宮を母、僧元曉を父として生れたのであるが、この父と母との婚姻は、父が謡讖を利用して母を求め、母の親父太宗奉秋公がこの謡讖を信じ解いてその媒合を計つたことに依つて結ばれたのであつた。(註二)

聖德王代(註一)三三六三純貞公赴江陵太守。今漢州中略便行二日程。又有臨海亭。晝膳次。海龍忽攬夫人入海。公顛倒躡地。計無所出。又有一老告曰。故人有言。衆口鑠釜。今海中傍生。何不畏衆口乎。宜進界內民。作歌唱之。以杖打岸。則可見夫人矣。公從之。龍奉夫人出海獻之。(三國遺事卷第二、水路夫人)

(註二)元曉師嘗一日風顛唱街云。誰許沒柯斧。我斫支天柱。人皆未喻。時太宗三三二〇聞之曰。此師殆欲得貴婦。產賢子之謂爾。國有大賢。利莫大焉。時瑤石宮今學院是也有寡公

主。勅宮吏覓曉引入。宮吏奉勅將求之。已自南山來過蚊川橋。沙川。俗云牟川。又蚊川。又橋名檣橋也。遇之。伴墮水中濕衣袴。吏引師於宮。褫衣曬服。因留宿焉。公主果有娠。生薛聰。聰生而睿敏。博通經史。新羅十賢中一也。(三國遺事卷第四元曉不羈)

二 高句麗の占卜

(1) 占卜者としての巫の活動

高句麗では巫が占卜者として重く用ゐられて居たことが數多く窺はれるが、いまその二三を例示するであらう。

(a) 病氣占

瑠璃王の十九年(皇紀六六〇年)託利と斯卑と云ふ二人の役人が犠牲の豚を傷けたかどにより、王の怒りに觸れて遂に生け埋めの刑によつて殺されたことがあつた。其の後一月ばかりして王が病氣になつた。之を巫に占はせると、殺された二人が祟つたのだと解つた。そこで王は二人の魂を丁重に祭つてその罪を謝したので、王の病氣は間もなく全快したと云ふことである。これは現在巫の行ふ病占と見られるものであるが、當時如何に巫が占者として重きをなしてゐたかと云ふ事が之に依つて窺はれる。(三國史記卷十三、高句麗本紀第一)

(b) 變化占

次大王の三年(皇紀八〇八)平儒原に獵をした王は、白狐の出現に驚き、師巫にその吉凶を占はせた。師巫は、狐は妖獸であるからその出現は凶兆であると云ひ、且つその色が白では尙更奇怪であつて、これは不吉を暗示するものであるとして王を諫めた。ところが王は非常に怒り、この師巫を殺してしまつた。(三國史記、高句麗本紀第三)

(c) 運命占

山上王七年(皇紀八六三)の春、王は後嗣がないので天の玉皇上帝に子祈りの祈禱を行つた。夢に上帝があらはれて、『王后には子供が出来ないからお妾に男の子を産ましてあげよう』とお告げ。然し當時王は妾を持たなかつたので心配したけれども諦めるより仕方がなかつた。其後山上王十二年の冬、王宮の豚が城外に逃げ出し、酒桶村と云ふ村で二十歳ばかりの妙齡の美人に依つて捕へられて居た。王はこの女に心を引かれて、微行して彼女の家を訪問した。かくて二人は戀し合ふ仲となつたが、翌十三年の春三月王后は、密かに兵士をやつてその女を殺さうとした。女は兵士に向つて、『妾は殺されても構ひませぬがお腹の中に居られる王子をどうなさいますか』と云つたので、兵士達は當惑し、一應歸つて王后に話すと、王后は益々怒るばかりであつた。この事を聞きつけた王は女に、やがて生れる子は自分の子かどうかを確かめ、それが正しく自分の

子だと分つたので、王后に詫びて許しを乞はれた。王后も詮方なく納得され、九月になつて目出度く玉の様な男の子が生れた。王は非常に喜び、これは天授の子供だと思ひ、豚が郊外に逃げた事が偶然の奇縁となつて生れた子供だからと云ふので、其の名を郊彘と附けてその母を正式に小后とした。處が運命の絲をたぐれば、この事のあつた時よりすつと前に、この小後の母が妊娠してまだ子供が生れない前に巫に占つて貰つたことがある。巫は、之を占つて云ふに「貴方はきつと王の后となるべき子を生むだらう」と云つたので、母は喜んで、彼女が生れた時に后女と名附けたのであつたが、今果して后女は王后となり王子を生むことになつたのである。(三國史記、卷十六、高句麗本紀第四)

(d) 神意占

寶藏王の四年(皇紀一三〇五)の夏五月唐將李世勣が遼東城を攻め落した時である。この城が敵の重圍を受けて危ふしと見え、巫が之を占つて云ふに、城中に祭つてある朱蒙祠に美女を盛装させて妻はせば良いと云つたが、城は遂に陥入つて仕舞つた。これはこの朱蒙祠には神體として鏈帷子ツリカサと鋭い矛が祀つてあり、俗間に之は前燕の時代に天から降つたもので、城が危い時には美女に盛装させてこの朱蒙祠に妻はせばよいと云ふ事が、言ひ傳へられてゐたのである。蓋しこれは巫占が戦争などの場合、その士氣に關して大なる勢力を有してゐた事を物語る良き

資料である。(三國史記卷二十一、高句麗本紀第九)

(2) 器物ト、鼓角自ら鳴つて急を告ぐ

これは英雄熱と戀愛とをそして寶物との織りこまれた極めて古典的なロマンスである。高句麗大武神王の十五年(六九二)王子好童、雄心勃々として經國の旅に上り、沃沮に遊んで樂浪王の客人となつた。樂浪王、崔理は彼を非凡の士と見たので、その愛娘を以て之に妻はした。好童は單身歸國し、人に遣はしてその娘に曰ふ、父王の寶物たる鼓と角とを破るならば、そなたを禮を以て自分の妻に迎へるが、若し云ふことを聞かなければ、それまでの縁だと。そこでこの娘は千歳を契つた夫への爲に、遂に父王の大切にしている寶物を破つてしまつた。そこで好童は早速樂浪を攻めて、遂に城下の誓をなさしめた。彼女は寶物を破つて自國をこの厄に陥らしめたかどに依つて、遂に父王の手に殺されてしまつた。その寶物と云ふのは、敵兵が近づくと鼓面と角口とが自づから鳴りだすもので、この二つが鳴りだせば、國に急事あるを知り、その備を立てられるので安心することが出来たのであつた。處が娘がそれを破つたので、急あるも鳴らず、遂に國亡びるに至つたと云ふ譯である。原文を次に示さう。

高句麗大武神王十五年、王子好童遊於沃沮。樂浪王崔理出行見之。問曰君非常人。豈非北國神王之子乎。遂同歸以女妻之。好童還國。潛遣人告崔氏女曰。若能入國武

庫割破鼓角。則我以禮迎。不然則否。先是樂浪有鼓角敵兵。至自鳴。故令破之。崔女將刃潛入庫中。破鼓面角口。以報好童。好童勸王襲樂浪。崔理以鼓角不鳴不備。我兵掩至城下。始知鼓角皆破。遂殺女出降。(四郡志)

(3) 天象占。滿月は國亡の兆?

前出、新羅第四代の王脫解がその居をトする時、吐含山上から望見して瓠公の宅地を占定したが、それはその地勢が如三日月。勢可久之地である。と見たからであり、また後出するであらう。百濟義慈王の時に、出土した龜文を解き、新月は榮え、滿月は衰兆であるとの事で問題を起した如く、上代には天象に類形せるものが、その天象の盈虚の勢に支配せられるものと信ぜられて居たものであらう。従つてその形勢に依つてその地に住む人の運命が左右せられると觀られたものであらう。次の例は直接占卜の例としてではないが、高句麗にもかうした觀象占の例證となるものが傳へられて居ることを示すものである。

高句麗第二十七代榮留王(二三七八)の時に蘇文、蓋金の奏上に従つて唐から道教を請ひ求めた。唐の太宗は叙達等道士八人を遣はした。そこで、

王喜以佛寺爲道館。尊道士座。儒士之上。道士等行鎮國內有名山川。古平壤城勢新月。城也。道士等呪勅南河龍。加築爲滿月城。因名龍堰城。

かくの如く、新月城を滿月城とした爲でもあるまいが、高句麗は次王寶藏王の時代に唐と新羅の聯合軍に破られて遂に滅亡してしまつた。(三國遺事、卷第三、寶藏奉老)

(4) 豚を逐ふて都をトす

高句麗の國都はその始め東明王朱蒙が三賢臣と謀つて沸流水の上りに建てたのであるが、同王二十二年の冬十月にこの國都を國內尉那岩城に遷移した。處がこの遷都は豚の導きに由來すると云ふ興味あることからであつた。即ち二十一年の春三月祭りの犠牲に供すべき豚が逃出したので、かかりの役人が之を探して行くと、その豚は國內尉那岩の附近の農家に飼はれて居た。見ると其處はとても立派な城池であるので、役人は歸つてその由を王に申上げると、王は九月に親ら視察に出かけ、かくて遂に都を此處に遷したのである。即ち、

二十一年春三月。郊豕逸。王命掌牲薛支逐之。至國內尉那巖得之。抱於國內人家。養之。返見。王曰。臣逐豕至國內尉那巖。見其家深險。地宜五穀。又多麋鹿魚鱉之產。王若移都。則不唯民利之無窮。又可免兵革之患也。九月王如國內觀地勢。二十二年冬十月。王遷都於國內。築尉那巖城。(三國史記、高句麗本紀)

三 百濟の占卜

新羅や高句麗と大方その時代を同じふし、緊密にその境を接して居た百濟の占ト習俗も亦、新羅や高句麗のそれ等とほゞ同様なものであつたらうことは想像に難くない。いまその著しき習俗の一二例を擧げて之を窺ふこととする。

(1) 謠讖を以て公主を娶り後ち王となる

百濟第三十代武王(二三〇〇)名は璋、小名を薯童と云つた。新羅眞平王の第三公主善花が美艷雙びなしと云ふ事を聞き、剃髮して慶州に行き、子供達を見つけさへすれば薯童を呉れたので、閭里の子供達は皆なづいてしまつた。そこで彼は童謡を作つてそれを子供達に歌はせた。その歌は「善花公主々、隱他密只嫁良置古薯童房乙夜矣、卵乙抱遣去如」と云ふのである。この童謡は滿都に行はれ遂に宮中にまで達した。時の百官はそのまゝすて置く譯に行かぬと云ふので、王に極諫し、一時この童謡から免れる爲めに公主を遠方に竄流することになつた。彼は公主の一行が竄所に赴かんとする途中を待ち受けて侍衛の一行に加へて貰つた。公主は彼が童謡の主である薯童とは知らなかつたが、一目見るより大變御氣に召し、とまりを重ねる間に遂にわりなき仲となつてしまつた。その後公主は彼が薯童である事を知り童謡の的中したことを信じ、遂に彼の妻となり、彼が王となるに至つて王夫人となつた。(三國遺事、卷第二)

この物語りは新羅の國賢を生んだ元曉が、謠讖の利用に依つて公主と婚したのと全く同巧な

もので、かゝる風習は當時之等の例の外にも數多く行はれたものであるかも知れない。

(2) 龜ト圓月と新月の兆

百濟の末年、即ち義慈王の二十年庚申(一三二〇)六月、一鬼が宮中に入り「百濟亡ぶ」と大呼した。後地中に没入した。王は之を恠しみ人をして地を掘らして見ると地下三尺の深さから一匹の龜が出てその背に「百濟圓月輪、新羅如新月」の文があつた。そこで之を巫に問ふと、巫は圓月輪は滿、滿つれば虧ける。如新月は未滿、未だ滿たざれば漸く盈つ、故にこれは百濟は次第に亡び、新羅は愈興るの兆であると解いた。王は怒つてこの巫を殺してしまつた。或人が之を解いて、圓月輪は盛であり、如新月は微である、背文は我國家は盛に、新羅の寢微を意味したものであらうと、王はこの解釋を喜んだ。けれども、その年唐と新羅の大軍に攻められ遂に社稷を失つてしまつた。(三國遺事、卷第一太宗春秋公)(三國史記百濟本紀第六)

この物語りに於て見らるゝが如く、即ち義慈王は自分の氣に入らない解き方をした者を殺し、都合のよい解き方を得て満足したが、その満足は全く水泡の如き空だのみであつて、やがて滿月のかけるが如く滅亡の運命を如何ともすることが出来なかつたと云ふ如く、當時は、占ト瑞兆が如何に動かすべからざる絶大の力を以て臨むものであり、豫示された運命はまた如何ともすることの出来ないものであると言ふ、占トに對する強固な確信があつたのであらう。

四 駕洛扶餘の占卜

(1) 天命を地聲に占つて王を求む

何れの國でもその建國が異常な出來事に充ちて居るものであることは殆んど定型的なものであるが、駕洛の建國傳説も御多分に漏れず、さうした出來事が數多く整へられて居る。いまその出來事の内、占卜習俗に關するものを拾ふと、凡そ次の如くである。

それは後漢の世祖光武帝、建武十八年壬寅(七〇二)の事であるが、三月禊浴の日、龜旨峰と云ふ山に地氣が立ちそこから異常な聲が聞えた。不思議に思つて諸部落の酋長等九人が主となり、部落民數百人を伴つて此處に集つて見ると、どこからか影も形も見えないが人語で「此處が龜旨ならば皇天の命ぜられたところは此處だ、自分は此處に國をたて、君后となるが爲に降つたのだからこの山の土を攝り、歌舞して歡喜湧躍して大王を迎へよ」との告げがあつた。もと／＼君王を希望して居た酋長等はその言の如くになると、やがて天から紫の繩が垂れ下がつて地に著いたが、その繩の下に紅の絹に包まれた金の小箱が一つあらはれた。この箱を開くと六卵が出て、この六卵から六童子があらはれ、それ等が生長して六伽倻の主となつた。そして始めて現はれたのが大駕洛の始祖首露王であると。原文を左に摘録する。

駕洛國記。開闢之後。此地未有邦國之號。亦無君臣之稱。……等九千者。是酋長。領總百姓。……後漢世祖光武帝。建武十八年三月禊浴之日。所居北龜旨。有殊常聲氣呼喚。衆庶二三百人集會於此。有如人音。隱其形而發其音曰。此有人否。九千等云。吾徒在。又曰。吾所在爲何。對云。龜旨也。又曰。皇天所以命我者。即是處。惟新家邦。爲君后。爲茲故降矣。爾等須掘峯頂撮土。歌之曰。龜何龜何。首其現也。若不現也。矯灼而喫也。以之蹈舞。則是迎大王。歡喜踴躍之也。九千等如其言。咸忻而歌舞。未幾仰而觀之。唯紫繩自天垂而著地。尋繩之下。乃見紅幅裏金合子。開而視之。有黃金卵六圓如日者。衆人悉皆驚喜。俱伸百拜。……而六卵化爲童子。容貌甚偉。仍坐於床。衆庶拜賀。……始現故諱首露。國稱大駕洛。又稱伽耶國。卽六伽耶之一也。餘五人各歸爲五伽耶主。

(三國遺事卷第二駕洛國紀)

(2) 牛蹄を觀て吉凶を占ふ

これは朝鮮上代民族の主要素をなす扶餘族の習俗であるが、扶餘では軍事行動をとる時に、先づ牛を殺しその蹄を觀その蹄が割れて居るのを得た時には凶となし、合されて居るものを得た時には吉としたと云ふことである。これは海東釋史二十八に載せてある三國志の記録である

が、同史には扶餘の占俗に關して猶ほ一二の記録を參考として載せてある。いまそれ等を次に掲げるであらう。

夫餘有軍事。殺牛觀蹄以占吉凶。蹄解者爲凶。合者爲吉。

〔王宏卜記〕東夷牛骨卜。夫餘牛蹄卜。

〔楊方五經鈎沈〕東夷之人。以牛骨占事。呈示吉凶。無往不中。牛非含智之物。有若此之驗。〔三國志、海東釋史二十八〕

(3) 大石を怪しみて令胤を得

東扶餘の王夫妻、老いて子なく一日山川を祭つて後嗣を求めた。王乗る所の馬が鯤淵と云ふ所に行く、そこに二つの大石が相對し流水を挾はさんで居るを見る。王之を怪しみ從者をして其石を轉がして見ると金色で蛙のやうな形をした男の兒があらはれた。王は大に喜びこの兒を天の賜として收養した。と云ふことであるが、この例は馬の行くにまかせて吉凶を卜することゝ、異狀なものに依つて所求を占ふ、と云ふ占卜習俗の一表現に他ならない。

東扶餘王解夫妻老無子。一日祭山川求嗣。所乘馬至鯤淵。見大石相對挾流。王怪之。使人轉其石。有小兒金色蛙形。王喜曰。此乃天賚。我令胤乎。乃收而養之。名曰金蛙。及其長爲太子。夫妻薨。金蛙嗣位爲王。〔三國遺事、卷第一東扶餘〕

第二節 高麗に於ける占卜習俗

次第三節、第四節に於いて看取るが如く、李朝及び現在に行はれて居る占卜の習俗が、多くは上代のものそのままの繰返しであるから、上代と時代の隔りの少なき高麗時代にも、上代に行はれた占卜習俗のそれ等が一般に傳承され繰返されたものであらうことは想像に難くないであらう。いま記録に載せられたものを拾つて、その一斑を窺ふこととする。

(1) 王氏發祥傳説に織りこまれた占卜習俗

易姓革命、乃至偉人の生誕等を天命に歸して之を粉飾せむとすることは、東西何れの民族に於いても同じ習はしであつて、我が朝鮮に於いても上代三國の始祖悉く多少の奇瑞を以て發祥したることになつて居ること、前節に既に之を見た處であるが、高麗王氏の發祥傳説は極めて多く占卜に關する事項を織り込んだものであるから、この發祥傳説はやがて高麗當初に於ける占卜習俗の一斑を窺ひ得る好個の資料たるを失はない。従つていま高麗時代に行はれた占卜習俗を檢討するに當り、先づ王氏發祥の傳説を採つて見るとしよう。

虎景と名づくる者あり、自ら聖骨將軍と號し、白頭山(咸鏡北道の北、滿洲との境に聳え、豆滿江、鴨綠江の分水嶺、朝鮮山系の根元をなす山)より遊歴して扶蘇山(開城の北方にある)の左谷に至り

妻を娶りて家む。富んで子なし。射を善くし、獵を以て事と爲す。以上中京誌一日同里の者九人と鷹を平那山に捕ふ。たま〜日暮れたるを以て岩竇に就て宿す。虎あり竇口に當りて大いに吼ゆ。十人相謂つて曰く、虎、我等を啗はんとす、試みに冠を投じ、その攪らるゝ者之に當らんと、遂に皆之を投ず。^(一)虎、聖骨の冠を攪る。聖骨出で、虎と鬪はんとすれば、虎忽ち見えずして竇崩る。九人皆出るを得ず。聖骨歸りて平那郡に報じ、來りて九人を葬る。先づ山神を祝る。其神見はれて曰く、予寡婦を以て此山を主る、幸ひに聖骨將軍に遇ふ、與に夫婦となりて共に神政を理めんと欲す、請ふ封じて此山の大王となせ。言ひ訖つて聖骨と共に隠れて見えす。郡人因て聖骨を封じて大王となし、祠を立て、之を祭る。虎景舊妻を忘れず、毎夜夢の如く來り合ひて子を生む。之を康忠と云ふ。康忠體貌端嚴才藝多し、西江永安村の富人の女、具置義と名くる者を娶り、五冠山摩訶岬に居る。時に、新羅の監于八元なる者、風水相地術を善くす、來りて扶蘇郡に到る。郡は扶蘇岬の北にあり、山形優勝なれども童山樹木なきを云ふなるを見、康忠に告げて曰く、若し郡を山南に移し、松を植えて岩石を露さいれば、則ち三韓を統合する者出ずべしと。^(二)口碑の傳ふる處に依れば、康忠が双滯洞に居を構へて居た時、新羅の監于八元と云ふ風水師が來て、この邸宅を見て康忠に告げ、三建の成りし後、擎天の柱成ると豫言したが、果してその豫言の如く、寶育の孫作帝、建、その子隆建、隆建の子王建、高麗の太祖に及んで遂に

三韓を統合して高麗國を建設したものであると。

是に於て康忠は郡人と居を山南に徙し、松を栽ふること嶽に遍し。因て郡名を松岳郡と改め、遂に郡の上沙粲役名となり、且つ摩訶岬の第を以て永業の地となして往來す。家千金を蒙ね、二子を生む。季弟を揖乎述と曰ふ、後ち名を寶育と改む。寶育性慈惠出家して智異山(南鮮に於ける名山)に入りて修道し、還つて平那山の北岬に居り、又摩訶岬に移る。嘗て夢に、鶴嶺松岳に登り、南に向つて便せしに、旋溺三韓に溢れ、山川變じて銀海となる。明日以て其の兄伊帝建に語る。伊帝建曰く、汝必ず支天の柱を生まん。^(三)其の女徳周を以て之に妻はす。遂に居士となりて摩訶岬に木菴を構ふ。新羅の術士あり、之を見て曰く、比處に居らば必ず大唐の天子來つて、婿と作らむと。^(四)後ち二女を生む。季を辰義と云ふ。美にして才知多し、年甫めて笄す。其の姉夢に五冠山の頂に登り、流を旋らして天下に溢る。覺めて辰義に説く。辰義曰く、請ふ綾裙を以て之を買はむ、姉之を許す。辰義更に夢を説かしめ、攪つて之を懐くこと三度び。既にいて身動き得る所あるが如し、心に頗る自負す。^(五)

時に唐の肅宗皇帝潜邸にあり、遍く山川に遊ばんと欲し、天寶十二載癸巳、即ち唐の玄宗皇帝天寶十二年、新羅景徳王の十二年、皇紀一四一三年。この年より三年の後、肅宗は帝位に即いて居るの春海を涉りて、涓江の西浦に到る。方に潮退き、江渚泥淖なり、從官舟中の錢を取り、之を布

きて乃ち岸に登る。後その浦を名つけて錢浦となす。遂に松岳郡に至り鶴嶺に登りて南望して曰く、此地必ず都邑をなさん。^(六) 從者曰く、此れ眞に八仙の住處なりと。摩訶岬の養子洞に至り、寶育の第に寄宿す。兩女を見て之を悦び、衣の綻を縫はむことを請ふ。寶育是れ中華の貴人なるを知り、心に謂ひらく、果して符術の士の言の如しと。即ち長女をして命に應ぜしむ、讒に闕を踰ゆれば鼻衄出づ、代ふるに辰義を以てし、遂に枕を薦む。留まること期月、娠めるあるを覺ゆ。^(七) 別れに臨んで曰く、我は是れ大唐の貴姓なり、又弓矢を與へて曰く、男を生まば之を與へよと。果して男を生む、作帝建と曰ふ。後に寶育を追尊して國祖元徳大王となし、其女辰義を貞和王后となす。^(以上編年通録)

作帝建幼にして聰睿神勇、年五六才、母に問ふて曰く、我が父は誰ぞ。母曰く、唐父と蓋し未だ其名を知らざる故のみ。長ずるに及び六藝を兼ね、書射尤も絶妙。年十六、母與ふるに父の遺せる弓矢を以てす、作帝建大いに悦び、之を射るに百發百中、世に神弓と謂ふ。是に於て父を觀んと欲し、^(八) 以上中京誌、商船に従ひ海に泛んで唐に入る。海中に至るに舟僮、伺いて去らず、舟人大に懼れ、約して笠を投じて吉凶を卜す。惟だ建の笠のみ水中に沈む。遂に糧を具へて建を島に下ろし、舟の回るを待たしむ。建獨り島中に在り。一童子水中より湧出し、謂つて曰く、龍王

見えんと欲す。請ふ但だ瞑目して自ら至れと。建之に従ひ、水府に至りて一老翁を見る。曰く、老夫此地に居るや久し。近頃一白龍あり、窟宅を争ひ、來日を以て會戦せむと約す。君射を善くす。吾を助けて彼を射るべしと。建曰く、何を以て之を知るか。曰く、明日午、風雨波浪あり。これ戰の時なり。戰酣にして各背を出す。背の青き者我なり、白きは彼なりと。建諾し島に出でて之を候ふ。翌日果して其の言の如し。建島中にありて射て白者に中つ。少頃して天晴れ波平ぎ、童子出でて復た建を邀へて水府に至る。少女を出して之に妻はして曰く、君は貴種なり。郷に歸つて自ら大祚を有てと。久しく之を留め妻と並せて之を島中に送る。商船適ま至る。遂に龍女と歸つて昌陵に泊す。太守、帝建の龍女を娶つて並び至るを聞き、資を損し力を出して室を築き以て之に居らしむ。昌陵より又移つて松岳の下に居る。^(以上八域誌) こゝが高麗王宮のあつた満月臺で、今に於ても金豚墟と稱して居るが、これは金寬毅の「編年通録」に此處を金豚の臥する處と爲したからであり、而してこの金豚墟、金豚の臥する處に就ては次の如き傳説がある。

初め作帝建龍女を娶り、將に七寶を得て還らむとするや、女曰く、父に錫杖と豚とありて七寶に勝る、之も亦請へと。作帝建七寶を還へし、願くば錫杖と豚(金豚)とを得んと請ふ。翁曰く、此の二物は吾の神通なり。然れども君の請ひあり。敢て從はざらむやと。乃ちその豚を與ふ。

(還つて後)永安城に居ること一年その豚牢に入らず。乃ち之に語つて曰く、若し此の地居るべからざれば吾將に汝の行く所に隨はんと。詰朝その豚松岳の南麓に至りて臥す。遂に新第を營む。^(九)即ち康忠の舊居なり。(東國輿地勝覽五)

世祖(作帝建の子隆建)松嶽の舊第に居る年あり。又新第を其南に創めんと欲す。即ち延慶宮奉元殿の基なり。時に桐裏山祖師道説唐に入り一行に地理の法を得て還る。白頭山に登り鶴嶺に至る。世祖の新に第を構ふるを見て曰く、稗くろきびを種るの地何ぞ麻を種るや。言ひ訖つて去る。夫人聞いて以て告ぐ。世祖屢を倒にして之を追ふ。見るに及びて舊識の如し。遂にともに鶴嶺に登りて山水の脉を究め、上は天文を觀、下は時數を察して曰く、此の地脉王方白頭山より水母木幹にして來り馬頭明堂に落つ。君又水命宜しく水の大數、水は數にすれば一六一が小數、六が大數に從つて字を作るべし。六六三六區を爲せば則ち天地の大數に符應す。明年必ず聖子を生まむ。宜しく名を王建とすべしと。^(一〇)因つて實封を作り、其の外に題して云く、謹んで書し奉り、百拜して書を未來統合三韓之王大原君子足下に獻すと。^(一一)時に唐の僖宗乾符三年四月なり。世祖その言に從つて室を築いて以て居る。是月威肅王后娠むあり、太祖(王建)を生む。(高麗史・世系)

以上は高麗王氏發祥及び高麗王都創定に關する傳説の大體であるが、文に就いて看得るが如く、

全文殆んど占卜的事項を以て満たされて居るのである。この傳説が誇張的觀念に依つて多分に粉飾されて居るものであつて、王氏發祥及び國都創設の實際真相には凡そ遠ざかつてゐるものであることは勿論のことであらう。然しながらたとひそれがさうであつても、その誇張粉飾に占卜的事項を多分に盛り込んだと云ふ事が看過すべからざる點であつて、これ實に之等の傳説を作為した高麗當初に、占卜こそ人生の運命を豫知しその生活を左右する力あるものとして一般に確く信じられて居たことを證するものと云はねばならぬ。即ち當時に於いては少なくとも多數の中から一人の犠牲者を出す場合には各自の冠を投ずるとか^(一)又は笠を水中に投ずるとか^(八)して各自の運命を卜した事夢に依つて將來の幸運を占ひ、以て女を妻はし^(三)或はその夢を賣買し^(五)又た夢トを信じて客に娘を侍せしめた^(七)等の夢トの風、或は豚の赴く所に隨つて居を卜するが如き^(九)乃至地を相することに依つて將來の發福を豫知する風水的豫言に依頼する事^(二)^(四)^(六)^(一〇)^(一一)などの習俗が行はれて居たものであるに相違ない。

こゝに注意すべきことは、右の傳説に依つて窺はるゝが如く、高麗では相地法に依る風水的豫言が發達し來つた事であつて、道説が唐の一行から地理法を得て還つたと云ふ事も後世の誤傳であり、未生の王建に對してその運命を書いた讖書を封じて父隆建に渡して置いたなど云ふ事は、極めて芝居氣タツブリな傳説であるから、世祖隆建が實際に道説から新居造營の教示を受け

たかどうかさへその眞偽判じがたいが、地脈が水母木幹に由来して居り、隆建の本命が水性であるから、水の大數を重ねて六六三十六區の室を構築すれば、天地の大數に符應するから聖子を得て一家を興し君王の位に上るべしとした事などは、全く風水造的詣に達したものであることは疑ひがない。蓋し風水から之を論評すれば、五行の水は壬の天水と癸の地下水との結合したものであり、而して之を河圖生成の數から云へば、天水は一にして地下水は六、だから水は一六の數に依つてあらはされ、而してその大數は六である。従つて此の地大數たる六に、隆建本命水の地大數六を重ねて屋宇を構築し、而してこの中に住居すれば、もとく水は天一地六の合成であるから、地六のみに依つて造られたこの屋宇は、その勢として必ずや天一を呼び求むるであらう。而して之に應ずるところがあるであらう。處が地上に於ける天一の所應は國內を統合して一にすることであり、人間に於ける天一の所應は萬民を統治する一人の君王であると解釋せられる。従つて六六三十六區の屋宇を構築して住居すれば、統合三韓の一君王の出生が必然的に結果せられると附會し得られるのである。だから道説の教示又は獻書説が附會であるにしても、その屋宇構築法を六六三十六區にしたなど云ふ伎倆は、風水説に達したものでなければ到底企圖し得ざる處である。従つて當時の風水造的詣が如何に發達して居つたかを推知し得られるであらう。

(2) 夢 占 ひ

夢占ひの習俗が高麗に行はれたことは既に前述せるところであるが、以下その實例一つ二つを擧げて見れば、

(a) 夢を解いて名を賜ふ。高麗初期に崔聰と云ふ人があつた。博く經史に涉り通じて居たが、尤も卜筮に精はしかつた。彼は太祖に召されて夢を解いた時、必ず三韓を統御すべしと解いたので太祖之を喜び、その名を知夢と改めさせ、太師と云ふ大官に任用した。(註一)

(b) 夢に依つて婚す。これも高麗初期の人金審言と云ふ人は、崔暹と云ふ人に就いて學問して居た。暹が一日居眠をすると、金審言の頂上から火炎が立ち、その焔が天に沖して居るのを夢みた。そこで暹は金の凡人にあらざるを知り、その娘を彼の妻としたが、果せるかな審言は成宗の朝に登第し遂に高官に昇つた。(註二)

(註一) 崔知夢。初名聰。博涉經史。尤精於卜筮。太祖聞其名。使占夢。得吉兆。曰。必將統御三韓。太祖喜。改知夢。官至太師。諡敏休。配享景宗廟庭。(東國輿地勝覽三十五)

(註二) 金審言。初從常侍崔暹。學。暹坐而寐。夢金審言。頂上有火氣。屬于天心。異之。妻以女。成宗朝。果登第。官至內史侍郎平章事。諡文安。(東國輿地勝覽三十六)

(3) 占卜の的中した話

占卜信仰が強く、且つその習俗が盛行してゐる以上、その的中した話しも必ずや数多いことであらう。いま一二の例を摘録すれば次の如くである。

(a) 身數占が的中して晩年貴子を得る。高麗仁宗(一七八〇六)の朝に崔瓘と云ふ人が居た。八十餘歳になつた時、余は少年の頃卜算なつて貰つたことが悉く的中したが、たゞ一つ晩年に貴子を生むと云ふ事だけは虚語のやうだと述懐した。處が間もなく彼は婚姻の縁組をしたのに婿がなくなつた娘さんと結婚した。結婚後七月目に瓘は死亡したが、その娘からは果して洪胤と云ふ立派な男兒が生れ平章事と云ふ高官にまで上つたのでその身數占はこゝに全く的中した譯である。(註一)

(b) 巫占的中王落馬す。恭讓王の四年(二〇五二)壬申三月、李朝の太祖が海州に賦に出かけられた。その時巫がこの行を占つて、高いところから落ちて衆人に介抱せられるだらうと云つたので、王妃康氏は非常に心配して居られた處が、果して太祖は獵中、渚中で落馬して負傷し、從臣達の肩車に乗せられて還へられたと云ふことである。(註二)

(註一) 予嘗見高麗仁宗朝平章事崔瓘年八十餘。闕少時卜算。嘆曰。平生所歷。一如前定。但晩生貴子。是虚語耳。未幾隣有一達官家。將納壻暴死不果。瓘遣女奴求婚。父母不能決。一日閨中從容語女曰。以家閨女。嫁與微官而偕老。寧一日作宰相妻乎。女率爾曰

可矣。遂婚有娠。越七月而瓘卒。生子曰洪胤。終身守節。洪胤擢明王癸巳乙科第一。官

至平章事。一主司馬。四開禮闈。母夫人康強享福。(筆苑雜記、卷之二)

(註二)

恭讓王四年壬申三月。太祖賦于海州。將行。有巫方尤言於康妃曰。公之此行。譬如人升百尺之樓。失足而墜。幾至于地。萬人聚而奉之。妃深憂之。及太祖射獵。遂禽馬陷淖而蹶。遂墜失豫。肩輿而還。(太祖實錄)

(4) 占に依つて事を處す。

人は運命に依つて支配され、その運命は占卜に依つて豫知し得ると云ふ事になれば、人生諸事之を決處するに占卜に依るであらうことは自明の理であらう。そこでいま二三のかうした例を擧げるであらう。

(a) 人相觀。興法寺の眞空大師が僧とたつたのは、その兩親が嘗て人相見に觀相させてからであつた。(註一)

(b) 卜者の言に従つて僧となる。普覺國師と云ふ人は少時常に病身であつたが、占つて貰ふと出家するとよいと云ふので遂に僧となつた。(註二)

(c) 葬地及び葬日を卜ふ。この頃は人死するや直ちに之を殯し、後徐ろに埋葬すべき墓地を占ひ、且つ埋葬日を卜して埋葬したものと思はれる。(註三)

(注一) 高麗太祖二十三年庚子(皇紀一六〇〇年)建原州興法寺真空大師塔碑文に曰く、

「大師生有殊相。弱無戲言。以下二六字缺。性靈超衆。神悟絕倫。槐市橫經。杏園命筆。二親嘗邀相者。相(一字缺)云。若甘羅之歲。鳳舉難量。終臻賈誼(以下缺字二五)(朝鮮金石總覽上)」

(注二) 忠州青龍寺普覺國師定慧圓融塔碑(朝鮮太祖三年甲戌皇紀二〇五四年)序、

「師少常嬰疾。卜之曰。此兒出家終不病。作大和尚矣……況卜者言然。令投大禪師繼

松祝髮。(朝鮮金石總覽下七二〇)」

(注三) 高麗神宗元年戊午(皇紀一八五八年)建長湍宋將軍墓誌、

「承安三年冬十二月二十二日。寢疾終于家。葬于靈山西。俄改卜宅安骨。(朝金總上)」

高麗康宗二年癸酉(皇紀一八七三年)建長湍李瑞林墓誌、

「大金貞佑癸酉仲冬下旬。卒于家。越季冬二十四日卜宅。松林縣法雲山而葬之。(同上)」

高麗明宗十五年乙巳(皇紀一八四五年)建長湍咸有一墓誌表、

「遺命薄葬。遂殯於居第之廳事。卜得十二月十一日庚申。葬于華藏寺之南麓。(同上)」

第三節 李朝に於ける占卜習俗

李朝では國初高麗の制度に倣つて觀象監と云ふ正三品官署を置いて、専ら天文地理曆數占筮測候刻漏等の事を掌らしめた。いま李朝の法典を輯録せる大典會通に依れば、この官衙は領事一員(正一品領議政、正一員、正三品、副正從三品)一員、僉正一品從四品、判官一員從五品、主簿一員從六品、天文學教授一員從六品、地理學教授從六品一員、天文學兼教授三員從六品、地理學兼教授一員從六品、命課學兼教授一員從六品、直長二員從七品、奉事二員從八品、副奉事一員(正九品)、天文學地理學訓導各一員(正九品)、命課學訓導一員(正九品)、參奉二員從九品と云ふ二十數人の職員を以て構成し、天文風水曆事氣象時計並に占筮の事に従事したものであつた。而して占筮の事は之を命課と稱し、占卜に長ぜる盲人を以て之に任じたが、同大典會通禮典諸科に依れば、この命課は陰陽科の一分科として命課學に通ずるもの、その初めは四人、後には八人を國家試験に依つて選拔任用したのである。

さてこの國設の命課なる占卜はどんなものであつたか、李朝七代世祖(三二二一六)の時に及第し官禮曹判書に至つた成侃のものした「慵齋叢話」からその一斑を物語らせて見よう。

曰く、我國命課類皆盲人之を爲す。國初眞と云ふ卜者あり、能く遁甲の術を爲す。一日眞忽ち闕に詣りて上に調す。上問ふ。官闕甚だ嚴なり。汝何ぞ入るを得たる。眞啓して曰く、臣遁形して入る。官闕皆知らず。今日は是れ臣の命盡るの日なり。願くば上之を救へ。上曰く、

汝秘術を以て宮掖に潜入す。汝が罪甚だ重し、赦すべからずと。即ち命じて之を殺せり。其後ち金鶴樓なる者能く明鏡數(占書)を知る。又金叔重なる者あり、世に名あり。生員朴雲孫、館婢を奸し、妬して婢の本夫を殺す。死罪を以て獄に囚はる。決招の日、刑曹の郎官齊しく集る。叔重其傍に在り、休咎(吉凶)を歷言す。正郎盧懷慎、豪富を以て一時に擅にす。顧みて叔重に謂つて曰く、彼の囚命朝夕に在り、免るべきの理あるや。叔重や、久しく推命、乃ち曰く、此の囚たゞに刑を免るゝを得るのみならず、官途廣遠にして、患害の事なし、正郎の命反つて此囚に如かずと。一坐皆な其の孟浪を笑ふ。雲孫刑せらるゝの日、逃走して免かるゝを得、後ち官三品に至り、年七十にして死す。懷慎は幾ばなく早夭せり。我が先君(成倪の父)叔重と厚し。時に余年歳疫疾を得て、將に死せんとす。呼んで休咎を問ふ、又伯長兄(仲次兄)氏の命を推す。叔重曰く、長嗣は福祿長久、官吏判(吏曹判書)に至るべし。仲嗣は清貴なりと雖も、長からず。小兒は福祿長嗣と相等しくして、榮華之に過ぐ、虎狼の穴に置くと雖も、必ず相害されずと。果して言ふ所の如し。金孝順なる者あり、また善く卜ふ。伯氏儒たるの時、上舍李寬義と往つて其の吉凶を占ふ。孝順伯氏の命を占つて曰く、今年必ず大捷終に貴顯に至らん。上舍の命を占つて曰く、齒に没し終身一腐儒のみと。上舍文名あり、儕輩推して巨擘と爲す、科第を視ること、頰髭を摘むが如し、占語を聞いて痛哭嗚咽す。孝順之を慰めて曰く、然れども晩年君臣慶會の格あり

と。其の後上舍竟に登第せず退いて郷曲に老ゆ、年七十逸民を以て徴さる。成宗、便殿に引見し治道を講論せしむ。傳へて曰く、眞に用ふるべきの才なり。然れども老鈍留め難しと厚く衣服を賜ふて之を送る。今金山實なる者あり、吾が隣に居る。丁未戊申年間、吉凶を問ふ。山實曰く、『大明初出處、萬里見光輝、これ官路に飛揚するの兆なり。必ず高官を得ん』と。其年弘治皇帝明の孝宗新に大寶に登る。余謝恩使を以て京北京に赴く。其事正しく合せり而して、山實誤りて以て美官を得ると爲す。然れども兆の實なるは則ち虚しからざるなり。(備齋叢話卷八)猶ほ當時の學者徐居正は嘗つて世祖と占卜を問答した事があるが、それは祿命と稱し今の四柱占と同様のものであつた。しかし徐居正は成倪とは異なり四柱などは決して信するに足らないものであると一蹴して居るのであつて、上は王よりして占卜信仰の著しき當時にあつてもよく之を否定する者があつた事を示して居る。いまその原文を示せば次の如くである。

世祖於陰陽地理之書、無不淹貫。洞見是非而審斷之。嘗謂臣居正曰、祿命之書、儒者窮理之一事。汝知之乎。臣對曰、粗嘗涉獵。且謂臣、卿意謂祿命何如。臣對曰、甲巳之年正月丙寅、甲巳之日生時甲子。以六十位類推之。其數極於七百二十而盡。以七百二十六年、加七百二十之日時、則命之四柱極於五十一萬八千四百、而無復加矣。天下盛時、戶口至有千五六百萬、則億兆林々之衆、豈止五十一萬八千四百而已哉。今於

閭巷間。固有四柱皆同。禍福全不相似。以耳目所見。常有二。則耳目之所不接者。安知非千百者乎。且千里不同風。百里不同俗。四柱則中國四海荒服之人無不同也。而中國則有公侯伯子男卿士大夫吏胥庶人之分。爵位科第之高下。皆一一有辨。四海荒服之俗。或同禽獸。無貴賤之分。是何困於五十一萬八千四百之人命。而其不同若是其紛々耶。祿命之書不足信也。(筆苑雜記卷一)

さて命課をなす盲人。即ち盲卜者は之を何と呼んだであらうか。成俔の叢話には次の如く禪師と稱したと記載して居る。即ち、

盲類皆剃髮。世人稱曰禪師。有老盲金乙富。居廣通橋畔。以卜筮爲業。人爭問之。事多差違。婦人輩皆曰。廣通橋禪師言凶則吉矣。(慵叢卷八)

この記事に於いて注意せられることは、卜筮者は單に家に在りて問者を待つばかりでなく、占卜習俗が人争問之が如く、それだけで生業となすことが出来た程である處から、大道易者として街頭にまで進出した程盛んであることであつて、この盛況は遂に占卜を以て避凶趨吉の雄なるものとなし醫藥と並立して生活上缺くべからざる必要事となさるゝに至り、遂に儒者達までが究理の一事だけでなく、且つ盲卜者だけに任して置かず、自ら進んで之を研究し自ら之を行ふと

云ふ有様となつたことが察せられる。(註二)

(註一) 宣祖(三二二六八)時代の人吏曹判書李暉光は其著芝峯類說卷十八に次の如く述べて居る。

醫藥與卜筮並稱。而醫者救死濟生。卜者避凶趨吉。其初皆出於聖人。固不可小之也。(註二) 世之儒生好卜者。詔々余沈守慶宣祖朝の人官右議政に至る於平生。一不問卜。盖似李淳風。邵康節。難得以遇矣。卜者言吉凶。未必可信。而聞某年吉。則或有僥倖待吉。竟無其驗。聞某年凶。則或有虛費憂疑。竟無其驗。豈非無益而有害乎。儒生或有自以爲善推卜。善推卜。善言人之吉凶。亦非所當爲也。(聽天遺聞錄、大東野乘)

正祖朝(二四三〇七)の人丁若鏞は、牧民心書の著者として李朝中期に於ける著名な學者。經世家であるが、彼も亦易學緒言「卜筮通義」等の占書を物すると共に、世の公民教育に資せし「山林經濟」にも各種の占卜習俗をそのまゝ記載して居る。いまその一斑を窺へば、次の如くである。

◎家運占

- 禎祥と妖孽。凡そ家の將に興らんとするや、必ず禎祥あり。將に敗れんとするや、必ず妖孽あり。如し妖孽を見れば、急々に徳を修めば、則ち自ら災禍を免れむ。
- 麥占。麥の一稈にして、兩穗のもの之を岐麥と謂ふ。之ある畑の家は日に必ず驟進す。
- 紫燕の巢。紫燕は烏燕の類と異り、巢を營むも亦た絶えて相似す。此燕來り巢へば、其主家

益々富む。

○燕の巢。凡そ燕巢の長く且つ大なる者は主吉祥なり。戸の北に向へる者は人をして興旺ならしめ、更に田蠶に利す。

○鵲占。鵲來つて宅南に巢へば、家主當年に慶あり。巽方なれば家主速に應報あり。

○猫占。猫兒自ら來れば質庫を開く。

○狗占。狗自ら來れば主益々富む。

○豚占。豚自ら來れば主貧す。

○猫子占。猫の生める子皆な雄なれば主に喜事あり。

○犬子占。犬の生める子皆な雄なれば主に喜び事あり。犬一子を生めば其家旺盛す。故に人に與ふるなく之を畜ふべし。

○鼠狼占。鼠來つて窟せば其家必ず長吉。鼠對面拱立し、因つて之に向つて曰く爾ち亦た泰來の賀を知る耶と。その鼠復た揖するの狀の如くし去れば主慶あり。此を名けて狼恭と曰ふ。鼠拱すれば主は大吉慶有り。

○鼠占。鼠來つて人の幞頭帽子衫領を咬めば主は財を得、喜び百日内に至る。

○三白占。白雀簷に巢ひ、白鼠屋に穿ち、白魚舟に入るを三白と云ふ。大吉なり。

○蛇占。蛇皮を脱する時人之を見るあれば、主大に跡を發す。

○土占。門内の泥土自ら起きて墩を成す者を長墩と謂ふ。其家長く進むべし、愛護して鋤する勿れ。若しその墩自ら漸く平ぎ下らば家も亦た暗消す可し。

○蜘蛛占。凡そ人家に蛛網多きは乃ち衰敗の徵なり。庭中見る所の結網は即ち撈り去りて遠きに送りて可なり。

○碗占。自ら破れたる碗の上下兩截斷齊しき者を無底碗と曰ひ、大吉なり。上截の中に古語を書して東壁に懸くれば、之を祥瑞と謂ひ、三年を出でずして富を致すべし。

○遇物占。凡そ人外出して交合の物に遇ひ、或は犬の橋を過ぐるに遇へば大吉なり。謀る所皆な遂ぐ。(山林經濟卷十二占家徵)

これは山林經濟がもとく一般教養なき民衆を相手として著作したものであるからであるが、たとひ低き民衆を対象としたからとて、經濟濟民を以て自任する學者が右に見るが如き占卜習俗を平氣で記録して居ることは、また以て當時の世相が如何に占卜を信すること強く、學者をして遂にこの雰圍氣から逸脱し得ざらしめた所以であらう。

以上は李朝時代に於ける占卜習俗の趨勢を概観したのであるが、猶ほ該習俗の相を彷彿せむが爲に以下少しくそれらの事例をあげて見るであらう。

(1) 占卜的中例

(a) 鵲卜に依つて爵を得たり。

世祖朝(三二二八)の人官吏曹參判に至り群書に博通し詩文に名ありし李陸は、當時の占卜信仰であつた家の南方の樹に鵲が巢を作れば、その家の主人は官爵を得る」と云ふ言ひ傳に就いて興味ある談しを録して居る。それは太宗の朝に太宗(二〇六一—二〇七八)のふるき友人で貧困志を得ざる者があつた。彼はこの鵲占を利用して、太宗の行幸時を伺ひ、召使をして家の南方に鵲の巢をつくらせて居た。處が果して太宗の怪しむところとなり、その譚を尋ねると、召使は主人がかうすれば官につけるからと命するまゝにして居ると答へたので、太宗は氣の毒に思つて官につけてやつた。と云ふ事及び李陸が一生の間に幾回となく自分の家の南に鵲が巢を作つたが、その度に幸福が到來したから、この言ひ傳は決してうそではないと云ふ實驗談である。詳しくは次の原文を見よ。

人言家之午地^(南方)有鵲來巢。主人得爵。諺傳太宗有故人困不得志。伺上行幸。使奴爲鵲巢於吉地。上果使人問曰。何爲如此。對曰。家南有鵲巢。當得爵祿。吾主久不得官。故爲之耳。上憐之。命除官云。余小時有鵲巢於家地。余與群兒斫其木枝。全巢墮地。有雛方黃吻。心傷其死也。且以南是福地。將巢掛之于家南槐樹上。雛皆長大飛去。其冬先君

以軍器錄事。蔡靖難功超三級。授奉禮郎。後構別第於青坡。家正南向。有鵲巢于棗樹。正午地也。有女僕毀爲薪。明年復巢於其樹。是睿宗即位之明年己丑也。余以司誨超拜掌命。歲辛卯春。鵲來巢於府之南庭樹上。余笑曰。鵲巢有靈。自古言之。某亦曾驗。府中當共受福無疑。有一臺長曰。此巢稍近東。似爲執義。柳輕果拜承旨。久之。鵲無故毀其巢。更構於正南。是年夏。上以某等能稱職。下教褒美。皆加一資。余與執義孫舜孝。陞堂上。甲辰春。有鵲復巢於家南棗樹。不巢者凡十四年而復巢。鄭二相佞景會以詩戲而賀之。夏果腰金出按嶺南。以此觀之。人言亦不虛也。(青坡劇談)

(b) 巫未生の貴子をトす。

これは成俔の蒐錄したものであるが、それは李太祖(二〇〇五—二〇五二)の頃の事であらう。漆原府院君尹子當の母南氏は年若くして寡婦となり咸陽に住む身となつた。彼女は尹の七歳の時巫家に往つて卜つて見ると、巫之を卜つて曰く、「奥様心配は御無用。このお子さんは貴相があり貴い身分になれます。そしてそれは屹度この弟さんのおかげですよ」と。彼女は自分が寡婦であるのにどうして此兒の弟が出来るものかと言つたが、後ち果して彼女は李宰相に再婚し蕃を生んだ。蕃は太宗即位運動に功第一といふ處から權勢一國に振ひ、子當も

亦おかげで府院君に封ぜられたのである。即ち

漆原府院君尹子嘗。母南氏年小寡居咸陽。尹年七歲隨南氏往巫家問卜。巫云夫人勿憂。此兒有貴相。然兒必因弟力得貴。南氏曰。寡婦之子安得有弟。後南氏適李相。叔蕃佐太宗定社。功爲第一。權振一國。而尹公亦因李力得參勳列封君。(備叢卷四)

(c) 占書に依つて運命を決せらる。

成宗(二一五三—二一五四)朝の相尹弼商は少き時北京に赴き善卜者に遇つて占つた。一生の吉凶は必ずしも卜者の言ふ通りではなかつたが、その占辭の末句に「日落三林下、永別一枝春」と云ふ語意を解し得なかつた。處が燕山朝の甲子に成廟朝の廢妃の會議に列した廉で珍島に竄居する身となつた。一夕隣家の主人が耕耘の手傳の爲めに明朝上林に來會して貰ひたいと觸れ廻つたのを耳にしたので、尹はふと胸に浮ぶことがあつて、上林とは何かと訊ねた。主人の曰ふには、此處から五里ほど隔てた處に、上林中林下林と云ふ地名があるとの事。尹公は始めて占辭の三林の意味が解つて嗟嘆して止まなかつた。すると傍に髪を梳る一妓が居たので、何氣なしにその名を問ふと、一枝春と云ふ名だと云ふ。尹公は愈々不思議の感に打たれ、屋を仰いで慄然としてゐた。是の日廢妃に藥を盛るべき役の曹孫が京に赴いて占つて貰つたら、占辭の本句に「一官雙印綬、魂斷白雲中」とあつたが、その後ち江原の監司に任

ぜられ、兵使を兼ねて兩印を佩びたが、遂に監營に歿した。この監營は原州白雲山の北に當つてゐる。(崔東州五百年奇譚)

(d) 盲卜よく及第者を豫告す。

明宗朝の人官領議政を贈られた李濟臣は、甲子の秋二二二四年國家任官試験に應じた時、一人の盲卜者に、今年誰れが壯元(首席)に及第するかを占はした處、丙申生の李姓だとの事。そこで自分もそうだと云ふと、盲曰く貴君は次位ですと云つたが、發表されたのを見ると叔の獻で、彼も亦丙申生れであつた。次の試験の時にも占はせたが、この時は姓の字畫が五つの人が首席だ云ふ。受験者中それに相當する者は尹箕の外になかつたが、發表を見ると、果して尹箕が首席で、これも亦的中したと。

余於甲子秋當應舉。招一盲問曰。汝知今年壯元乎。盲曰。丙申生李姓人也。余因戲之。使推吾命曰。此乃丙申生李姓也。盲曰。此則當高中而非壯頭也。既而叔獻魁焉。果亦丙申李也。叔獻雖有才可壓一榜人。然亦天數有定矣。丙子春。前盲又到吾家。時方式年(定期)而未出殿榜。余問曰。甲子秋汝能知吾榜龍頭。今式則何人當魁。盲曰。得姓五畫者當之。余歷數會試榜。則唯尹字爲五畫。而尹箕之外無他焉。殿榜及出。而尹箕果壯元。(清江瑣語)

(2) 結婚にト命すること

結婚を占トに依つて決定することは現在に於いても盛んであるが、この風は李朝時代にもさうであつて、之に關する幾多の事例が數へあげられる。いま一つ二つの例を掲げて見ることにする。

(a) 寡婦たるのト運。

これは李能和氏の「朝鮮女俗考」から採萃したものである。氏は「我が俗に、女を嫁せんとすれば先づ運命をトふのであるが、之は高麗朝からの遺風で、李朝の初にはこの風俗が盛んに行はれ官紳の家に之の例が多かつた。」と述べ、然る後ち燃藜室記述から次の様な記事を引用してゐる。

「世宗(二一〇七九)朝、南智、官左議政に至り忠簡と諡す。安平大君、公と婚を議す。公曰く、某女息あるも貌醜く、貴家の婦と爲るに堪へず。閱視を請ふと。安平大君曰く、采女を親しく擇ぶは宮禁の事なれば、予敢へて借ふべけんや。相公安んぞ是の言有らんや。婦の妍醜は吾れ意に介する無しと。公曰く、一老青衣(小使)に請ふて吾が女を就いて見せしめば、恐らく後悔無からんと。安平聽かず。公唯々たり。飲酒酣にして起つて曰く、一事あり再び陳べんとす。適々河陽替者金鶴老に見る。其の人善くトして我が休咎吉凶を言ひ、盡く驗あり。」

云く、君の二女は皆命隻にして一生を過し難しと。是を以て累となるを恐れたりしが、長女は臨瀛君に歸して今寡を守り、此はその季也。安平笑つて曰く、相公は何ぞ巫トの言を信するや。殊に大人は妖説の意を拒むに非ずやと。公即ち曰く諾と。寒族連ねて玉派に姻み、誠に多幸なるも、但し薄命の女にして貌又揚らず、後言あるを慮る。今大君の意確かなるを蒙る。何ぞ敢へて辭して避けん。是の年、安平の子友直は公の女を娶り、明くる年壬申公風疾を得て瘖(瘖)物言へぬ病して事に預らず。その明くる年癸酉安平罪せられしも公姻婭を以て逮はれざりしは、その病を以てなり。(燃藜室記述。)

(b) 男女のト命。

世祖朝(二二二二八)の兵曹判書南怡は、宜山尉南輝の子、太宗大王の外孫で驍勇頗る絶倫であつた。左議政權肇は怡の剛勇に感じてその第四女を彼に嫁あはせ様と思ひ、怡の運勢を卜者に占はせた。卜者は、是人は貴人となるが、惜しいことには横死を免れないから止めたら可からうと占つた。他の卜者に娘の運命を占はせたところ、是人は短命であつて必ず良人より先きに死ぬであらう。其の福は共に享けるが、禍は見まいから、婚約を結んだ方が可からうと占つた。肇は後説に従つて怡と婚約を結んだ。その後怡は十七歳で武科に登り、李施愛を討ち、建州の賊を平げ、一等の軍功によつて兵曹判書に擢用された。處が睿宗の朝に

奸臣柳子光が南怡の才能を猜忌し、怡が北征に上る時作つた詩「白頭山石磨刀盡 豆滿江波 飲馬無 男兒二十未平國 後世誰稱大丈夫」の中の平國の平の字を得の字に改竄し、怡は謀反を圖るものであると讒誣して殺した。時に怡は二十八歳であり、その妻なる孿の娘は、卜者の占つた通り數年前に此の世を去つて居た。(崔東州、五百年奇譚)

(3) 夢占の習俗

夢がその人の運命を卜するものと信ぜられたのは何れの時代にも劣らず李朝が盛んであつた。いまその著しき例として釋王夢占談を顧みよう。

「釋王寺緣起」に依れば、李朝の太祖が高麗王辛禱の十年、讓を受けて易姓王位に即く八年前、安邊と云ふ所に寓居して居ると、或夜の夢に、萬家の鶏が同時に鳴き、千戸の砧が同時に聞え、自分は破屋の中に入り三椽を負ふて出づると、花落ち鏡落ちると見て驚き目覺めた。太祖はこの夢の吉凶が氣になつたので、近所の一老婆にこの夢解をたのんで見ると、老婆は自分にはよく解らないから、此處から四里隔れたところに雪峰山と云ふ山がある、そこには不思議な僧が居るから、其處へ行つてきかれたがよいとの事。そこで太祖は雪峰山にわけ登り、その僧にあつて、夢の吉凶判断を乞ふた。と、その僧は容を改めて云ふやう、これは君王と成るべき夢である。即ち萬家の鶏の聲は高貴の位を賀する聲であり、千戸の砧の音は近く當るを報じたもの、花落

つれば實を結び、鏡落つれば聲あり、三椽を負ふとは王の字であり、花も鏡も亦この王業の成功を促し祝福する意味である。今公の顔を熟視するに滿面に君王たるの相がある。今日の事は慎みて口外してはならないとの事であつた。太祖は心中大いに喜び、その報酬如何程と問へば、僧は若し公が王となつた曉、この所に寺を一つ建て、今日の事を記念して釋王寺と名づけて貰へば結構であると云つた。この僧こそ後に太祖の帷幕に參した無學國師であり、此の寺は永く李王家の祈願所となつたと。(咸南の史蹟名勝)

猶ほ夢占の事例を二三あぐるであらう。崔漢と云ふ人は學友と地方で行はれる國家試験を受けに行く途中、馬上で枝垂楊が馬の首にふさくとたれかゝると夢みた。へんに思つて之を學友に語ると學友は、それは青蓋及第者に許される天蓋で吉兆だからその夢を買はうと云つたが、賣らなかつた。處が果して及第したと。(註一) 周世鵬と云ふ人は、その母が病革つて命且夕に迫つた時、致誠天に禱ると、その夜の夢に或人から白絲八兩を與へられた。處が母は病が一旦癒つてから八十日目に歿くなつた。そこで八兩の絲は乃ち八十日延命の兆であつたとが知られた。(註二) 朝鮮隨一の名將軍、李舜臣の生れる前に、その母卞氏が嘗て夢を見た。それは舅が告げて言ふやう、この兒が生れれば必ず偉らくなるから、舜臣と命名せよとの事である。母はこれを父に告げると父は之を占はして見ると、吉運で年五十になつたら大將軍とならう

との事であつた。(註三)

(註一) 崔漢公。金山人。字台甫。天順己卯(一一一九)春。與諸友生同赴鄉試。馬上忽夢垂楊裊々。鞞干馬首。覺而異之。說與同行友生曰。垂楊之狀。正似青蓋。汝夢奇甚。吾當買之。崔

先生曰。吉兆已定。何可賣得。遂捷鄉園。果登第。瓊錄(海東雜錄、一)

(註二) 周世鵬。中宗朝二二〇四の年。官參判に至る。字景游。號慎齋。慎齋母病劇。焚香禱天。是

夜夢。人與白絲八兩。病瘳後八十日而歿。始知八兩。乃延八十日之兆。(海、雜、三)

(註三) 朝鮮正宗十八年甲寅(二四五四)立。牙山李舜臣神道碑序。其生母下。夢其舅言。兒生

必貴。其命名舜臣。父貞聞而異之。占之。曰吉。年五十當仗鉞爲名將忠武。(朝、金、總、下)

(4) 埋葬に日を卜すること

事を處するに吉凶の日を擇ぶことは、特に人生の大事中葬時に於いて著しかつたものであつた。いま栗谷先生李珥のこの風習に對する記録を見るに、明宗王(三二〇六)がなくなられた時、宣祖王の元年八月十日に葬らむとした處、日官が之を不吉としたので、大臣が相談し論争し合ふやうになつた。そこで王大妃が教を下して、凡そ吉凶は天命にあるから日官の言ふことなど信するに足らない、十日に定めてよろしいと、大臣達は反對した。大妃は、かまはず十月十五日に埋葬すべしと命じ、不吉の日だからとて用ゐても差支ないと申出されたが、大臣達は

仰せではあるが先君の靈を葬むるに凶日を用ゐたのでは在天の靈に相すまぬと固執したので、大妃も之に従はれた。と云ふ事を擧げ、之を評して、大妃は女性であるにも拘らず立派な意見を以て居るのに、大臣達の迷信に重を置く不見識にはあきれたものだ、と痛烈にこきおろして居る。次の原文を見よ。

次王。元年八月。明宗之喪。當以十月葬。而日官以爲不吉。大臣與日官定議。以九月卜葬。乃第四月也。生員李愈上疏。譏其渴葬。王大妃下教曰。凡吉凶在於天命。日官之言。何足取信。定十月可也。大臣以爲難。大妃乃命於十月十五日下玄宮。曰。雖不吉亦可用也。領議政李浚慶。左議政李黃啓曰。葬日不擇吉凶。雖是盛意。但安厝先靈而用凶日。則恐在天之靈亦未安也。大妃乃從其請。謹按栗谷の評。諸侯五月而葬。先王之定制也。古者未聞擇月也。慈殿明燭正理。而大臣不能將順其美。反以爲左說。爲重。大臣之無見如此。時事可知己。(石潭日記、上)

猶ほ葬日を卜つた例を一二掲げて置く。

(a) 李穡牧隱集所載。長湍韓脩墓誌。高麗恭讓王四年壬戌。年才五十二而亡。天道奚爲此至也。卜日葬于臨津縣瑞谷南麓先塋禮也。(朝、金、總、上)

(b) 朝鮮肅宗二十三年丁丑(二三五七)立益山蘇世讓神道碑序「下得癸亥正月二十七日丙午葬于益山郡北回龍峯下子坐午向之原與夫人同塋」(同上)

(5) 風水的地豫占の風

李太祖が高麗王氏に代つて朝鮮の王位につくや、急速に舊都開城を棄て、新都を漢陽(即ち今の京城)に選定遷都した。これは高麗王氏が新羅に代はるや新羅の都であつた慶州を棄て、新に國都を松都(今の開城)に奠めたが如き、易世遷都の先例に依つたものであり、而してまた國都を他に新に定めると云ふことは、前朝の舊都に於て新政を施くよりも人心を革にして新政に歸向せしめむとする政治政策上極めて策の得たものであらう。然しながら若しも京城奠都の動機が新都を開いて人心を新たにするだけの必要からであつたならば、李太祖は舊朝の群臣に擁立せられて舊都開城に即位したのであるから、徐ろに吉地を相して其處に新都を建設し、然る後に遷都しても差支へなかつたであらう。然るに太祖は王位に即くや否や、その年に既に遷都の意志を發表し、急々三年の間に忙はしく各地を巡視して新都候補地の良否を檢し、且つ群臣と幾多の論議を重ね、群臣の多くが反對乃至早尙の意見あるにも拘らず、之を押し切つて漢陽に新都を定め、猶ほその遷移は新都の構營未だその半ばにも達せざるに敢行され、新都の面目がどうやら國都としての體を具へたのは、漸く遷都の後に於いてであつた程、性急であつたのである。

かく性急に新都漢陽に遷都を斷行したのは、人心を新たにするもの以外に何等か大きな理由がなければならぬ。それは何ぞや、大臣河崙の上言に依つて新都の候補地母岳(今の京城の西北を親しく巡閱し、その際群臣を會してその良否を議した時、書雲觀員たる劉早雨と太祖との問答こそ、よく太祖の遷都に對する意中を物語るものであらう。

太祖曰く、其方等は妄りに此の地を非難すれども、若し此の地を宜しからずとなさば、何れの處に都を奠めんとするか。早雨曰く、臣能く之を知らず。太祖曰く、其方は書雲觀の地位にありながら、之を知らずとは無責任ならずや。汝は松都の「地氣衰旺説」を聞かざるや。早雨曰く、「地氣衰旺説」は圖讖の説く所にして、單に地相のみを學びたる臣には、圖讖を判すること能はず。太祖曰く、古人の圖讖は總て地相の學を基にせしものなり。決して根據なき荒唐無稽の説にあらず。遷都につき其方の信ずる處を陳ぶべし。早雨曰く、前朝の太祖、松山明堂を相して宮闕を造營せしが、中葉以降の君主屢離宮に移居せり。臣窃に惟ふにこれ明堂の地徳衰へたるにあらず。一時廢せしものなるが故なり。更に彼の地に宮闕を造營し、松都を以て王都とせらるゝを可とす。太祖曰く、予は既に遷都するに決意せり、萬一近く適當の吉地なくんば、三國時代の都たりし處、吉地なりしに相違なければ、それに遷すも可なりと。

この「地氣衰旺説」と云ふのは高麗肅宗朝以來流布を見、殊にその末葉に屢々論議されたもので、例へば恭愍王の六年(二〇一七)七月書雲觀が「道説密記に地氣衰旺の説あり、宜しく漢陽に幸し以て松都の地徳を休ましむべし」と上書し、依つて王は人を遣はして宮闕を修理させたとか、同王十六年辛晦が「道説記」にある松都氣衰の説を以て王に平壤に遷都を勧めたるが如き、風水地理的に見た豫言に他ならないものである。かく高麗中葉以來、松都の地氣衰微説から代々の王が別都を建營し又は一時都を遷して地徳休息、即ち國基延長問題に腐心して居た事實を見た太祖には、この地氣衰微説が強くその腦裡に印象され、この地徳衰微の松都に逡巡して他の新都に遷都を敢行しなかつたが故に、高麗の王業が遂に地に墮ちたものと考へ合せては一日たりとも此の地徳なき舊都に止まるを好まなかつたのであらう。

加ふるに漢陽は、秘記密記、即ち圖讖の作者として當時絶對の信仰を得て居た道説の秘記には前以て「繼王者李、而都於漢陽」と書かれてあつたので、高麗では古くから此處に李樹を種えその繁茂するを待つて之を伐除するとか、又は龍鳳帳を埋めて李たるもの、王氣を壓して居たと傳へられて居たから、秘記を信ずるとすれば既に王氏に繼いで王となつた太祖が當然都を漢陽に遷さなければならかつた譯でもある。(漢陽遷都乃至地理説に就いての詳細は民間信仰第二部、朝鮮の風水に載せてある。)

以上は李朝に於ける風水地理的豫言の風習を太祖の新都設定を例としてその一斑を窺つたのであるが、かうした豫言は極めて盛に行はれたものであつて、それ等の多くはやがて第十章に於て述べるであらう。従つて李朝に於ける風水的豫言に就いては只一つ二つの利用例を擧げてこの風習がどの位まで一般に支持されて居たものであるかを示すに止める。

(a) 風水的豫言を利用して味方を作る。
今を距ること約一百五十年前(正祖の庚子年間)に、平安南道龍岡郡に生れた革命風雲兒、洪景來はその素志貫徹の爲に同士や金主を糾合する時、よくこの占術を利用した。もとく、當時、世に志を得ない者は地師になつて國運を豫言し以て自己の生活展開を計らむとするの風があつたが、洪も亦地師と稱して諸國を遍歴し、庚申の年嘉山郡で、之も時に不満を懷き、經史子集、醫卜風水、天文、地理、兵法に通じたるを以て自ら諸葛孔明に任じて居た禹君則を同志となし、占術を利用して嘉山のきけものであり、金權の掌握者である李禧著を引入れてしまつた。それはかうである。即ち景來は禧著が元、嘉山の驛屬で道内著名な富豪であり、夙に武科に登り、軀幹傑大、大膽不敵、一轍者と評せられただけに、一旦決心した上は必ずやりとげると云ふ性であり、その上彼れの親戚は殆んど全部が道内列邑の巨校名吏や富商大賈で、しかも彼が一度動けば各邑に動擾を來すべき勢力あるを看取したので、君則と協議し、先づ君則をして引入れの策

を講ぜしめた。君則は自分の妻鄭氏をして筮人を装はしめて禧著の家に遣はし、禧著の妻の爲に「十年内に大運が来るから、水姓洪姓を意味す」の人に交き合へば大變よい」と占ひ告げしめ、後一年程経つて君則自ら地師となつて禧著の家を訪問し、禧著の爲に其先父の墓地を選定してやりながら、その墓地は當代に大蔭(大福)を發すべき吉地と吹聴して歸つた。その後程経て洪自ら神師の装ひをして禧著の家を訪ね、極く簡単に含蓄多き言辭を残して忽ち去り以て禧著の心神を眩惑せしめ、然る後君則をして屢往來操縦せしむること數年、機を見て再び景自ら禧著を訪ね、逗留數日遂に李をして洪と死生を共にすべき親交を結び、爾後資金の調達とその宅を陰謀の總本營に供せしむるに至つたのである。(朝鮮通信二〇八四—二〇九一、玄相允氏、洪景來傳摘錄)

(b) 讖説を利用して新政を施く。

李朝末葉の執政大院君は世の讖言を利用して新政策を實行した。即ち、

又有讖言有五百年革命之兆。乃欲一新國政。以應其兆。下令國中。凡憲章服制。盡復古例。復修議政府。廢備邊司。設三軍府。以現任將相兼其職。陞江華府爲鎮撫營。留守爲鎮撫使。文武官交代其任。復置茂山。厚昌等四郡。使民開拓。初清崇德帝與朝鮮約。廢邊疆四郡。俾遠滿都。至是大院君移咨北京。遂得允許。設郡植民如故。(朝鮮政鑑、李能

和著、李朝基督教及び外交史より)

第四節 現代に於ける占卜習俗

現在の朝鮮に見聞せられる占卜及び豫言の習俗は、往昔のそれにも増してその數多く、且つその習俗が民衆生活の心理的基調となつて居ることも、決して昔に劣らざる趨勢にある。その詳細はやがて次章以下に於て述ぶるであらうから、こゝには之を省略するが、たゞ現在に於ける占卜及び豫言習俗のどんなものであるかの一斑を窺ふ資料として、現在民衆の間に語り合はされて居る占卜の傳説及び占卜信賴の諸相を摘記するであらう。

(1) 占卜傳説の數例。

現在民間に語られて居る占卜に關する傳説は決してこゝに擧げるだけに止まつたものではない。こゝにはたゞ筆者の蒐めたものゝ内比較的興味あるものを數例掲げることゝした。

(a) 王女口中の栗を占つて父王を驚かす。

昔、一人の王女が病氣になり、その病氣は神助に依つて治つたが、それからと云ふもの、この王女は常に神がりの状態を呈しては祈禱や豫言をする。父主は之をためさんとして窺かに栗を口中に入れ、病と稱して之を王女に占はせた。王女は之を占つて父王の口中にあるも

のは粟で、これを出さざれば直ちに口がはれると答へた。處が果してはれて口が來たので、父王は大いに驚き王女に之が治癒の祈禱を乞ふた。王女は神を南山に祀らねばならぬとて南山に行き祭神祈禱をした。處が、父王の病氣は立所に全治してしまつた。傳へ言ふ。

この王女が朝鮮での巫祖であると。(宋浦府昭五、一〇)

(b) 兀孔金八字。

世俗の談話に、兀孔金八字と云ふものがあるが兀孔金と云ふものは大鼓をさへる鐵で、方言で繃繫を兀孔と云ふ、八字は陰陽四柱のことである。昔し、全州の商人が、生薑を船に満載して平壤の湏江(大同江の古名)に碇泊した。生薑は南に産する珍品で、關西には産しないのでその價格甚だ高く、一船の騰貴せる商品が千反の布や千石の穀物に匹敵する。平壤の名妓で之に垂涎する者甚だ多かつたが、妖艶なる一妓が遂に彼を擒にし、數年の間に全船の貨物をすつかり呑みつくし、その後この商人を疎んじ斥けた。商人は歸らうとしても、無一文では故郷の親戚に逢ふ面目がないので、そのまゝ留つて妓家の雇人となり、薪を取つたり、まかなひなどして、ひびやあかぎれが出来ても苦にせず、妓家の破れ着物や殘飯で我慢した。然し、その妓生が他の男と閨房で戯れるのに商人は、臺所で窮屈相に休みながら、薪を燃やして溫突を煖める役目をしなければならぬので、苦しみに堪へず、或日辭して歸らうとした。

妓生は旅費を與へてやらうとしたが、米や布をやるのは惜しいので、芥さいだらけの無用の廢物を探し、破れ錆びた大鼓の繫ぎ鐵十六枚があつたのを、商人に與へて「途中米に易えて糧にして下さ」と云つた。商人は喜んで之を受け泣いて辭して歸路に就いた。路で之を磨くと漆色がはつきりと光つてゐるので、不思議に思ひ黃岡の市で賣ると、その値が騰貴して百萬兩になつた。識者ししやが之を諦視すると「これは眞の烏金で價格は眞金の十倍である」と。これを資本にして全城に至り、商人は舊業を復し尙ほ百萬の富を致し、東方第一の富豪となつた。號して烏金長者と云ひ、俗に「兀孔金八字」と云ふのは是である。(李能和著朝鮮解語花史)

(c) 占に依つて虎厄を免る。

昔或る田舎に九代獨子の家があつた。この家は代々主人が十三歳になると虎に喰はれる惡運であつた。その家の九代目の息子の時、家の者が卜術者に彼の運命を占はせて見ると、彼も亦虎食の惡運があり、若し家に居れば十三の時に死ぬと云ふ。己むを得ず放浪の旅に出させてしまつた。彼が方々廻つて京城に入つたときは年既に十三であつた。そこで彼は一人の占者に遇ひ所持金百兩の半分を投じて占つて貰ふと、占者は「京城の城内に金政丞の家があり、その家にはたつた一人の娘がある。某月某日、即ちそなたが虎食さるべきその日に、その娘の部屋に隠れて居れば助かるであらう。その外にはどうする術もなし」とのこと

と。そこで彼はその娘の叔母に近づきその叔母に残りの路金五十兩を送り、遂に娘の部屋に身を隠した。そして遂に虎の餌となることを免れたゞけでなく、その娘とも結婚するやうになり、それから子孫が榮えた。(一九二七年、慶南金海孫晋泰著「朝鮮民譚集」)

(d) 占者が商人の運を大開した。

昔、支那往來の一大商人が、或時大失敗したので餘金を持つて朝鮮に歸り、平壤で有名な占者がゐると聞いてそれを尋ね、「どんな商賣をしたら儲かるでせうか」と尋ねた。占者は「先づ三千兩の占錢を出しなさい」といふので、彼は言下に三千兩の錢を出した。少し経つて「もう三千兩出しなさい」と云ひ出した。又少し経つて「もう三千兩出さんと出来ませぬ」といふ。又言下に出した。すると占者は三日の後にいらつしやいといふので三日後に往くと、占者は大きな紙の塊を渡しながらか、「これを今解いてはいけません。忠清道の鷄龍山下に往つて出来る限りの人呼び集め、大宴會を張つて、その後これを來會者に開いて見せなさい。そしてこれは私が今度支那へ往つて儲けて來たものですと言ひなさい」と教へた。彼はその通りにすると集る人數數十萬人、宴後その紙塊を出して儲けて來たのだと云ふ。人々は「何れ證文でも取つて來たのだらう」と紙の塊を一つ一つ解いて見たが何れも白紙で、しまひまで解いて見ても白紙ばかり、最後の小さい一片の紙を開いて見ると、それには阿彌陀佛の四字が

書いてあるだけであつた。人々は人を馬鹿にしたと、一人一人彼を蹴つたり打つたりしながら「阿彌陀佛」とからかつた。彼は數十萬人に打たれて氣絶し、やうやく正氣に返つた時はもう夜であつた。と突然一人の老僧が現はれ、「どうしたのだ。何人だ」と訊ねるので、彼は占者に瞞されたことからの始終を物語つた。處が老人は「それでは貴下は私の命の恩人です。私はこの山の神靈ですが、善くないことをして玉皇上帝の怒りに觸れ、天上に呼び出されて今朝往つたのです。上帝が言はれるには、今日中、鷄龍山下から十々萬遍の阿彌陀佛の聲が聞えたら罪を赦すが、でないと死刑に處すると、私は死を覺悟して居ました。すると突然この山から阿彌陀佛の聲が限り無く聞えて來ましたので、今赦されて歸るところです」と云つて、一匹の金の犢を彼に與へた。彼はこの金の犢を得てから大金持になつた。(一九二八年、咸南定平、孫晋泰著「朝鮮民譚集」)

(e) 未來と現在とを明知する兄弟。

昔、或る處に十三歳と八歳の兄弟があつた。兄は未來の事が能く判り、弟は現在の事を能く知つてゐた。一夜兄弟が一緒に寝てゐたが、夜中に兄が眼を醒して見ると、彼等の間に一の屍體が横はつてゐる。兄は弟を揺り起すと、弟は「知つてゐる」と言ひ、翌日の古木に火を附けた。すると二匹の狐が逃げ出した。一匹は捕へて殺したが、一匹は逃げてしまつた。昨

夜の屍體はこの狐共の悪戯であつたのだ。その後支那から皇后の病氣を治す爲めに弟の方が召された。弟の出發の時兄は一首の詩を弟に示し乍ら「この詩をよく記憶して置け、必ず役に立つときがある」と言つた。支那に行くと皇后の命令で作詩を求められ、韻字は凍香であつた。弟は兄から教はつた詩を思ひ出し、早速「雲搏吟唇詩欲凍梅飄歌扇曲生香」と書いた。かくてその才を認められ、愈皇后の病氣を診察することとなり、病室に入つて脈を見ようとする、皇后は錦の袋で手を隠してゐる。彼は忽ちこの皇后が偽物であることを看破し、脈を見る振りをして皇后の手袋を外づした。すると果してその手は狐の手であつた。彼は早速腰なる劍を抜いて皇后を刺すと、皇后はキヤツといふ聲と共に一匹の大狐となつて斃れた。そこで皇帝は彼の手柄を讀めて厚い賞を與へた。この狐は先年古木の中から逃げた一匹の狐で、支那の皇后となり配偶狐の驪を討たうとしたのであつた。(一九二三年 慶北達城・孫晋泰著朝鮮民譚集)

(f) 相占に依つて厄を免る。

昔、或る人が獨子を有つてゐたが、一日一人の旅僧が来てその子の相を見、「この子は十九歳を越すことは難しいでせう」と云ふ。父は三拜してその厄を免れる方法を乞ふた。僧は「私は壽命の長短を知るだけだ」と斷つたが、三度目の哀願に對して「それでは明日南山に登つて二

人の僧が碁を置いてゐるのを見たらその前に平伏して懇願して御覽なさい」と言つた。翌朝その子供が南山の頂に往つて見ると果して二人の僧が碁を置いて居た。一人の僧は美しく、一人の僧は醜くかつた。そこで子供は何も云はず唯だ「助けて下さいませ」と哀訴した。暫くして美しい方が「可愛相だから助けてやりませうか」と言つたが、醜い方は頭を左右に振つてきかない。然し二人が暫く争つて居る内に醜い方が折れて懷中から人間の名簿を取り出し、この少年の定命十九歳とあるのを九十九歳に直してやつた。この美しい僧は南斗七星であり、醜い方は北斗七星で人の壽命を司る神であつたと。(一九二三、咸興・孫晋泰著朝鮮民譚集)

(g) 觀相術で縣監の父の素性を明にす。

昔、十年間觀相術を習つた人が殺人の懸疑で捕縛され、縣監に訊問されたが疑が解かれて釋放された。處がこの人が「縣監は坊主の子で、それが相にあらはれて居る」と私に語つたことが一吏の聞くところとなつて、再び捕縛され拷問された。縣監は兩班を坊主の子だと侮辱した罪は死刑に該當すると言渡した。廳内の騒ぎに何事かと縣監の母が牆越にそつと聞いてみると、さういふ譯であるので、母は密に縣監を呼んで「罪のないのに殺するに忍びない。實のところお前の父は僧だ。私は若いとき子が産めなかつたので寺へ往つて居たが、その

時寺僧の奸策に陥つて之と關係し、それでお前が出来たのだ。私ばかりではない。彼の悪僧の良に掛つた士婦女は幾人あるか判らない位だ。彼を赦しておやり』と言つた。斯くてその人は放免された。(孫晋泰著「朝鮮民譚集」)

(h) 子なき場合に問卜す。

成造の父親天宮大王の

年は三十七にして、

成造の母親玉眞夫人の

年は三十九歳なり。

ふた方の年四十近くなりたるも

膝下に一人の子もなき故

夫婦常に嘆き居たりしが、

或る日卜師を招請して

聞けばその卜師占ひて曰ふ。(成造神歌大正十四年・慶南・龜浦)

……
夫人さまが「大監さま花見蝶見をなされて後、

どうして落涙なさるのですか。」

「お主と私の間には

人の産む胤がなぜ産めないか。

かあさん、とうさんの聲も聞けず、

空をとび行く鳥でさへ、

前の子を後ろにしたり

後の子を前にしたり

クチくくとぶのが羨ましく。」

「大監さまお聞きなさい。

わたしは此宅へ参つて時、

慶尙道下の地に、

妙な卜術者があると聞きました。

そこで八字宮合でも聞いて見ましょ。」

(四淑英郎・鶯蓮娘神歌・一九二六年・成興、孫晋泰編「朝鮮神歌遺篇」)

(i) 六爻占で敵策を看破す。

第一章 占卜習俗の趨勢 第四節 現代に於ける占卜習俗

明治二十七年三四月頃全羅道の古阜南原泰仁等には、東學黨の騒動が勃發し、暴徒の勢甚だ盛であつた。暴徒の中最も有勢なのは、全羅準の統率せる四千名であつた。全羅監司金文鉉は暴徒の首領たる全羅準を暗殺してその氣勢をひしぐ目的で、二人の刺客を煙草行商人に變装して密行させた。しかしこの二人はマンマと發覺されてしまつた。郷老の話に依れば、この發覺は全羅準が六爻の占術で之を推知したのだと。(東學と東學の亂、金庠基朝鮮通信、昭和六、二、一一)

(2) 占トに依る世相の數例。

この數例も澤山の例の内から全く任意に抜いたもので、占トに依つて惹起する出來事がたゞ之だけに止まるものでないことは別段斷はる必要もないであらう。

(a) 死兒の運命だとあつさり諦めた母。

私の近所に他家に通勤して居る一婦人が居た。その婦人には一人の子供があつた。或時その子供が病氣になり、危篤に陥つたので、早く家に歸るやうにと急報した。けれどもその婦人は最早夕方にも間もないから仕事を終つて歸ると云つて、そのまま仕事をつゞけ、さて仕事を終つてから歸ると、途中で再び子供が息を引きさうだから急ぎ歸るやうにとの使ひに遭つた。そこで急いで歸つて見ると、その子供は己にこゝと切れて居た。しかし家に歸つ

た婦人は左程悲しむ模様もなく至極平氣なものである。よく譯を聞いてみると、實はその兒が生れた時、占者に見て貰つたところが、この兒は長生しない。若しこの兒が夭逝の運を免れれば父母のどちらかゞ缺けるだらうと云ふ事であつた。だから、この兒の死亡は約束事で致方がなく、若しこの子が死ななければ夫か自分かゞ死ぬ運命であつたのを、この兒が夫婦兩人の身がはりとなつて行つたのであるから可哀想ではあるが致し方のない事であると諦めたからである。(昭和七年十一月、京城某談)

諦めと云へば、濟州島では、若くして夫を失つた寡婦は再婚するのが普通であるが、中にはそのまゝ一生を獨身で通すものもある。かうした者の大部分は運命占(八字占と云ふ所謂四柱占のこと)に依つて、夫を持つて將來の運が悪いと云はれた人達である。(昭和六年十月)

(b) 運命占に依つて結婚す。

京城茶屋町の某は、數年前占者某に就いて運命占をして貰つた。占者は白紙に「長城歸路岩上寢裳必有大福」の文字を書いて與へた。某はこの豫識書が何を意味するのやら腑に落ちないで居た。その後或る大地主の依頼を受けて、朝鮮に田地の小作米調査に出かけ、その途次長城を通つた。その時フトかねての識書を思ひ出し、識書の如く長城まで來た。これまでは的中したが、後はどうか知らずと、私に次の二句を念じ、岩上云々とあるから先づ岩を見

出さねばならぬと、歸り路には道々岩に注意の眼を向けて居た。處がとある道端の川原で大きな岩石がころがつて居るのを見つけた。愈岩石が見つかつたからその上へ行つて見やうと、その岩上に上ると、其處の凹んだ陰のところの女の裳が一枚あつた。岩上、裳までの中した。寢とは何かと迷つたが、とにかく疲れても居るので、座つて緩くり考へようと、まづその裳の上に腰を下ろして見た。と間もなく一人の娘がやつて来て、この有様を見、それは妾が洗濯で汚れるといけないから外のと更へて置いたのです。兩班ともあらうものが、よその女の裳の上になど失禮ではありませんか」と詰つた。

反射的に腰をあげた彼は、どうもすみません」と。その娘を見ると田舎には稀な美人で、どこか氣高いところがある。さあこれだから、必有大福だ。しかしかうボン／＼やつ／＼けられてはどうも怪しい。脈がなさそうだと思つたが、兎に角どこの娘さんかしら、それをたしかめて置きたいものと、夕方まで其邊をぶらつき、川原に来て洗濯して居た女達が皆引上げる後ろから遠見にその娘をつけると、或る大家の門に入つた。このまゝでは何か心残なので彼は決心してその家を訪ね、京城から来て京城に歸る者だが、行き暮れて宿がないから一夜のやどを乞ひ度い旨を申入れた。主人は物のわかつた人らしく、この申出を心よく承諾して夕食後面會して呉れた。面會した主人は某をつくづく見守つて居たが、どこか凡人で

ない點が感ぜられたので、挨拶も丁重に且ついろ／＼と手厚いもてなしをして呉れた。彼は一室を與へられて眠つたが、仲々寢つかれない。とゞこかでさゝやきの聲がする。そつと戸を排してその聲する方に忍び寄ると、それは主人と主婦との對話らしい。そしてその話題は、あの男(自分)は仲々立派な人物らしいから、自分の一人娘の婿にしたらどうかと云ふことであつた。翌朝主人の處へ朝の挨拶に行くと、主婦も令嬢も一緒に居た。見ればこの令嬢こそ昨日岩上で物言ふた娘である。某の顔をチラと見た令嬢はハツと思つたらしく、すぐ視線をそらしたが、さもはづかしさうな様子に代り、その場に居たへないのか間もなく席を立つてしまつた。いろいろ話しの末主人は彼の身上をたづね、遂に、若し獨身なら自分の家の婿になつて呉れぬかと切り出した。某はこれこそ占者の讖書第三句の緒ではないかと思ひ、運命のまゝになれと覺悟もし、さきの令嬢が此處の一人娘であるとすれば、とても氣高く美しい新妻がもてるとも考へて、自分の運命は京城の有名な占者に見て貰つたところ、長城の歸路岩上の裳から必ず有福の身となると云ふことだが、己にその二者ともの中し、たから、私の與へられた天命に従つて快よく承諾する旨を答へた。そして結婚するや間もなく主人は死亡して家業は全部彼の自由になつた。此家は其界限での分限者であるから、某の讖書はこゝに全く的中した譯であると。(金某談、昭和七年末)

(c) 觀相詐偽。

李完用侯爵の實兄、元漢城銀行頭取李允用男爵から現金三萬圓を騙取した事件に就き、所轄鍾路署で取調中であるが、探聞する處に依ると、李允用男は從來よからぬ輩と接近し嘗て漢城銀行頭取時代にも醜聞傳はり、遊興の末は負債に苦しみ今日では家運の挽回懊惱を續け引き籠り勝ちであつた。この事情をよく知つた同家の使用人金某は、豫て知人の骨相師、金文模と共謀し、金品を騙取する計畫を企て、李允用男にとり入り、家運がこんなに傾きかけたのは現在の住居大和宮が神の怒りに觸れてゐる。これは他に賣却し、祈禱してから更に新築する事を勸告し、大和宮を韓一銀行頭取閔大植の門家人南相舜へ五萬圓で賣却せしめ、前金として三萬圓受取り、三萬圓を青襟紅襟朝鮮の儀式用の際使用するものに包み、佛興寺の神靈の前に供て祈禱する事とした。その際金某、金文模の兩名は、現金を窃取し、中には紙片を入れお茶をにごし逃走した。飽まで信じ切つた李允用男はそれと氣づかず、去る十六日歸宅し念の爲めに調べて見るとこの有様なので、氣も狂はんばかりに驚き鍾路署に訴へ出たものであるが、李允用男はこれが原因で目下病氣し一切の面會を避けてゐる。

(大正十四年六月二十二日京城日報)

(d) 改葬せざれば凶と占はれて遂に殺人。

平安南道、成川郡靈泉面朝陽里十二統十戶、朴德煥が自宅に於て附近に住む孤兒朴東英(五)を殺害したる事件あり。其顛末を聞くに被害者朴東英の父は去る大正三年十二月頃死亡し、其の屍體を加害者朴德煥の住宅裏手に埋没したるが、加害者は去る三月頃より胃腸病に罹り種々施療するも恢復せず、殆んど困じ果て居れる際賣卜者に見て貰ひたる所、住宅裏に埋没せる前記被害者父の墓を他に埋替ゆれば病氣は忽ち恢復すべしと言ひたるを信じ、之を被害者の親族に交渉したるところ頑として應ぜず、爲に其遺兒なる朴東英を怨み、折もあらば其怨みを晴らさんと企て居たるところ、加害者は當日恰も被害者が自宅門前に遊び居れるを奇貨とし、好きものを遣らんと言葉巧にして遂に自宅に引入れ被害者の隙を窺ひ、後方より鋭利なる朝鮮鎌を以て後頸部を掻き切りて即死せしめたるより、附近の者の訴へにより成川憲兵分隊員出張して逮捕したりと。(大正七年十一月十五日、京日)

(e) 災厄の豫言を信じて餅をつく。

京城府竹添町方面の朝鮮婦人間に近來奇妙な迷信がはやり出し、而も之れがまじめに實行されつゝあるので、西大門署で調査するとかうである。即ち數日前東大門外に二歳位の貴族の子供が現はれ、來年は閏年で非常に年廻りが悪い。先づ大不景氣が襲來するばかりでなく惡疾が流行し多數の人命を奪はれる。家人の數だけの餅を一個一合につくり惡疾流

行の際食へば命だけは助かるだらう」と豫言して姿を消した。これが一たび傳はるや同地の婦人達は非常な恐怖におそはれ目下盛に餅つきの最中であると。(昭和二年十二月十八日京日)

以上は現在に於ける占ト習俗のほんの一斑を挙げたのであるが、今便宜上次章以下に於いて述べむとする處を要約すれば、現在の朝鮮民間に行はるゝ占トの種類は、神竿又は神刀を以て占ふ神將占、兒靈の聲又は神靈の聲に依つて占ふ太子占、鬼神の降神に依る託宣占、及び神の指示に依る神字占、米占、錢占、鈴占、粉灰占等の神占から、あらゆる種類の事物を夢中に見たることに依りて運命を占ふ夢占、日月星辰、氣象山水、禽獸草木、乃至地相家相、人相、骨相、面相、手相等の觀相占、五行易筮、四柱(生年月日時)の干支を合せたもの所謂八字はつじと云ふもの、文字、姓名、墨色、事物變動の關係等を各種の占術に依つて占ふ究理作卦占、擲樞綱引たこあげ、其他の勝負事に依つて吉凶をトする試占、及び遭遇せる物人に依つてその日の運をトし、又は唾を打ちて行方をトする等の獨り占、など枚擧に遑なき有様である。而して何の爲に占トをなすか、即ち占トの目的から之を視察すれば、終生乃至其年の運勢、病氣及び災厄の原因吉凶、事を成すに當つての成否及び得失、結婚の善惡、埋葬の吉凶、その年の豊凶、その他出産、旅行、訴訟、賣買、入學、勝負、戰爭、相場、賭博、失物、逃亡等人事一切の善惡吉凶を豫知せむとするものであり、之を季節的に區てば年中行事的に

季節を定めて行ふものと、事に臨み時に隨つて行ふものとの二者に大別することが出来る。即ちその年の運勢及び豊凶を占ふが如きは年初に限らるゝが如く、爲に少しく名ある占ト者の門前は、問ト者に依つて市をなすと云ふ有様である。次に占トをなす者には、次節に述ぶるが如く、占匠、盲人、巫覡、僧尼、地師等の專業副業者から、有識者、好事家、一般民衆まで、一人として多少なり占ト者ならざるものはないのである。

第二章 占トをなす者

占トをなすものゝ分類は職業的に観たものと、占トの種類に依つて観たものとの二つに大別することが出来る。職業的分类とは、占トを專業として居るか否やに依つて之を分つのであつて、この分け方に依れば、占者には占トだけを専門の仕事とする專業者と、他に專業を有し、占トは之を副業として或はその主業の附隨事として行ふ者、及び以上の兩者以外のもので學術研究の造詣として、或は好事的に、または傳統的影響に依つて之をなす者との三つとなすことが出来る。次に占トの種類に依つてその類を分てば、占をなす時の主たる對照から、天文を占ふ者、地理を占ふもの、神慮を占ふもの、夢を占ふもの、人相地理を觀るもの、日を占ふもの、其他國運の豫言をなすもの、環境に存在する事物の變化に依つて占ふもの等となすことが出来る。

第一節 専門占者

朝鮮に於いて占トを専門とする者には、古來次の如きものがある。

一、日官

朝鮮に於ける日官は何れの時代に設けたものか不明であるが、三國遺事には、景德王十九年庚子(一四二〇)四月朔、二日並び現る。旬日滅せず。日官奏して曰く、緣僧に請ふて散花功德を作さしむれば、則ち讓ふべしと。是に於いて壇を朝元殿に潔め、駕青陽樓に幸して緣僧を望む。時に月明師阡隍寺の南路を行く。王之を召さしめ命じて壇を開き啓を作さしむ。明奏して云く、臣僧但だ國仙之徒に屬す。只郷歌を解し、聲梵に閑たはず。王曰く、既に、緣、僧、を、ト、す。郷歌を用ふると雖も可なり。明乃ち兜率歌を作りて之を賦す。云々」と載せてあるところから見れば、新羅の中世には既に存在せしものと見るべきであらう。而してその任とするところは曆象を掌ると同時に、天象の變異を觀て之を占ひ、或は之を讓ふことであり、猶ほ同王の十年怪鳥を追ふて讖書を得るや、その讖文を解釋して遂に反臣を誅し、王弑虐の難を免れしめたのも日官である(三國遺事卷第一射琴匣)から、當時の日官なるものは、全く占トを以て國異王難に備へられたものであつたと見ることが出来る。

高麗では、毅宗王の十年、月蝕があつた時、日官がそれを奏上しなかつたので、春州の按察使朴育和が急使を以て奏聞したので、有司が日官怠慢の罪を論じた(増補文献備考)ことがあるから、日官は天象を觀て吉凶をトするものであつた。處が李朝では之を諷日官の別名となし、(本府編朝鮮語辭典)又吉日を撰ぶ風水師となし、(ゲールの韓英辭典)て居るが、諷日官とは吉日を撰ぶ者の事で

あり、而して吉日を選ぶ風水師は高麗時代の日者と同様なものである。即ち李朝に於ける日官は、天象の觀察よりも寧ろ吉日を撰ぶ擇日者となつて居る。

因に高麗の日者は高麗仁宗十九年辛酉(一八〇)建開城興王寺圓明國師墓誌に「師嘗て門人に謂つて曰く、吾壽今年に過ぎず。聞く者其の所以を測る莫し。四月十二日に至り忽ち微疾に感ず。門人日者の言を以て居を移して以て之を避けんと欲す。師曰く、吾が大期已に至れり。之を避る何ぞなさんと。遂に出でず。」(朝、金、總、上)と云ふのがそれである。

二、占ト官

占トを事とした官廳には古來觀象監、太史監、太卜監、觀候署、書雲觀等があつたが、これ等は主として天象觀察に依つて人生への吉凶を卜つたものであり、而して今歷朝のものを瞥見すれば凡そ次の如くである。

新羅。觀象監。置漏刻典。又置天文博士。作瞻星台。累石爲之。人由中而上。以備測候。(增、文、備)

高麗。太卜監。太史局。觀候署。書雲觀。高麗國初。置太卜監。太史局。掌天文。曆數。測候。刻漏之事。太卜監有監少監。四官正丞。卜博士。卜正。太史局有令丞。靈台郎。保

章正。挈壺正。司辰。司曆。監候。顯宗改。太卜監爲司天台。文宗定。司天台。判事。監一人。少監二人。春官正。夏官正。秋官正。冬官正。各一人。丞二人。注簿二人。卜正一人。卜博士一人。太史局。判事一人。知局事一人。令一人。丞一人。靈台郎二人。保章正一人。挈壺正二人。司辰二人。司曆二人。監候二人。睿宗改。司天台爲監。忠烈王改。司天監爲觀候署。復司天監。後併太史局。爲書雲觀。刪定台史。置提點一人。兼官令一人。正一人。副正一人。丞一人。注簿二人。掌漏二人。視日三人。司曆三人。監候三人。司辰二人。後罷提點。改令爲判事。餘並仍舊。恭愍王改。司天監。判監以下並復。文宗舊制。但加置卜助教。又別立太史局。令以下品秩亦復併司天太史爲書雲觀。改定員吏判書正副正丞注簿掌漏視日司曆監候司辰。

李朝。太祖元年。因麗制。置書雲觀。掌天文。地理。曆數。占算。測候。刻漏等事。有判事二員。正二員。副正二員。丞二員。兼丞二員。注簿二員。兼注簿二員。掌漏四員。視日四員。司曆四員。監候四員。司辰四員。世宗七年。以天祕密不可使禁漏之人。亦並肄習分置。禁漏定額。天文二十人。禁漏四十人。十五年。因禮曹奏。依中朝欽天監。挈壺正。兼掌禁漏例。復以禁漏。合屬於天文。後改爲觀象監。定領事一員。領議

政例兼提調二員、教授一員、文臣兼有時自辟。後革有天變則以文臣權差測候官。無定額。其屬有地理學、命課學、禁漏堂上無定員。正一員、副正一員、僉正一員、判員二員、主簿二員、天文地理學教授各一員、直長二員、奉事二員、副奉事三員、天文地理學訓導各一員、命課學訓導二員、參奉二員、燕山改稱司曆署、中廟初復舊、後復減、副正判官主簿命課學訓導參奉各一員、副奉事二員、增置兼教授五員、各一天文學官四、差以閑散有術業者。(增、文、備)

之等の記事に依つて見れば太卜監太史局などは天文を観ることを掌つたやうであるが、次の例に見るが如く吉地の選定などをも命ぜられて居るから、天文以外一般占トの事も行つたものであらう。且つ李朝になつてからは、同じく系統を一にする書雲觀象監が、その内容を明確に區分して天文、地理(風水)、命課(占ト)となつてあらはれて來た處から見ても、新羅、高麗時代に於ける之等の官廳は廣き意味に於ける占トの官廳であつたと斷ずることが出來よう。その一例として、高麗の成宗王が大卜監をして墓地を選定して居るのを擧げることが出来る。即ち、

高麗顯宗十二年辛酉(皇紀一六八一年)建開城玄化寺碑序(上)成宗大王冊諡曰獻貞王后復命大卜監選地。○葬果○○地於京城良方備禮葬焉。陵號曰元陵。(朝、金、總、上)

猶ほ觀象監及び日者に關する一二の事例を掲げて參考に供するならば、

(1) 星宿を観て王運を占ふ。

光廟爲首陽大君。春秋十四。宿一倡家。夜半其所與私者來叩房門。光廟驚起。足蹴後壁倒。因出。騰身超過數仞墻。其人又超踰之。光廟超過三重城。其人亦如之。光廟從大道。走行一里所。道傍有古柳樹。遂隱其腹。其人追之不及。又失踪跡。乃咄叱而去。有頃。長者啓門而出。洩溺小橋側。仰見星文怪之。自語曰。紫微經。柳宿必人君。依柳樹象也。甚可怪也。良久而還入。光廟乃歸。翌日物色之。乃觀象監善推步者也。光廟暗記姓名。而心獨喜。及後御極。問之。其人死已久矣。乃厚賜其子孫。(五山說林草薺)

(2) 大星を観て偉人の出生をトす。

朝鮮英祖五十年甲午(二四三四)立北青李之蘭神道碑序(公皇考諱雅遠仕女真官至征西大將軍。初征西在女真時有大星垂于井。登望氣者曰。此啓明也。其下必生偉人。已而公生。(朝、金、總、下)

三、卜術者

これは易筮及び觀相に依つて専ら占トをなすもので、之をなすには相當易理、相理の工夫を必

要とする。従つて、女姓は稀で男子が絶對多數を占めて居る。而してこの男性卜術者の内、約八割は盲人であつて、これは朝鮮特有の現象である。卜術者が何故盲人に多いかに就いては、その由來未だ不明であるが、要するに盲人には外に適當な職業がなかつたこと、從來朝鮮では音楽を一般に賤しみ顧みなかつたので、内地の如く盲人のこの方面への進出も不可能であつたと、一面盲人は眼あきの如く普通のものに視えないが、その代りに普通人に見えない神秘幽玄なものが見える心眼を有すると云ふ民間信仰から、古來鬼神退治の祈禱に従事し來たつたが、この普通の眼に見えないものを見得る能力があると云ふところから、一轉して將來の吉凶禍福を豫見し得べしとなし、且つこの能力があるが故に易筮に依つて占トをなすにも最も適任者と考へられたが爲めであらう。(註一)

この卜術匠に總括せられる者は次の如くである。

(イ) 占匠卜術者。具眼の占者で擲錢算筒等を以て六爻卦法に依つて吉凶禍福を占ふものであり、その修業は多くは幾年かの間先輩に就きて修學し、後ち深山に參籠してその心識を鍛鍊し、然る後占業に従事するのである。

(ロ) 소경상남판수。これは盲人の占者であり、多くは算筒松葉等にて六爻占をなす。修學の經歷も前者と大差がない。

(ハ) 觀相姓名判斷。觀相を専門とする者、姓名判斷を主とするもの。

(ニ) 大道易者。多くの占者は家に在つて問卜者の來訪を待つが、中には街路に進出してその占業をなす者も少くない。京城平壤等の大都市では平日でも人通り多き所にその姿を見ざるなく、地方では市日毎に市場はづれに占席を見ない處がない程である。猶ほ京城平壤などでは、その多くが繪畫入の大きな占書(菊二倍判)をひろげて居るところから、彼を畫周易と通稱して居る。猶ほこの種の占者に關して傳へらるゝ物語りを次に擧げて、占者の如何なるものであるかの参考に供する。

(1) 卜筮相法の大家、南師古。

南師古者、明廟朝人也。家關東。善風水天文卜筮相法。俱得不傳之訣。言發必中。明廟末年。來遊京洛。與權判書克禮相厚。嘗言曰。不久朝廷當分黨。又不久當有倭變。若起於辰年。則猶可救。起於巳年。則不可救。又嘗謂人曰。社稷洞有王氣。當有太平之主。出於其坊。與金潤身過東郊外。指泰陵近地曰。明年東封泰山。云潤身恠而更問之。師古曰。明年當自知之。如是者不可累舉。朝廷自乙亥間始携貳。迄今將五十年未已。倭寇發於辰年。宣祖自社稷洞潛邸。入承大統。泰山即泰陵之謂也。文定薨於其明年。葬于泰陵。云我國亦如此之人。可異焉。(象村雜錄、申欽)

(2) 術士の制命的中。

固城人盧璋少時過術士問命。術士曰。君遇戊寅擢魁科。己卯當按節本道。取筆書贈一絕云。屏去蛾眉。螿首。三韓失色。案絕熊掌豹胎。百獸率舞。盧未解其意。至戊寅。盧以遺逸首徵。直拜主簿。擢魁之驗。己卯拜本道都事。適因監司有故。受符印行公公務。執ること至數月。按節之驗。時適罷女樂。屏去蛾眉之驗。時諸邑饌品侈僭。一切禁革。雖大賓只供蔬果數器。案絕豹胎之驗。甚可恠也。(海雜三)

(3) 占者の失敗。

洪繼寬は明宗朝の人で、神卜者として有名であつた。曾て明宗王の命數をトし、某年某月には非業の最後を遂げる。それを脱がれるには、龍床の下に匿れ、ば免かれると占つた。其日に王は龍床の下にかくれて居ると、一匹の鼠が軒先を横ぎつた。王は洪に向つて今の鼠は何匹過ぎ去つたかと訊ねた。繼寬は恭しく三匹だと對へた。王は怒つて汝の言ふことは皆妄言だと、洪を斬刑に處した。洪は刑場にて一卦を占ひ、ほんの食時する時間だけを待つて貰へば助かる道があるから少し猶豫して呉れと頼んだ。王は洪を推送後その鼠を捕へて腹を剖いて見たら、腹の中に二匹の雛が現はれたので、非常に驚いて、急使を以て處刑を中止させた。急使が刑場近くまで行くと、今將に處刑せんとする所なので、手を舉げて合圖した。處が刑官は

これを見て執行を促すのだと早合點して、直ちに洪を斬つて了つた。王は之を聞いて大いに歎かれたと云ふことである。(崔東州五百年奇譚)

(4) 卜術くらべの談。

卜術を以て有名な何先生といふ者がゐた。或る日その子婦と喧嘩をして之を捕へんものと、逃げる嫁を追ふて山麓まで往つたが、そこで見失つた。嫁は山の下で田を耕してゐる農夫に遇つて「どうか暫くの間私を隠して下さい。」私が犁の上に臥ますから私の上にあなたの藎のみのを覆ひ、その上に水を一杯置いて下さい」と言つてその通り隠して貰つた。と先生はそこへ来て、占を立て農夫に向つて「この邊に犁山と云ふ山がありますか。そしてそこに蘆田といふ林がありますか。又そこに池がありますか」など訊ねるので、農夫は宜い加減に「はい」と答へると、先生は「これは飛んだことをしてくれました。嫁は犁山の蘆田森の池の中に身を投げて死んで居る」と嘆きつゝ歸つたと。この嫁も仲々卜術の秘を穿つてゐた者と見える。

或人が卜術の上手な賊に追はれ、逃げ場を失つたので沙原に體を埋め、腹の上に一器の水を置いてゐた。ところが、その賊は得意の占ひに據つて、相手は井戸に落ちて死んだものと判じ、そのまゝ追跡を止めて歸つたと。

壬辰の役に、李舜臣が閑山島の戰に於て敵彈に中つて死ぬ時、その部下に「私が死んだら私の

兩足の裏に土を附け口には餅を入れて置け。そして決して發喪してはならぬ」と云つたので、その通りにして置いた。處が加藤清正は、彈に中つて死んだ筈の李舜臣の喪を發しないので不審を抱き、彼自身占ひをして見ると、李舜臣は尙ほ足で土を踏み口で物を食べてゐるので、確にまだ生きてゐるものと考へ、怖れをなして逃げ歸つたと。(一九三〇、全南麗水邑金東斌談、孫晉泰「朝鮮民潭集」)

(5) 盲占の話。

都中有明通寺。盲人所會也。朔望一會。以讀經祝壽爲事。高者入堂。卑者守門。重門施戟。人不得入。有一書生。聳身直入。升樑棟間。盲擊小鍾。生引鍾紐舉之。盲揮抱打空。然後復下鍾焉。盲以手捫之。則鍾在。如是數四。盲曰。堂中小鍾。爲物所舉矣。衆盲環坐推占。一盲曰。此物當爲蝙蝠。在于壁間。於是皆起捫壁。竟無所獲。又一盲云。此物當爲夕鷄。坐于樑上。於是爭以長竿薄于樑上。生不堪苦墜地。於是縛致書生。爭加捶楚。生匍匐而還。翌日得麻繩數引。隱寺廁間。有主盲方來踞廁。生遽以繩結陽根。鈎之。盲大叫求救。羣盲爭來嘔祝曰。主師爲廁鬼所祟。或有呼隣救藥者。或有鳴鼓祈命者。(屬、叢、卷五)

(6) 大道易者(盲人)。

老人の盲に金乙富といふのがゐた。いつも廣通橋の袂で卜筮を業としてゐたが、その易占が少しも當らないので、當時の婦人達は、廣通橋の占者が凶と云つた時は吉だと嘲笑つて居た。

(崔東州五百年奇譚)

(註一)

古來盲人は盲廳、卜廳等と稱する盲人の楔(組合)を作つて相互扶助或は懇親を謀つて居たが、この組合員がやがて盲卜者の先生でもあつたので、祈禱や占トの修業も此處に於いて研磨され、或は新入者の試験を此處でしたりしたものだ。京城の盲人組合は現在會員一百三十名、毎月若干の積立金を出して、懇親と向上を謀り、十五才より四十才までの者で希望者には點字を以て占書及び國語を教授して居る。(理事、金炳淳は自ら點字を打つて占書の教科書を作製した。)

四、神 占 者

主として神秘占を行ふ占者。女性が大多數を占め、而して彼女等は神靈と交通し得る能力あるところから占をなすのである。従つてこの種の占者は殆んど悉く巫女である。この種の代表的なものには空唱占者、神接占者及び神將占者である。

(1) 空唱占者。殆んど悉くが女性で多くは巫病(巫)になる前提としての病氣に罹り、この病氣が神靈の力に依て癒つてから、その神靈の聲を解するやうになつたと稱するが、中には少年少女

の靈魂が寄托したるに依りて成り、或は少年少女の兒靈をその身體の一部に集め、その一部の切取りを所持することに依つて成るとも稱するが、何れも占者の口腔から發する微聲を神聲と稱して之を利用するに過ぎないものである。この占者は朝鮮には相當多く且つその分布も廣い。

次に参考までに空唱占者の二三例を左にあげる。

(1) 奇怪なる靈媒者劉順和(四一)の人となりを聞くに、彼女は以前ある女易者に使はれてゐたが、易者と亭主との間に子供がなかつたので、順和はその妾となつて四人の子供を擧げた。現在、五人中の四人はその子供である。當時女易者は自分の亭主の妾であるにも拘らず順和をよく愛し、若し自分が死んだら、この占ひはお前に譲るといつてゐたが、間もなくその女易者が死亡し、續いて亭主も死んだので、順和は四人の子供を連れて金泉の實家に歸り、實母の厄介になつてゐた。ところが或る晩死んだ女易者が順和の夢枕に立つて、「くらしの道を授けてやるから大邱に行け」と告げた。そこで順和は夢を信じ、母から麥一斗五升を餞別に貰ひ大邱に行つて暮してゐたが、ある朝卒倒して以來占者となり、亡主人がやつてゐたお錢の占を始めた。しかし餘り近所の信用もないので浦項に移り、こゝでまる四年易を見た。そして禮泉へ引越し、そして亡兒の靈が乗り移つたのであるが、本人はたゞ三歳の子供の靈で亡兒のやら誰のやらハ

ツキリ分らぬといつてゐる。(昭和二、一、一六、京日)

(2) 全南順天面生木里、朴南玉(三三)女、常民、通稱占者。この南玉は二十五歳の時三人の子供をかゝへて寡婦となり、三十一歳の時に子供三名とも相次いで死亡したので、しばらく精神に異狀を呈してゐたが、それが全癒するに及び、三番目の兒の死靈が常に彼女の頭に宿るやうになり、この兒靈の靈媒に依つて吉凶禍福が的確に占はれるやうになつた。この兒靈が宿る時には彼女は神がかりの狀を呈し、その口を通して神言を物語ると稱せられる。猶ほこの占者は一般の巫女達よりも靈ありと云ふので汎く信仰されて居る。(昭和五年十月調)

(3) 年齢七八歳の子供を盗み之を陶器製の甕に入れ、初日より漸次減食せしめ、且つ祭をなしつゝ、百日を経、死亡せる死兒の瘦腕を切り取りて之を所持する時は神の如き賣ト者となる。(咸南)

(4) 平北寧邊郡泰平面の池聖人(五〇)と南嶺岬面の張某妻李氏(三〇)の兩人は、數日前隣郡の雲山邑内にやつて來て恐ろしい迷信を宣傳して歩いたので、北嶺警察は兩人の行方殿探と共に各署に取押へ方通牒を發したが、其流布された迷信とは、小供に食を與へず甕の中に入れて置き、時時食を與へると稱して手のみを出さしめ、竹針を以て其手を刺すか又は全身處かまはず刺して出血せしめ、遂に之れを餓死させた後其子の爪を切り取り持參せば忽ちにして其死兒の魂に依り吉凶禍福を言ひ當てる立派な占者となれると云ふので、これにウツカリ乗り掛けた愚

民もあつたと云ふ。(大正十三年十一月二十九日、京日)

(□) 神托占者。これには神靈が占者に下降して彼女の心に啓示、又は暗示を與へることに依つて占トをなす者と、神靈が彼女の手をして神字を書かしめ、この神字を解きて占トをなす者がある。この種の占者は以前は相當多數に存在したやうであるが、現在は次第に衰微しつゝある。

(ハ) 神將占者。これは神將竿と稱する棒又は刀鈴等に、神將乃至あらゆる神靈鬼神を呼び出し、この竿刀鈴の振動に依つて神意を占ひ以て占トの目的を達するのである。

五、相地者

これは専ら墓地又は家屋を造營する場合に、その地の吉凶を相占する者であり、普通に風水師又は地師、地觀とも云ふ。陰陽五行乃至十干十二支に依つて地中及び地上に萬物を生ずる生氣のよく貯積するや否やを考へ、生氣の充溢する地を吉地となし、生氣なき地を凶地として忌避するものである。朝鮮にはこの生氣信仰、殊に墓地の吉凶が直ちにその子孫に禍福を及ぼすこと大なりとの信仰が、古から今日に至るも強く支持されて居るので、従つて地の吉凶を卜する風水師も亦その數決して少からず、各面に一人位づゝ居らざるなく、且つ之が造詣深き者は明師と呼

ばれ、各地に招聘されてその生活も裕かなる有様である。風水師は支那本の風水書に就いて研究する必要があると、漢文に通じた男子のみに限り女性には一人も之を見ない。(民間信仰第二部「朝鮮の風水」参照)

第二節 副業占者

他に主業を有する者で傍ら占トを爲し、或は主業の附帶事として占トをなす者を副業占者とすれば、この種類に屬する者には、巫覡、盲人等の祈禱業者及び僧侶等がある。

一、祈禱業者

朝鮮の民間に於いて最も信仰的に活躍して居るものは巫覡及び盲人祈禱師であるが、彼等は、一般に病氣災厄等の不祥事は悉く精靈の所爲に由るものとなす民間信仰、所謂鬼神信仰に支持せられて、その病氣災厄を除く能力ある者として自も信じまた他からも許されて居るのである。即ち彼等の祈禱は要するに神靈と交通し得る能力に依り神慮を受け、神威を籍り、或は呪力を以て病災の根元を退除する事にある。従つて彼等がその祈禱の目的を達成するが爲めには是非とも、その病氣或は災厄の根元が何處にありまた何ものであるかを豫知しなければならぬ。こ

の不祥原因の豫知こそ之等祈禱業者が祈禱に併せて占トをなすの根據である。

さて巫とは通稱巫堂ウイダウと呼び、女性のみことであり、何かの病氣に罹り百方手を盡して治癒しなかつたものが神靈の靈感を受け、又は先輩巫の祈禱に依つて全快し、爾來敬虔に致誠するとやがて神靈と交通し得る境地に到達して自己も亦祈禱占トをなすことが出来るやうになつたものであり、靦とは通稱パンサー又はパクサーと呼ぶ男性のみことであり、みこと成る過程は巫女と同様であるが、巫女と異なる點は、巫女は祈禱をなすに當り跳舞を必須行事とするが、靦はこの跳舞をなすこと稀で、多くは諷呪の呪法に依つて祈禱することである。盲人祈禱師は前第一節に於いて述べた如く、盲それだけが既に靈を視る者としての一資格を備へたものとされて居るので、他の職業に就くよりも修業に容易なる祈禱業者となつたものであり、その修業は先輩について佛經眞言呪文等を習ひ、傍ら占トに必要な易理算法を學ぶことである。(巫靦に關する詳細は民間信仰第三部朝鮮の巫靦を參照せよ)

巫がよく占トをなしたことは後章にも例示するが、先づこゝで二三の物語りを掲げて参考に資するであらう。

(1) 巫占に依つて罷免。

高麗の朝咸有一と云ふ人が朔方道の監倉使となつてゐた時、その城隍神が屢々巫に降つて

國家の禍福を不思議によくあてた。處が有一がこの城隍祠の國祭に詣でて禮拜しなかつたと云ふので時の有司の彈劾にあひ、役を止めさせられたとある。これは神は巫に降る事を傳へてゐると共に當時巫が非常に尊敬されてゐたと云ふ事並びにその占が的中率百パーセントの信頼を有してゐた事を示すものである。(高麗史、卷九十九)

(2) 結婚行事中の問占。

夜になつて、新郎は「私の嫁に會はして下さい」と言つた。新婦の母は娘に盛装させて新房に入らせた。新郎はそれでも見て見ぬ振りをして臥てゐた。新婦は後向に坐り、母は立腹して房から出ながら如何に兩班の息子とは云へ、こんな法があるだらうか」と怒つたけれども、新郎の返事はなかつた。暫く經つて、新郎は「娘さん、手を貸して下さい」と言つて嫁の手を執り、微かな聲で言つた。「私が先き大門を入らうとした時、斯うくいふ譯で、暫らくの間氣が遠くなつてしまつたが、時々正氣に返ることもあります。」新婦は直ちに父母の居室に駈け往き、そのことを母に告げた。父母は大に驚き、早速、大巫女を招き、占つて見たところ、が大巫の言ふのは「結婚納品の中に不精ウツガレた三種の彩緞があるためです。直ちに全部の婚需品を焼き棄て、しまへば治るでせう」と言つた。婚需品は悉く焼き棄てられた。さうして新郎の病は少し快くなつたけれども、依然として昏迷し、正氣にはなれなかつた。

(孫晉泰編朝鮮神歌遺篇五、トラング郎、チヨングダヨン娘神歌談者咸南洪原郡、州)

翼面鶴中里、大観金根
成、一九二六年三月

(3) 科擧行に巫占を受けて功を成す。

昔、或る人が中原の科擧に赴かうと北京に向け出發するに際し、巫女に就いてその前途を占つた。巫女は「中原の地に入つたら一番最初出會つた人を捕へてその談を聞きなさい、さうすれば必ず及第します」と言つた。彼は安東縣に着くや一人の僧に出會つたのでその僧を促して蕎麥屋に入り、談をしてきかせよと乞ふた。僧は最近北京で奇怪な事として噂されて居る、天帝の命令で一旦死亡して復た生き返つた男女の結婚があつた事を物語つた。彼はこんな談は科擧と何の關係もないと思ひ乍ら北京に行つた。處が試験の課題を見ると、驚いた、その題はその奇怪事を課題としたものであつた。そこで彼は一筆に之を作述して差出し、首尾よく及第することが出来たと。(一九二八、威南定平、金良瑕談、孫晋泰朝鮮民譚集)

二、僧 侶

昔、或る處に獨り子を有つた長者があり、我子の可愛さから未だ幼いものに嫁を娶らせた。或る日一人の旅の僧が来て子供の顔を眺め「この子には喪妻の相がある上に滅門の禍ひを有つて

ゐる」と言ふ。父はその禍から逃れる方法を聞くと、三年間山寺で佛法を修めさせるとよいと云ふので、その僧に托して寺へ遣つた。寺に居ること滿三年にならむとする頃、この少年は一人の美女の誘惑に陥つて女の家に行つて寢を共にした。それはこの山に棲む雌虎の仕業で、雌虎が彼の家に残し置いた若妻を一夜襲つたとき、彼女の上衣だけを取つたが佛力で殺されたので、雌虎がその上衣をつけて彼を殺して雌虎の驕を報せむとしたのであつた。がこれも佛力で斃されてしまつた。そこでその僧は少年に語つて言つた「もうお前は家に歸つても宜しい。お前の妻君は虎に喰はれる運命であつたが雌虎は彼女を捕へに往つて僅かにその上衣だけを取るこゝとが出来た。そして佛力で殺されてしまつた。而して遣された雌虎はその上衣を得て女に化けることが出来、お前に復讐しようとしたけれども矢張り佛の力に因つてこのやうに斃された。これでお前の仇は皆死んだから安心して歸るがよ」と。果して少年とその妻はその後無事で滅門の禍ひからも逃れることが出来たと。(一九二六、大邱府、李相和談)

壬辰役の時のこと、慶尙北道仁同に趙と云ふ一人の卜術を以て有名な者が居た。彼は倭亂のあらうことを豫知して居たけれども之を避けるべき方法に就いて好い考へが浮ばなかつた。或る病家で病人の原因を占つてやつた時、どこからともなくその家に來て一夜睡つて行つた非凡の神僧が占を立て、それを病人の父に告げると、寢て居る僧が讒言のやうに然り／＼と云

ふので神僧と思つたに就いて叮嚀に「やがて起るべき倭亂に就きその避難の策を承はりたい」と云つた。すると該の僧は唯だ紙片に「口容重の三字を書いて渡し」これ以上私を進行する必要はない」と云つたまま去つた。彼はこの口容重の意味が判らなかつたが、亂後仁同に歸つて居ると同じく亂後歸つて來た一人の白丁が「亂前までは私は賤業をしてゐたため人に侮られたが、今は新しい世の中になつたから、私もこれから兩班になつて見たいと思ふが、差當り隣の趙兩班などは私にどんな態度を取るだらうか」と乃ち避難のあいさつを兼ねて趙氏を訪ねた。それとは氣附かず趙氏は遂ひ従前の如く「貴様方無事であつたのか」と卑下した言葉で言つたので彼の白丁は之を遺根に思ひ、その夜密かに塙を越えて入り趙氏を刺し殺したと云ふ。口容を慎重にすることが難を避ける唯一の方法であつたことを悟り得なかつた爲である。(一九二八、慶北金泉牙浦面、金文煥談)

以上の二談は孫晋泰氏の「朝鮮民譚集」に載録されたものであるが、この談話の中にも明示されて居るが如く、朝鮮の僧侶は新羅時代に盛行した神印宗の流を汲み、且つは一般の民間信仰に同じて、宗教宣布、民衆濟度の方便に、古から各種の方術を行つたものであつて、就中相地、觀相、豫言等の占ト的業蹟に至つては、文獻の上にも口碑の上にも數限りなく傳へられて居るのである。然しながら現在に於ける朝鮮の僧侶は、殆んど大部分深く山寺に隱遁して些の信仰的勢力を民間

に及ぼして居ないから、どれだけ民間の占ト的要求に満足を與へて居るかは明でない。蓋しこれもあるも微々云ふに足らざるものであらう。

次に僧侶占トに關する文獻例を一二左に摘録して参考に供する。

(1) 地名を占つて賊を破る。

吠城。在郡清道東七里。東西皆石壁。世傳高麗太祖東征至郡境。有山賊嘯聚。據此城。不服。太祖問於奉聖寺僧寶壤。壤曰。犬之爲物。司夜而不司晝。守前而忘其後。宜以晝擊其北。太祖從之。賊果敗。(東國輿地勝覽、二十六卷)

(2) 預ト吉凶免俱焚。

高麗惠宗元年甲辰。皇紀一六〇四年。建寧越興寧寺澄曉大師寶印塔碑序。有唐新羅國師澄曉大師。大順二年(新羅眞聖女王の五年、二五五)避地於尙州之南。暫栖鳥嶺。當此之時。本山果遭兵火。盡蕪寶坊。大師預ト吉凶。以免俱焚之難。(朝、金、總、上)

第三節 其他の占ト者

占トを専門とする者又は傍ら之をなす副業者の外に、機に觸れ時に臨みて占トをなす者には、

學者好事家・一般民衆の三者がある。從來朝鮮の學者は儒學を主とするが猶ほ諸子百家漢學一般を學んだものである。而してその學的課程の中には支那思想の經緯をなす易・陰陽五行・干支等が濃厚に織りこまれて居るので、學に通ずるが爲には自づから占トをも理解しなければならず、かくて誰しも將來を豫知する事柄に興味をもたぬ者なき處から、學者も亦遂に自ら占を試みるやうになるのである。占トに關する信仰が強く支持せられ、人の運命は宿命的なりとの觀念が濃厚にして日常の行事一に二にも之を占トに訴へんとする朝鮮の思想界に生活する者で、やゝ生活に餘裕ある好事家が、何を置いても先づ吉凶占ト・運命判斷に興味を持つのは當然なことであらう。現に相當の家にして占トに關する書籍の二三冊を藏せざるなきの世相はよくこの間の消息を物語るものである。

丁若鏞が其著『山林經濟家政編』に、

「相術は曉り得て深明ならば、己を益し人を害するなきも、切に口に出だして談論せば亦た能く禍を招く。

ト巫は古昔の聖賢も亦皆な之を行へり。之を知りて可なり。然れども癖を成し妖人の稱を得る勿れ。妄に國運を卜せば、必ず意外の禍に中らん。

命課は或は中り或は中らず。蓋し虚妄に屬す。切に學ぶ可らず。凡そ人好んで奇門六壬等

の書を看役鬼幻化の術に及ぶ者は必ず終に善からず。風覺破字等の術も亦多く禍を招く。家に此方あらば急に水火に投じて可なり。」

と誠めて居るのも、占トに對する士人の興味が決して少々でなかつたことを證する。

以上學者及び好事家の占トは概して論理的又は方術的にして多少の研究を必要とするものであるが、別段の占ト的研究造詣なく、傳統的に常識的に之をなす者が一般大衆である。朝鮮の民衆はその生活に相當重大な影響を有する結婚葬送病氣一生及び一年の運勢事の成否等に就いては、直ちに専門占者に走り、或は副業占者の家を訪づれるのであるが、事生活に重大なる利害なき場合には傳統的に常識化されたあらゆる占法を自ら「獨り占ひ」するのであつて、かくてこそ後章に述ぶるが如き各種の占種と占法とが、朝鮮の民間に躍つて居るのである。

今學者にしてよく夢を占つた事例一二を擧げて参考としよう。

(1) 崔聰占夢。

崔知夢(高麗人)初名聰。博學經史。尤精於卜筮。太祖聞其名。使占夢。得吉兆。曰。必將統御三韓。太祖喜。改知夢。官至太師。諡敬休。配享景宗廟庭。(東輿勝、三十六)

(2) 徐居正占夢。

光廟之赴京也。徐居正以校理隨行。到鴨綠江。是夕居正母訃至。光廟欲秘之。夜居正

有異夢。驚起流涕。同宿者問之。居正曰。夢。月、怪、在、天、月、母、象、也。吾有母在堂。夢微不祥。是以悲耳。有以此言告者。光廟嘆曰。居正之誠孝。足以動天。遂以實告之。(海東雜錄、四)

(附録) 占ト業者の經歷

これは占ト業者が廣く顧客を求めんとするが爲に撒布した廣告ビラであるが、それには必ず各自の經歷を歌つて居るので、現時占ト業者の多くが如何なる修業と經歷を有するかの参考に供する。

◇廣告 鷄龍山人鶴雲居士

急

人生の吉凶禍福は嚴正なる運命の法則であります。いくら科學が尖鋭化した現代でも誰か能くこの運命の軌道を破脱することが出来るでせうか。然し吉運が來たときその機會を失はず此を開拓發揮するのは誠意と努力に在ります。厄運が來たときはその運の魔弄を受けず此を未然に防止退逐するのは修養と謹慎に在ります。それでは無形のうちに朝夕となく來る人生の禍福を如何に豫知することが出来ませうか。

空しく分外の欲望と虚榮に踊り、無益な煩惱と苦痛に身悶えて最後の絶望に歎き悲しま

れることなく速に貴重なる運命を鑑定なされて新らしい前道を開拓して下さい。

一、易學とは何ぞや。陰陽の眞理を推數する科學であります。

一、觀相學とは何ぞや。觀形察色の神秘を見透した先覺者の經驗説であります。決して

迷信慌説だと思はれてはなりません。

觀相、四柱、卜筮、擇日、作名、其他人事百般。

朝鮮にはない最近觀相法は顔面を尺數で計算して一生の吉凶を判斷致します。私は朝鮮名山鷄龍山で多年間研究したる後、複雑な人間の運數を能く導き判斷する爲めに、各地を遊覽するの途中、今回當地に到着したのであります。私が外國に滞在した時、每人から觀相料金を最低五圓から拾圓迄受けて多數の人を見ました。然し今度朝鮮に着いて一週して見ますと、不運の無産者が、自分達の運數の道を知らず、塵堆の中で非常に苦しんで居りますので同胞の苦勞者を救済せんが爲め、今度は、當分間見料を受けず無料で見ることゝしました。しかし印刷代だけとして三十錢の入場券を發賣致し、此處に五六日居りますから男女を問はず此等の諸事を知らんと望まれる方は、五歳以上七十歳以内ならどしどしお出で下さる。一回見られると一生の遺憾がなくなる筈で御座います。(原、朝鮮文)

告

場所 京城府積善洞九十三番地

第二章 占トをなす者 第三節 其他の占ト者

鮮 一 旅 館 電光二一五七

毎日午前八時より午後九時まで

◇神奇なる問卜廣告

拜啓謹んで尊體の御健勝を敬賀致します。

私はこの世に生れて七歳から八年間讀書致しましたが運に恵まれず十五歳に盲目となりそれから陰陽の術を學びました。九月山に入り道僧に逢つて十年間研究し、三百日祈禱を終へ世間へ出で各處で吉凶福禍を判断して大歡迎を受けたのであります。今年の夏三ヶ月間九月山斗音寺(巴陰寺?波音寺?)に入つて百日祈禱をなし、今般貴地に参りました。紳士淑女各位の吉凶禍福を判断すべく廣く廣告致すのでありますから、この好機會を失はれず、散歩旁一次御光來の程御願ひ致します。平壤には問卜廣告が澤山ありましたので、廣告を取止めようかとも思つたのですが、神明なる術數を埋めて置くに忍びず、斯く申し上げる次第で御座いますから、御最辰下さる様切に願ひ致します。

能不能は大言出來ませぬが、一邊お試しになつて下さい。

○占料は皆様の御志にお任せ致します。

○場所は상알(平壤府の一地名の俗稱)に向つて上つてから, 큰부방우골(大路地巖路次)の百中醫院の左側から三番目の家の硝子商をやつてゐる家へお出で下さる。

平壤府上需里三百十五番地

先づ一生の四柱と子孫富貴八字占。行年占。身數占。商賣占。夫婦近遠占。婚姻嫁娶擇日。身事擇日。以上。

鳳山卜術。田龜瑞。

◇天下萬般の判断

拜啓、夏節炎暑の折

尊體の御健勝を仰祝致します。小生は筮學に研鑽を積むこと二十年、易學教科に於て通達しないものはなく、人生の禍福と病の死生如何を能く解りますが、斯くなるまでには、小生は數年間山高水麗な明山深谷に居つて山川祈禱を終へ、後暫らく東京に於て高島易斷所易學講究會を修學致し、それから禍福の判断を致したので御座います。吉凶を分らんとなさる方は今日から吉凶判断をやりますから此處へお尋ね下さる様願ひ申し上げます。

第二章 占トをなす者 第三節 其他の占ト者

○特に今回通信教授を開始す。

現住所 定州城外鴨江寫眞館前



李 洛 敏 (春渡)

◇時維仲秋、拜啓

本人は群山生れの者です。家勢困難で雜貨行商で暮しを立てゝゐましたが、父親の病氣で心配して居りました。父親の病氣は二十餘年の長い間晝夜となく苦しまれ、一寸精神病に似てゐまして、夜となると病勢が高まり晝になると少しよくなるのでした。私は父が非常に苦しまれるのを心配致しまして數年前朝鮮博覽會の時、京城へ参りました序に、一生の四柱と音聲、破字及び身數、財數占其の他擇日、宮合豫知に高名な占者があると云ふ噂を聞き、尋ねて往つて身數占をして貰ひました。私の身數が不吉な爲に父母が病氣されて居ると云ふのです。で更に病氣占ひをして貰ひますと、父親の病氣は身から生れたのではなく、鬼神の作戲だと云ふのです。私のもとから、迷信の言葉は信じませぬけれども、父親の病氣の事ですから、その言葉を聞かないわけにゆかず、病氣を軽減せしめる方針を問ひますと、九日間誦經に眞言を唱へると治るだらうと答へました。それで、占ひ者に眞言を唱へて呉れるやうに頼みますと、九日間眞言を唱へて後、病氣

は治るから歸れと云ふのですが、九日間に病勢に加減がないので、信じないで歸りましたら、その晩から、病氣が治りますので、その時再び尋ねましたら、故郷へ歸つたと云ふんですが、その行方は不明でした。今年の秋上京して再び逢つて聞きましたら、市内光化門通一五四番地に居ると申しますので、先生の恩に報ゆるために、廣告を以て致しますから、有志諸氏は一應御枉臨なさいまして、試験的に占つて見て下さる様お願い致します。(全部謄文)

廣告宣傳人

群山居住

朴 昌 洙

ト 術 人

京城府光化門通一五四番地

金 露 露 (逕信局の角)

◇拜啓、時下孟夏の際

尊體の萬福を伏祝致します。本人は、平安南道成川郡生れで、成川、通仙庵を尋ねて、偶然崔奉道先生に逢ひ、陰陽術法を十年間研究致しまして、故郷へ歸り、各地で吉凶禍福を制斷して熱烈なる歓迎を受けました。今度、貴地に到着致しますと、占トの廣告が多くて、廣告の信用は無いだらうと存じますけれども、本人は特別に神奇な操を隠すことも出来ず、諸位紳士淑女に、廣く廣告致します。この良き機会を逸せず、散歩かたぐい一度御光臨の榮を賜り度く存じます。お尋ね下さいましたら、御分りで御座いませうけれども、神奇な觀相法と鬼神の様に的てる四柱占法は、少しも違ひませぬ。能不能は斷言出来兼ねますが、若し合はない場合

には、占ひ料は戴きませぬ。

種 目

観相、四柱^手、身數占、病占、一生八字占、官訟占、就職占、失物占、婚姻占、墓所占、求財占、得人占、出行占、家宅占。

其他骨相學も良く見ますから、御來臨の上御試用願ひます(國語)

場所 京城府壽松洞五十八番地

鐘路日本小學校正門前壽松旅館であります。

朴 奉 守白 (原諺文)

(告廣ト問るす)

◎廣告◎……神奇に占ふ處

いらつしやい！早く来て見て下さい。空想と煩悶でつまらなく一晩一日を心苦しまれることない様に。あなたの運命が如何なるものなるかを知らうと願ひましたら、占の凡てが合ふので御座いませぬから、人生哲學の根本であり、天地日月春夏秋冬を圍り、我々人間社會の無窮無盡なる變遷の度數を火を見るよりも明らかに分る周易元正八八六十四卦で占ふ此所へゐらつし

やることを忘れず、速くお出で下さつて、皆さんの運命を名々御鑑定なさつて下さい。運命の吉凶判断課題は、一生の四柱、一年身數、音聲、破字、其他吉凶禍福を一々判断して上げます。數百數千名でも來られるお客様に、其の日即時に見て上げるのが尤であります。毎朝九時より晚九時まで時間上己むを得ず最高五十名を限り、それ以上は見えてあげる餘暇が御座いませぬので、五十名を限度として、ゐらつしやるお客様の順序に従つて番號を上げて、順序に従つて次ぎ〳〵と見上げて上げます。で濟みませんが、數千數萬名に達すべき筈の皆様は、大衆的道德をお守りになり、前から靜肅寛大な諒解を持たれて來られることを終りに謹んで申し上げる次第で御座います。

(原諺文)

市内茶屋町一百九十番地(우다방골)

大興旅館 趙 曉 鍾謹告

◇占ふ廣告

本人は黄海道の者です、中年に盲目となり眼を明かうと思つて黄海道九月山に入り百日祈禱をやりましたが、その山の「神靈様」が「お前は世の中へ行つて、人間の吉凶禍福を判断してやれ」と言はれたので、高名な「昇公」先生に逢ひ卜術を學びました。財數、身數、四柱、擇日等を明かに致しますから、多數の男女顧客は試験的にやらうと思はれたら一度御光來の程お願ひ致します。

第二章 占トをなす者 第三節 其他の占ト者

◆占ひ料はお客様の御隨意に従つて受けます。

お出でになる時は、黄金町六丁目目で電車をお降りになつて、樊忠壇に向つて上つて來られ、水口門へ出る左側の路次へ這入つて二番目の家で御座います。(原諺文)

光熙町二丁目四二番地 方 姓 女

各位 殿

◆謹 告

皆様の御健勝を伏してお祝ひ致します。拙者は忠清道の者で御座いまして、山水間に十餘年間研究した結果、紫微斗數四柱で一生涯の吉凶を知るのみならず、姓名三字で事業の成敗を判断し、龜占で其の他色々な占ひを致します。陰陽五行術數總べて應答致しますことを此處で宣傳致しますから、「四海兄弟姉妹諸氏」は、一度御光臨下さいまして、お願いになる所をお問ひ下さい。若しも來られない場合には、郵便で御問ひ合せなさつて下さい。

昭和八年 月 日

京城で有名な五日堂오일당は此處で御座います。

(京城府壽松洞一四四番地。中學橋川邊下、七つ目の橋架けの家で御座います)

李 錫 鳳白 (原諺文)

◆問トをなさる皆様にお告げ致します

妾は元來女の身で仁川で生れたものです。四歳に盲となりました。十歳の時、深く道を知り、高名であらせられる先生に侍して、周易六十四卦の卜術と陰陽術數を専門に十二年間も研究し、特に春夏秋冬四時に人間の盛衰する理論を専門に研究致しまして、世の中の未來の事柄を知ることが出来るのであります。妾は前記陰陽術數を専門的營業と致しまして、人生の吉凶禍福を判断して、一般人士に一身を捧げようと思ひますから、どうぞ皆様は一度御來光遊ばされてお試し下さらんことをお願い致す次第で御座います。

癸酉 年 月 日

京城府授恩洞十九番地幼稚園後門前

(旗の立てた家)

韓 娘 子告白

(原諺文)

第三章 自然現象占

第一章に於いて古來慣行せる占卜習俗の趨勢を述べたものに依つて既に明白であるが、天地の間に起る自然の現象は皆それぞれ我々人生と何等かの交渉を有たないものはないと信ぜられその自然現象が普通でない場合、即ち日常経験するものよりも異状なる時には、それが何等か人生に或種の啓示をなすものだとして解釋される事が多い。かうした自然と人生との相關關係から人生生活上に於ける運命を伺ひ知らんとするのが自然物に依る觀象占である。

この自然と人生との相關關係に就いての觀念を最も明確に説述して居るものに、肅宗朝(三三章)の學者李瀾の「天人相感論」があるから、いまその大要を引用して朝鮮に於ける自然と人生との關係觀念を窺つて見よう。曰く、春秋以來天に災異あるや必ず人事と符合するとされて居る。そもそも災異には天に屬するもの地に屬するもの及び人に屬するもの三者がある。彗星が久しく現はれるなどは天災であり、山崩れ泉竭るゝが如きは地災である。人はこの天地の間に生れ育つものであるから、恰も人病んで顔面にその兆あらはるゝや内臓一としてその痛毒を免れがたいやうなものである。且つ萬物は天地の氣に依つて生じ、この氣を呼吸して生きて居る

ものであるから天地と萬物相互の間に感應がなければならぬ。しかしながら薪を抱いて火に趨くにその燥ける者が先づ焼け、水を平地に注ぐに濕める所が先づ濡れる如く、同一なる天災地異があつても、萬邦萬人悉く同一なる盛衰吉凶があると云ふ譯ではない。識者はこの理をよく心得その状態を察して順應すべきである。『星湖僊說類選』長災異天變參照)かうした天人契合の觀念を實際生活に適用した例は數限りなく存在するが、その内、代表的なものを數種擧げて見るならば次の如くである。

(a) 災異に依り王政務に努む。宣祖(三三三、三三六)の時、災異屢々現はれ異常な旱魃で全鮮凶作、且つ雌雉が化して雄となり、奴僕が主人を殺し、子が父を殺すと云ふ不祥事が續出した。そこで弘文館と司憲府が王に上啓して、勞を勤め、天災を畏こみ、風俗を正し、言論を廣く求められるやう請ふたので、王はその請に従ひ直言を嘉納し、慎んで王宮に出勤政務に勉勵せられた。即ち、

「移御于景福宮。從兩司之請。還憲吏于憲府。是時災異疊見。夏旱異常。八道皆失稔。且有雌雄化。雄之變。而奴殺主子。殺父者。相繼而起。弘文館上劄。請勸學長。天災正風俗。廣言路。上答曰。得聞讜言。豈不嘉納。天災時事固多寒心。如予寡昧無識之君。徒恭厥位而已。尙何治效之可望乎。徒增兢惕耳。當加省念。」(石潭日記上)

(b) 災異を以て宗廟の親享を取り止む。宣祖王の時に宗廟の夏祭りを親祭せむとするや、大臣諫

臣近臣達が悉く國に災異ある場合お祭り事は慎まれるやうにと反対したので、遂に宗廟のお親享を取り止められたことがある。栗谷李珥は之を評して、宗廟を祭るのは禮儀であつて花見遊山とは全然その趣を異にするものである。誠心先祖を祭ることは以て災を謹むことにもなるから寧ろ一舉兩得と云ふべきであらう。然るに當時の群臣この理を辨へずして迷信に囚はれてゐる。どうして善政の出づるを望まれようと云つて居るが、この評言から察すれば災異の時王その正殿を避け、膳を減じ、樂を撤した事なども等しく謹慎の意を表する意味のものであつたやうに思はれる。

上將親行夏享祭于宗廟。大臣諫臣近臣皆以災異請勿親享。上乃止。謹按李珥の評親享宗廟禮所當然。於謹災之道。有何妨礙乎。若減損儀仗從衛。而躬詣宗廟。則於奉先謹災。兩得焉矣。朝臣不知此義。乃以親享比之於遊觀。以沮盛心。是與修齊誦經以却來敵。何以異哉。嗚呼大臣侍從皆無識見如此。雖欲格君正事。其可得乎。(石潭日記上)

(c) 冤氣召災。これは地上に住む人心が天上に反映し、災異となつて示現すると云ふ信仰の例であつて嘗つて宣祖王の六年六月、とても大旱だつた時、右議政盧守慎は、これを嘗つて罪を得て歳久しく禁錮されて居る四人の冤氣が凝つてこの天災となつたものとなし、この天災を消滅するには須らく之等の人々を赦して復び任用するにありと上疏した。王はこの上疏を容れ

られた。(然し三司が之に抗議を出したので復び收用することだけは中止された。)(註一)
かく人の冤みが天に通ずると云ふ觀念は昔から存在するものであるが新羅眞聖女王の爲めに無實の罪で捕へられた囚人巨仁と云ふ者が處刑の前日憤怨して一詩を獄壁に書いた。曰く、

于公慟哭三年旱。 鄒衍含悲五月霜。
今我幽愁還似古。 皇天無語但蒼蒼。

と。するとその夕方から忽ち雷鳴雨あられ電の大暴風雨となつたので、女王は懼れて巨仁を釋放した。などの物語は餘程よくこの觀念をあらはしたものである。(註二)

(註一) 六月大旱。右議政盧守慎建白以爲冤氣召災。金汝孚、金鎮、李銘、林復等禁錮歲久。冤氣必積。可復叙用以消冤氣。上從之。於是三司並發。請勿收用。累日乃允。(石潭日記上)

(註二) 眞正女主淫縱無忌。紀綱壞弛。有人欺謗時政。榜於朝路。主命搜索不得。或告曰。是必大耶州隱者巨仁。所爲。主命捕巨仁繫獄。將刑之。憤怨書獄壁。曰。于公慟哭三年旱。鄒衍含悲五月霜。今我幽愁還似古。皇天無語但蒼蒼。其夕忽震雷雨電。主懼釋之。(輿地勝覽卷三十)

(d) 天は人に吉凶を降す。天は人を戒しめ、又はその誠心に應答するものであるとの考も亦、天人

相關觀念から由來するものに他ならない。いま一二の例を擧ぐれば昔し高城の人で黄信之と云ふ者、至つて孝行者であつたが、その母七十九歳の時病氣になり病革つて將に死せむとした。そこで信之は母を抱き天に向つてその延命を號乞した。處が三日目に母は蘇生し、その後十一年も長生きして歿した。^(註一)

次は、前例とは反對に、或村に怒ればすぐに母を毆打すると云ふ凶暴で性の悪い男が居た。或日も母を毆つたので母は大聲をあげて天道様はどうしてこんな親を毆る奴を殺さないのかと云つた。間もなく彼は鎌を腰にして田の草とりになると、今迄晴れ渡つて居た空模様が一瞬にかき曇り、大雷雨となつたと見るや否や電光一閃田中の彼の上に落ちた。^(註二)と忽ちケロリと晴れてしまつたが、その男は雷に粉碎されて死んで居たなどである。即ち前者は天佑觀念であり何者は天罰觀念であるが、その何れも天と人との間に密接な關係が存在することを物語つて居る點に於いて變りはない。(鎌に空中電氣が傳はつた爲に死亡したものだとは、電氣の知識のないものに解らう筈はないことは勿論である)

^(註一) 高城人黄信之孝誠純至。母年七十九。疾革氣絕。信之抱持號天乞命。三日乃蘇。後十一年歿。葬禮盡誠。哀慕終身。再授官不至。^(海雜卷五)

^(註二) 有一村氓。性暴惡。怒則必毆其母。一日母被毆大呼曰。天乎何不殺此毆母奴。其人腰

鎌徐步就田。與隣人共収。是日也天極清明。忽一點黑雲起於中天。須臾晦暝。雷雨大作。里人共見田中霹靂亂加。若有人手鎌以拒之。俄而雨霽。其人已碎矣。^(青坡劇談)

此の如く天と人即ち自然と人生との間に密接な相關關係があると信ぜらるればこそ、天變地異はやがて天地の主宰者——天を司るもの、地を司るもの、即ち天の神地の神——の啓示と見做され、この啓示を受けることは全く天意に感謝し奉る祭祀、天意に幸福を乞ふ諸願(雨祈り子祈り等)と同一なる信仰から導き出されたものに他ならないのである。

然らばこの自然の現象に觀て人生の運命を解釋せむとするものにはどんなものが古來行はれて居るか、以下觀象の對稱に依つてその分類をなし、以てその習俗を擧げるであらう。猶ほ習俗記載は、古來の記事傳説を先にし以て現在のそれに及ぶこととし、擧例の漢文は讀易く譯すべきであるが、原意を損傷するを恐れ、たゞ訓點をつけるに止めた。

第一節 日月卜

(一) 日

(1) 新羅第八阿達羅王即位四年丁酉。東海濱有延烏郎細烏女。夫婦而居。一日延烏歸。

海採藻。忽有一巖。一魚負歸日本。國人見之曰。此非常人也。乃立爲王。按日本帝記。前後無新羅人爲王者。此乃邊邑小王。細烏恠夫不來。歸尋之。見夫脫鞋。亦上其巖。巖亦負歸如前。其國人驚訝。奏獻於王。夫婦相會。立爲貴妃。是時新羅日月無光。日者奏云。日月之精降在我國。今去日本。故致斯怪。王遣使求二人。延烏曰。我到此國。天使然也。今何歸乎。雖然。朕之妃有所織細絹。以此祭天可矣。仍賜其絹。使人來奏。依其言而祭之。然後日月如舊。藏其絹於御庫。爲國寶。名其庫爲貴妃庫。祭天所名迎日縣。又都祈野。(三國遺事卷第二)

(2) 宣祖萬曆八年二月河原君薦驛官女有美色。命納宮中。自是日色無光者累日。(石潭日記下)

(3) 太陽に白虹が貫中する時は國家に凶事がある。(京畿)

(4) 日蝕は國に大亂ある前兆である。

(5) 朝日が紅色を帯びし時は雨。

(6) 夕日紅色を帯びる時は晴。(楢木末實著朝鮮の迷信と俗傳)

(二) 月

(1) 正月十五日、兒童男女各持炬火、登高觀月。以祈一年之福。且看月出早、晚、高、下、以驗豐歉。(中京誌二)

(2) 上元の日、初昏の頃月の色を見てその年の天氣を占ふ。赤き時は旱で、白き時は雨が多い。又月の出る時の形體大小、湧浮高低を以て占ふ。又輪廓と四方の厚薄を以て、四方の年事を占ふ。厚ければ則ち豐徵薄ければ則ち凶徵である。少しも惑はない。(朝鮮歲時記)

(3) 正月十四日、月が例年より南位にある時は凶年、南北より出づれば豐年、北位にある時は凶年とする。(京畿)

(4) 陰曆正月十五日に月昇る時、其の位置北方に向へば豐年の兆なりと云ふ。(价川郡)

(5) 月が縦に見ゆる様に上る時はその年は死亡者多し。(京畿)

(6) 月色占。正月十五日、月色赤味を帯びれば旱魃、白味を帯びる時は豐年なりと。(全南)

(7) 月影占。正月十五日、月光に影の現はれない人はその年内に死亡する。(全南)

(8) 月色占。正月十五日の月色赤は旱、白は雨、圓の缺けた方に當る地方は凶。(慶南)

(9) 月占。正月十五日夜、月に清水を供し、その年の吉凶を卜す。(咸北)

(10) 一月十五日の晚、望月、月色淡ければ其の年には水害あり。若し紅色なれば旱害あり。

(11) 月占。正月十五日夜、木片約五分位のもの五個に金、木、水、火、土の一字づつ書き、月に向つて禮

をなしたる後、地に擲ち文字の上向になりたるものにて年中の吉凶禍福を判断する。(咸北)
(12) 月色ト。正月十五日満月を見て吉凶を判ず。鮮明は旱害、赤色は水害、満月雲を踏んで上れば豊年。(黄海信川)

(13) 一月十五日夜、月の出が山の北に隠れる時は北鮮が豊年、南に入る時は南鮮が豊年と云ふ。(平北)

(14) 正月十五日、月出に際し雲が掛ればその年は水害あり。(全北)

(15) 一月十五日、月の色白ければ適雨或は霖雨ありと云ふ。

(16) 正月十五日、月の色薄きときは凶作なり。(全北)

(17) 一月十五日、月が白く見えると大風。赤は大雨。黄色は豊年。

(18) 一月十五日、月が非常に赤く見えると國に亂がある。

(19) 月蝕は傳染病流行の兆。(朝鮮、迷信)

(20) 一月十五日、月の輪廓厚く見ゆる方向に當れる地方は豊年にして薄く見ゆる方向に當る地方は凶年なりと云ふ。

(21) 一月十五日、月色黄色に見ゆれば豊年なりと云ふ。

(22) 二月六日の夜、彗星が月の前後を遠く離るれば、豊年の兆、近付けば凶年なりとす。(註、月を食物

と看做し豊年には食物豊なるが故に、子供等にはそれに近づく必要なければども凶年にはそれに反するが故に食物に近付くと云ふ意味より出づ。

(23) 一月十五日、月色白ければ白稻の栽培に適し、赤ければ紅稻の栽培に適して水蟲等の害なしと云ふ。(川西信藏、農業に關する俚諺及び迷信。朝鮮彗報。大正四年十二月號)

第二節 星ト

(1) 六月十二日(天授三年壬辰)有彗星^{あらはら}于東方。十七日又^{あらはら}于西方。日官奏曰、不封爵於琴笛之端。於是冊號神笛爲萬々波々息。彗乃滅。後多靈異。文煩不載。(三國遺事、卷三)

(2) 次大王四年(皇紀八〇九年)日官が五つの星が東方に集つたのを占ひ、王の怒を畏れて、之は君の德國の福の吉兆であると偽り王を喜ばせた。(三國史記、卷十五、高句麗本記第三)

(3) 新羅眞德王元年(皇紀一三〇七年)大臣毗曇廉安謂女主不能善理、舉兵廢之。王自内禦之。毗曇等屯於明活城。王師營於月城。攻守十日不解。丙夜、大星落於月城。毗曇等謂士卒曰、吾聞落星之下必有流血。此殆女主敗績之兆也。士卒呼吼聲振地。大王

聞之、恐懼失次。庾信見王曰：吉凶無常，惟人所召。故紂以赤雀亡，魯以獲麟衰。高宗以雉雛興，鄭公以龍鬪昌。故知德勝於妖，則星辰變異不足畏也。請王勿憂，乃造偶人，抱火載於風，鳶而颺之。若上天然，翌日使人傳言於路曰：昨夜落星還上。賊軍疑焉。又刑白馬祭於落星之地。於是督諸將卒奮擊之，毗曇等敗走，追斬之。夷九族。(三國史記·列傳金庾信)

(4) 新羅文武王元年(皇紀一三二一年)高句麗靺鞨謂新羅銳兵皆在百濟，內虛可擣。發兵水陸並進，圍北漢山城。高句麗營其西，靺鞨屯其東。攻擊浹旬，城中危懼。急有大星落於賊營，又雷雨震擊賊等，疑駭解圍而遁。初，庾信聞賊圍城，曰：人力既竭，陰助可資。詣佛寺設壇祈禱，會有天變，皆謂至誠所感也。(三國史記·列傳金庾信)

(5) 高句麗寶臧王二十七年(皇紀三二八年)唐劉仁軌爲遼東道副大總管，攻高句麗。夏四月，彗星於畢昂之間。唐許敬宗曰：彗見東北，高句麗將滅之兆也。秋九月，王臧遣泉男產帥首領九十八人持白旗詣勸降。(三國史記·高句麗本紀)

(6) 新羅文武王二十一年(皇紀一三四一年)夏五月地震，流星犯參大星。六月，天狗(星落)坤方。王欲新京城，問浮屠義相對曰：雖在草野茅屋，行正道則福業長，苟爲不然，雖勞

人作城，亦無所益。王乃止役。秋七月一日，王薨。(三國史記·新羅本紀)

(7) 新羅時有人謀求官，命其子縛高炬，夜登山頂舉之。京城人以爲妖星現，王憂懼，募人禳之。其父將應命，日官奏：此非大怪，但一家子死，父哭之兆。是夜其子果爲虎所害。(東、輿勝、二十一卷)

(8) 朝鮮正宗十八年甲寅(皇紀二四五四年)立牙山，李舜臣神道碑序曰：既而關白死，行長欲撤兵，約昆陽泗川屯。剋日竝進于露梁，忠武與天將整舟師，謀協勦。卽船上祝曰：今日固決死，天其許我殲此賊乎。祝已，河魁隕一軍，惡之。夜四鼓，邀賊慶戰，焚二百餘艘。尾擊不舍，至南海。賊圍天兵數重，忠武親冒矢石，直前突圍，戰方酣，中流丸死之。距其生乙巳年五十四。(朝、金、總、下)

(9) ○八月，太白經天，熒惑入輿鬼。○弘文館校理李珣上疏辭職，優答不許。(石潭日記上)

(10) 宣祖王五年十月客星見於策星之側，大如金星。○前司諫院大司諫奇大升卒。(石潭日記上)

(11) 濟州は昔耽羅と云ひ、その酋を星主と云つた。この星主とは新羅の時天文を司る官吏が客星帝座に現はれしを觀是れ異國人來朝の兆なりと奏し、後果して耽羅より朝貢したので、王

之を嘉し高姓の人に星主の號を賜はつたに由來する。(朝鮮歲時記)

- (12) 參星占。二月中、初昏の頃に、參星と云ふ三つの星を見、この星が月前にあり、臂を牽くが如く遠ければ、豊年の兆である。按ずるに、崔寔の農家諺に「二月の昏、參星の夕」とあるは是れである。(朝、歲)

- (13) 帚星の現はれる時は世の中に事變あり。(京畿)

- (14) 西天に三大星見えたる年は必ず戦争あり。(京畿)

- (15) 彗星出れば國家に大事變あり。(忠南)

- (16) 流星占。流星海に落ちれば不漁、陸に落つれば豊作物凶。(咸北)

- (17) 星ト。彗星が出れば戦争が起る。(平北)

- (18) 彗星現はるときは死病流行する。

- (19) 舊曆二月初七日夜に聚作星月と併行すれば其の年は豊年と云ひ、月より前行すれば歉年と稱す。(陽德)

- (20) 星が太陽の周圍に現はれると國に變がある。(朝、迷、俗)

第三節 虹 ト

- (1) 百濟近仇首王十年(皇紀一〇四四年)春二月、日有暈、三重宮中大樹自枝、夏四月、王薨。(三國史記、百濟本記)

- (2) 隆慶二年二月。日有青赤暈、白氣如虹貫輪、王大妃還政于上、撤簾謂侍臣曰、女主爲政、雖使庶事成、熙大本不正、他無足觀、況未必盡善乎、日變之作、良由未亡人之聽政也。(石潭日記上)

- (3) 趙光祖の刑死と天變、初擬死律、乃杖配綾城、俄而賜死于謫、卽十二月二十日也、時年三十八、是日白虹繞日、東西各二匝、南北各一匝、南北繞外各有二條虹、如垂紳者、竟天、又於未申方、別有條虹、長丈餘、皆移時乃滅。(海東雜錄、一)

- (4) 白虹と辭職、壬戌(宣祖萬曆八年)二月十三日、白虹又貫日、上下教曰、白虹之變、疊現、極爲駭愕、自今日避正殿矣、減膳撤樂可也、○領相朴淳、右相姜士尙、以日變辭職、上答曰、此由於不辟恭厥位也、卿等何咎、宜勿辭。(石潭日記下)

- (5) 上十四年正月、萬曆九年辛巳、白虹貫日、三公以災異辭職。(同上)

- (6) 虹の立つた所には寶物がある。

- (7) 虹の立つたとき死んだ人は仙人となる。(朝、迷、俗)

- (8) 朝西方に虹が出れば大洪水の兆なりとて旅行を止める。(咸北)
- (9) 朝の虹は雨。
- (10) 夕の虹は晴。(農業に關する但諺及び迷信)

第四節 雲 ト

(1) 百濟比流王二十四年(皇紀九八七年)秋七月。有雲如赤烏夾日。九月。内臣佐平優福據北漢城。叛。王發兵討之。(三國史記、百濟本記)

(2) 戰時に於ける雲占。

天福元年(一五九六)秋九月。高麗太祖率三軍至天安。合兵進次一善。神劍以兵逆之。甲午。隔一利川相對。王師背長向坤而陣。太祖與萱觀兵。忽白雲狀如劍戟。起我師向彼行焉。乃鼓行而進。百濟後百濟將軍孝奉德述哀述明吉等。望兵勢大而整。棄甲降於陣前。太祖勞慰之。……神劍與二弟將軍富達能免等四十餘人出降。太祖受降。

(三國遺事、卷第二)

(3) 大雨に依つて囚を放つ。

東文選所載、朝鮮太祖五年丙子(二〇五六)河崙作、韓山李穡墓誌序、庚午五月尹彝

李初之獄作、繫公等數十人于清州。將用峻法鍛鍊成罪事。巨測。而公以義命自處。不爲之動。天忽大雨。自朝至于日中。山崩水湧。城門壞。館舍盡沒。問事官攀樹木僅免。驛聞于國。許皆放還。清之父老相謂曰。有州來未有水。哉如此之劇。此殆公等所憾也。

(朝、金、總、下)

- (4) 赤雲、黒雲。一月三日東南に赤雲あれば早魃多く、黒雲あれば大雨ありと云ふ。
- (5) 亥の日の雲。亥日に天に一點の雲もなければ、三日後は大雨ありと云ふ。
- (6) 上下異雲。上層と下層雲が相反するときは雨。
- (7) 山上の雲。山頂に雲の冠在する時は雨。
- (8) 黄雲。一月一日早朝に黄雲、五方に起れば豊年なりとす。
- (9) 五色雲。一月一日五色の雲あれば、麥作に適す。
- (10) 曇り。二月二十日蔭蔭位の曇りにてもあれば、其の年は豊年なりとす。
- (11) 死亡時の雨。人が死ぬとき雨が降ると、その人の祭事をするときも亦雨が降る。
- (12) 結婚時の雨。結婚式に雨が降ると不吉の兆である。猶ほ結婚日天氣悪ければ夫婦の命短しとも云ふ。
- (13) 棉花時の雨。棉の開花期に雨降れば鳥が棉を取り去ると云ふ。夏三箇月上甲子日降雨あれ

- ば年内霖雨多く、秋上甲子の日雨降れば農作物害多し。(京畿)
- (14) 甲子の雨。春上甲子日に雨降れば旱災甚しく赤池千里に至る。夏上甲子日に雨降れば霖雨洪水多くして乗舟入室と云ふ。(赤池千里は旱魃乗舟入室とは洪水を云ふ。)
- (15) 寒食日の雨。寒食の日に雨降れば其の年は旱魃甚しく地下三尺まで焼けると云ふ。
- (16) 春社日の雨。春社日(彼岸入前後)に雨降れば其の年は豊年なり。
- (17) 立春の雨。立春に風雨あれば七八月の交悪疫流行す。
- (18) 初伏日の雨。初伏の日に雨降れば三伏ともに降雨ありと云ふ。養蠶は良成績なりと稱せらる。(价川郡)
- (19) 三伏日の雨。三伏の日に雨降れば果實の落果多しとす。又伏日に雨降れば棗果悉く落つとも云ふ。
- (20) 處暑の雨。處暑(陽八月二十三日—九月八日、舊七月中、暑將に止まんとして冷氣來る節なり)に雨降れば十里毎に穀千石宛減すと云ふ。
- (21) 一月五日の雨。一月五日に雨降れば其の年は凶作。初夏の降雨は棉花及び粟の凶作。
- (22) 二月一日の雨。二月一日降雨あればその年の稲作良好。又その年は豊年とも云ふ。(全南・忠南)
- (23) 二月二十日の雨。二月二十日降雨あれば其の年は水多く豊年なり。

- (24) 四月八日の雨。四月八日(灌佛)に雨降れば其の年は豊年とす。
- (25) 端午の雨。五月五日に雨が降るとその年は凶作。
- (26) 豆花と雨。大小豆開花の際降雨あれば結實せずと云ふ。
- (27) 七月四日の雨。七月四日降雨あれば稲は秕多しとす。
- (28) 八月十五日の雨。八月十五日雨降れば翌年麥は凶作なりと云ふ。
- (29) 秋上甲子の雨。秋上甲子日に雨降れば長雨の爲穀物の頭部に角を生ず。
- (30) 九月一日の雨。九月一日風雨あれば翌年夏大雨、雷震の災害ありて大凶ありとす。
- (31) 十二月一日の雨。十二月一日晦にして風雨なれば來春旱なりとす。

第五節 風・雪・霜・露・雷卜

(一) 風

- (1) 風向。風向南東なれば雨。風向西北なれば晴。
- (2) 酉の日の風。酉の日には風模様を観る。若し風強く鳥の羽毛が飛ぶが如きことあれば、その歳は暴風ありと。
- (3) 元日の風。一月一日南風吹けば豊年の兆。東風吹けば凶年の兆なりとす。

- (4) 正月二日の風。一月二日以内に東南風吹けば人民の死没多く、穀物登熟せず、西南風吹けば、畜類能く生育し穀物も亦登熟す。
- (5) 正月十五日の風。正月十四五日に亙り暴風あるときはその年狂犬病發す。(平北)
- (6) 正月十五日の風。一月十五日風吹かば、虎其の他の猛獸出沒する。(咸北)
- (7) 虎の殖える風。二月一日風が常に吹くと虎が蕃殖する。(朝、迷、俗)
- (8) 二月一日の風。二月一日、風吹かば、其の年に暴風多く、又その年は凶年と云ふ。(忠南)
- (9) 四月朔の風。四月朔日風東より來れば豆に宜しく、南より來れば黍に宜しとす。この日南風朝より夜半まで吹けば豊年なりと云ふ。
- (10) 清明の風。清明日陽四月五日―二十日、舊三月中枯槁落葉せる草木繁茂して明かに認識するを得るの節に南風吹けば豊年なりと云ふ。
- (11) 出穂時の風。出穂の期に於て風吹かば收量減じ、成熟期には降霜を最も恐るべきものとす。
- (12) 立秋の風。立秋の日風兌方より來れば降雨あり。西方より來れば、大旱魃あり。乾方より來れば大雨暴風ありて傷穀すと云ふ。
- (13) 立秋の風。七月立秋の日風東より吹けば豊年とす。
- (14) 九月一日の風。九月一日風なれば、翌年夏は水震雷の兆にして大凶なりと云ふ。

- (15) 十一月一日の風。十一月一日風吹けば麥登熟し、晦日に風吹けば、春寒しと云ふ。(朝、迷、俗)
- (16) 立冬の風。立冬の日十一月八日―二十二日、舊十月節分の氣立ち寒氣加はり冬季の初節なり、風西方より來れば五穀熟す。
- (17) 冬至の風。冬至に風西方より來れば秋雨多く、坤方より來れば夏大旱なりとす。

(二) 雪

- (18) 元日の雪。一月一日雪降れば其の年は凶年なりとす。
- (19) 正月上元の雪。一月十五日降雪すれば豊年なり。(咸北)
- (20) 春の雪。春節に雪深ければ鯨魚大漁の年なり。(陽德郡)
- (21) 穀雨の雪。穀雨陽四月二十日―五月六日、舊三月中、春雨屢來りて百穀生長するを以て云ふに降雪あれば豊年の兆とす。
- (22) 冬至の雪。冬至の日降雪多ければ翌年蟲害なしと云ふ。
- (23) 冬の大雪。冬季雪多ければ翌年夏雨多く、また豊年の兆なり。

(三) 霜

- (24) 寒食日の霜。寒食の日に霜が降るときは、其の年は非常な旱魃で地下三尺まで焼ける。
(25) 二月二十二日の霜。二月二十二日降霜する年は豊作なり。(咸北)
(26) 臘日の霜。十二月臘日(冬至後第三の戌の日の稱前に降霜三回なれば翌年稻の豊作なりとす。
(27) 早く消える霜。霜が早く消ゆる日には必ず雨。
(28) 朝の霜。曉天草に霜露の多き時は雨なり。
(29) 山の霜。中麓に霜の上昇する時は晴。
(30) 樹に白き霜。霜が樹の枝に眞白に著く年は棉は豊作なりとす。

(四) 露

- (31) 朝の露。朝露多きときはその日晴る。

(五) 霞

- (32) 夕の紅霞。夕方西天に紅霞あれば早になると云ふ。

(六) 雷

- (33) 初雷。最初の雷鳴ありてより百八十日目に降霜ありと云ふ。故に其の年の雷鳴早ければ早霜、晚ければ晚霜なりとす。
(34) 夜の雷鳴。夜雷鳴ある時は雨。
(35) 鰯と雷鳴。鰯の漁期に雷鳴頻りなれば大漁ありと。
(36) 蠶と雷。鳴上簇後天動雷鳴あれば蠶兒簇より落ちて營繭すること能はず。
(37) 六月六日の雷鳴。六月六日早朝雷聲(天動)あれば豊年、夕方雷聲あれば凶年とす。
(38) 六月十五日の雷。六月十五日曉晨に雷聲(天動)あれば早霜、晚くあれば晚霜ありと云ふ。
(39) 秋の雷鳴。秋雷鳴あれば兩班多く死す。(忠南)
(40) 冬の雷鳴。冬季に於て雷動あれば貴族大官全滅す。數百年前より現行。(京畿)
(41) 冬至の雷鳴。冬至の日午後十二時雷聲あれば陽氣の先動として豊年の兆とす。

第六節 水、氷ト

(一) 水

水に依つて吉凶善惡を卜するの法は、風水説の最も重んずる處であり、朝鮮にはこの風水説を墓地及び住居に缺くべからざるものとして居るのであるから、水に依つて吉凶を占ふ習俗は極

めて廣く行はれて居るのであるが、これは既に調査資料第三十一輯朝鮮の風水に詳述したから、此處では風水説に依るものは一切之を省略することとした。

(1) 逆流の水。

我國群臣曰。新羅庚信是我國ト筮之士楸南也。古本作春南。誤矣。國界有逆流之水。或云雄雌尤反覆之事。使其ト之。奏曰大王夫人逆行陰陽之道。其瑞如此。(三國遺事上)第一章第一節一新羅の占ト(2)參照)

(2) 水湧は興國。

百濟溫祚王二十五年皇紀六六七年春二月。王宮井水暴溢。日者曰。井水暴溢者。大王勃興之兆也。王聞之喜。(三國史記百濟本記)

(二) 氷

(3) 氷面の割れ方に依つて豊凶を占ふ。

臥龍池。俗名南大池。在府延安南三里。周二十里。今の二里一百二步。毎冬月。池水折裂。或縦或横。邑人謂之龍耕。以占翌年豊歉。横則豊。縦則水溢。全分不折裂則歉。(輿

地勝覽四十三)

(4) 龍耕、氷地占年。

湖西洪州の合徳池に、毎年冬、龍耕の異事がある。其龍の耕した跡が、南から北に向つて縦に岸に迫つて居れば豊年である。西から東に向つて、中腹を横断すれば凶年である。或は西、或は東、或は南北と云ふ様に、縦横不整なれば、荒穢相半ばする。農人之れによつて推測し、輒ち來歳の事を驗る。嶺南密陽の南池にも同一の事がある。(朝歲)

(5) 結氷ト。

咸鏡線龍坪驛附近に長淵と云ふ湖があるが、この池水が冬至前結氷せば大豊、冬至後結氷せば凶年と云はれて居る。(咸北)

(6) 凍ト。正月十四日夜水二杯を南北に分置し、翌朝之を見て南側の分が良く凍れば南方の穀物が良く、北側の分が良く凍れば北方が豊年と云ふ。(平北)

(7) 解氷占。春季解氷早ければ凶年と云ふ。又春季解氷早ければ麥の凶作なりと云ふ。

(8) 厚凍占。冬季水深く凍れば翌年は豊年なりとす。

(9) 道路面占。冬季道路面が凍結して横に割れれば豊年、縦に割れれば洪水か又は凶年の兆となす。(咸北)

第七節 天氣占

- (1) 婚入の日に雨雪が降ると婚の氣が荒く、嫁入の日に天氣が悪いとその女の氣が荒い。
- (2) 一月元日から五日迄曇天勝ちなればその年は病氣多し。(平北)
- (3) 元日に霧がかゝつたり大雨が降つたり、大嵐があつたりすると其の年には惡病傳染する。
- (4) 一月一日曇天なれば豊年の兆。
- (5) 一月一日晴朗なれば百花吉。
- (6) 一月六日を人日と稱し、晴天なれば傳染病及び流行病なく曇天なればありと。(咸北)
- (7) 一月八日は穀物の日と稱し、曇天なれば豊年晴天なれば穀物熟せず凶年なりと。(咸北・全北)
- (8) 正月七日の朝天氣惡しければ其の年惡疫流行す。
- (9) 正月一日乃至八日は鶏、狗、猪、羊、馬、人、穀の日なり。各日を以て驗る。清明溫暖なれば則ち蕃殖安泰にして、風雨陰寒は則ち疾病損害なり。
- (10) 一月一日より十五日迄晴天續けば害蟲なき年とす。
- (11) 一月十日以内に雨の日ありて晴朗なれば、草棉の豊作を見ると云ふ。
- (12) 二月一日天候不良なるときは、必ず其の年は惡疫流行す。(全南)

- (13) 二月一日、天氣曇りなれば、其の年は大暴風雨ありと。(京畿)
 - (14) 二月二十日曇天なれば豊年、晴天なれば凶年の恐れありとす。
 - (15) 四月、五月早魃なれば春蠶に不適なりと云ふ。
 - (16) 五月五日、六月十五日が晴天なれば豊作の兆。(平北)
 - (17) 穀雨に晴天なれば豊兆なりとす。
 - (18) 冬至の日に大變寒いと次の歲には虎が澤山殖える。
 - (19) 白魚の漁期に寒氣續けば漁獲多し。(肅川郡)
 - (20) 冬至の日寒さ強ければ翌年蟲害少しと云ふ。又この日夜半天氣晴朗なれば作物凡て凶なりと云ふ。
 - (21) 寒中暖き年は大洪水或は惡疫流行あるか、又は天災事變あり。(平北)
 - (22) 冬暖かく夏冷なれば雨なり。
 - (23) 冬季蒸氣あれば雨なり。
- 次にこの天氣占に關して興味ある陰陽占法及び自然と季日とを以て占ふ天氣占、月次占を附録として参考に供する。

(附一) 天氣占 (陰陽法)

先儒謂東北陽方西南陰方陽唱而陰和則雨陰唱而陽不和則不雨故風自東北則雨風自西南則不雨然長安風而雨則山川區域之分氣候不齊其間豈無變易其常理吾東方每南風而大雨西風而永暗者亦未易曉也。諸風(海東雜錄二)辨

(附二) 天氣占 (田家占候)

(1) 日を以て測る。

○日暈は雨を主る。

○日耳。日に南耳あれば晴。北耳は雨。兩耳を生ずれば風を絶ち雨を絶つ。

○日出の空。天の空なるを見れば晴。片雲有りと雖も色分明なるか或は玲瓏光耀する者は亦た晴。此に反すれば陰雨と爲る。

○日下に黒氣あり虹を覆へすが如きは雨。

○日脚の朝に天に在り暮に地にあるは晴。此に反すれば雨。

○烏雲。一朶の烏雲漸く起り日正に其中に落ちば則ち夜半或は明朝雨あり。

○半天に黒雲有るも日雲外に落つるれば其雲は夜必ず開き散じ明日必ず晴る。

○反照。日没前に反照せば晴。日没後に臙脂紅の如くなれば雨無くして風あり。

○日出。日の雲障中より昇るときは晴。

○日出。凡そ毎日早晨に日將に出でんとする時東方及び東南方を見て天色若し赤くして氣清ければ晴れ且つ煖なり。或は赤からざるも清ければまた晴。若し黒雲遮蔽し氣色昏暗に或は土を積むの状の如く或は累盂漸々起るが如く或は紫黒の雲日の上下を貫穿し或は黒雲山峯の如く旗幟の如く種々の状を爲さば並に當日雨有り。風急なれば雨は午前であり風緩なれば雨は午後にあり。晚に西方及び日落つる處を見るも占法は此と相同じ。

(2) 月を以て測る。

○月暈れば風有り。何れの方に有るもその方より風來る。

○月色赤ければ早す。

○月傍に雲有り白ければ風黒ければ雨。

○新月の下に黒雲有りて横截せば來日雨ふるべし。新月に雨を卜す。諺に云ふ月偃々水様々月子側水無滴と。

(3) 星を以て測る。

○雨後に天陰り但だ一兩星を見れば此夜必ず晴。

○星光閃爍して定まらざれば風あり。又云ふ明星地を照爛せば來朝雨あり。

○星光明滅して動かざれば雨。

○夏夜星の密なるは熱を主る。

○久雨の後、黄昏に卒然として雨止み、便ち滿天の星斗を見れば、明日雨有るのみならず、當夜も晴を必ずすべからず。

(4) 風を以て測る。

○春は南に、夏は北に、風あれば必ず雨。冬天に南風三兩日せば必ず雪あり。

○艮方に風あれば必ず雨、猝に晴を得がたし。

○東風急なれば雨を主り、風急に雲愈よ急なれば必ず雨。

○凡そ風は單の日に起れば單の日に止み、雙の日に起れば雙の日に止む。

○隆冬の風は、大抵日内に起るものは必ず善し、夜に起るものは必ず毒、日内に息む者も亦た和げど、夜半に息むものは必ず大に凍る。

○早朝西南の風あれば、晩に向つて必ず靜まる。

(5) 雨を以て測る。

○五更に忽ち雨あれば、日中必ず晴。

○晏雨は晴れず。

○雨若し水面上に着て浮泡有れば、卒に晴れず。

○久雨の時昏暗に當つて忽ち明亮せば、是れ雨候なり。

○雨若し雪を夾めば、晴を得がたし。

○快雨なれば快晴す。

(6) 雲を以て測る。

○雲、南に行けば晴、西に行けば雨、南に行けば雨、北に行けば晴。

○上雲開くとも下雲散せざれば雨。

○雲四野に下りて霧の如く、烟の如きを名けて風花と曰ふ。風有るを主る。

○雲、東南より來れば絶えて雨なし。

○雲陣西南より起り來るものは雨必ず多し。

○雨陣西北より起る者は、必ず雲黒くして墨を潑するが如く、又必ず眉梁陣を作し、大風を先にし、後ち雨降り、終は晴れ易し。

○雲若し魚鱗の若く、天に滿つれば、雨ふらすして風頭つ。

○秋天に雲陰り若くは風無ければ、則ち雨無し。

○冬天に晩に近づきて、忽ち老鯉班雲の起る有り、漸く合して濃陰となるものは必ず雨無し。

名づけて護霜天と曰ふ。

○天河中に黒雲生ずるあり、之を黒猪河を渡ると謂ふ。黒雲對起し一路相接して天に亙れば、大雨立どころに至る。

○陰天に晴を卜するは、諺に云ふ、朝には頂を穿つを要し、暮には四脚懸るを要すと。

(7) 霞を以て測る。

○朝霞暮霞は早を主る。朝霞は雨暮霞は晴、此れ雨後乍ち晴れるの霞を言ふなり。若し火焰の形して乾紅の者あれば、但に晴のみならず必ず久く早するの兆なり。

(8) 虹を以て測る。

○虹(鸞)は、東に見れば晴、西に見れば雨、若し虹下れば便ち雨還り晴を主り。虹東南に出て旋つて雲に蔽はるれば雨を主る。

○白虹下降せば惡霧必ず散ず。

(9) 雷を以て測る。

○頭に當り雷すれば雨無し、卯前に雷すれば雨有り。凡そ雷聲響烈しきものは雨陣大なりと雖も過ぎ易し。雷聲隱々として響くものは卒に晴れず。

○未だ雨らざるに雷せば主もに雨無し。

○雷初めて聲を發して和微なる者は歲内吉、猛烈なるものは凶、甲子は尤も吉。

○雪中に雷あれば陰雨を主る。百日晴れず。

○雷雨より起れば必ず久く陰す。又云ふ三日雨ふると。

○夏秋の間夜晴天に遠電を見、南にあれば久く晴る。北にあれば便ち雨ふる。北に閃くこと三夜せば必ず大風雨。

(10) 霜を以て測る。

○毎年初めて下り只だ一朝なるを孤霜と謂ふ。來年の歉なるを主る。兩朝以上に連るは熟を主る。上に創芒有る者は吉、平なる者は凶。

○春月に霜多きは早を主る。

(11) 雪を以て測る。

○雪降りて消えざるを名づけて等伴と曰ふ。再び雪有るを主る。

○久しきを経、日に照らされて消えざるは、亦た是れ來年水多きの兆。

(12) 氷を以て測る。

○氷結の後水落つれば來年旱す。

○氷結して水漲るを名づけて上水氷と曰ふ。水を主る。若し堅厚なれば來年大水す。

(13) 霧を以て測る。

○ 曉霧即ち收まれば晴。

○ 霧收まりて起らざれば細雨止まず。

○ 三日霧濃かなれば必ず狂風起る。

(14) 山を以て測る。

○ 遠山の色清朗明爽なれば晴を主る。山風氣昏暗なれば雨を主る。

○ 山雲を起せば雨となり、雲を收むれば晴となる。

○ 常に雲を出ださざる小山忽ち雲を起せば大雨。

(15) 地を以て測る。

○ 地面濕潤甚しく、水珠出でて流汗の如くなれば暴雨を主る。若し西北風を得て解散せば雨無し。

○ 四野鬱蒸すれば雨を主る。

○ 石より水流るれば大雨す。

(16) 水を以て測る。

○ 夏初水底に苔を生ずれば暴水あり。

○ 水面に青靨を生ずれば風雨あり。

○ 水邊を経るとき水に香氣あれば雨水を主る。腥氣も亦然り、溝渠に臭動くも亦雨ふる。

○ 海嘯けば風雨多きを主る。

(17) 草を以て測る。

○ 茆蕩内に春初の雨過ぎて菌生すること多ければ、則ち旱無ければ水を主る。

○ 草屋久しく雨ふりて菌其上に生じ、朝に出づれば晴、暮に出づれば雨。

○ 窠草刺有り、芦葦の屬の地に叢生するを見、夏月暴熱の時忽ち自ら枯死せば水有るを主る。

○ 芟草は水草なり。村人當に其の小にして白きを剝ぎ、之を嘗むるに味甘ければ水を主る。

味臭氣あれば旱を主る。

(18) 花を以て測る。

○ 梧桐花初めて生ずる時赤色なれば旱を主り、白色なれば水を主る。

○ 遍豆花五月に開けば水を主る。

○ 枸杞子夏月に開きて結べば水を主る。

○ 藕花は之を水仙の魁と謂ふ。立夏前に開けば水を主る。

○ 野薔薇立夏前に開けば水を主る。

○麥花晝放てば水を主る。

○鳳仙花五月に開けば水を主る。

○槐花開くこと一遍ならば糯米一遍の價を長ず。

(19) 木を以て測る。

○凡そ竹笋の林を透すは多く水を主る。

○楊樹の頭並に水際の根乾紅なれば水を主る。

○樹汁流るれば雨を主る。

(20) 禽を以て測る。

○鴉風に浴し、鵲雨に浴し、八々兒洗浴するは風雨なり。

○赤老鴉水を含んで、雨未晴、晴亦主雨と叫べば晴る。名づけて乾鵲と曰ふ。

○鳩鳴きて還る聲あるを呼婦と謂ひ、晴を主る。還る聲なきを遂婦と謂ひ、雨を主る。

○鵲高きに巢へば早を主り、低ければ水を主る。低きとは地に近づくを言ふ。其年大水すべし。

○海燕忽ち群を成して來れば風雨を主る。烏肚は雨、白肚は風。

○燕巢をなして乾淨せざれば、田内に草多きを主る。

○家鷄の上宿する遅きは陰雨を主る。

○母鷄皆な雛を負へば雨を主る。

○鵲烏仰ぎ鳴けば晴、俯し鳴けば雨。

○夏秋の間雨將に至らんとし、急ち白鷺あり飛過せば雨。

○冬天に寒雀群飛し翅聲重ければ必ず雨有り。

○蝦蟆鳴き來つて睇すれば雨ふる。

(21) 獸を以て測る。

○獺窟岸に近ければ早を主り、岸に登れば水を主る。

○狗若し地を爬けば陰雨を主り、毎に灰堆の高處に眠るも亦た雨を主る。

○狗青草を咬めば晴を主り、河邊に向つて水を喫すれば水退くを主る。

○猫兒青草を嚙めば雨を主る。

○絲毛狗の褪毛して盡きざるは、梅水四月の雨止まざるを主る。

(22) 魚を以て測る。

○魚躍つて水面を離るを秤水と謂ふ。水漲るを主る。高さの多少に依り増水の多少を知る。

○鯉鱗は四五月の間暴に漲るに遇へば必ず子を散ず。散じて盡きざれば水未だ止まざるなり。盛に散ずれば水勢必ず定まる。

○夏至の前後に黃鱗魚甚だ子を散ずるときは雨必ず止む。散ずるも甚しからざれば水終に止まず。

○黑鯉の脊翼長じて其尾に接すれば旱を主る。

○海猪亂起すれば風を主る。

○魚水面に浮べば風を主る。

(23) 蛇蟲を以て測る。

○蛇出でて曝せば雨を主る。

○蛇蘆上に蟠れば水高まること若干、頭を垂るれば水立どころに至る。頭高ければ稍や延ぶ。

○水蛇及び白鰻若し鰻籠中に入れば皆な大風水の作るを主る。

○鰲頭を上げ南望すれば晴、北望すれば雨。

○蚯蚓路を過ぐれば雨、朝出づれば晴、暮に出づれば雨。

○蟻穴を出づれば雨。又高平地に蟻軍を作せば雨。

○暮春に暴に煖にして、屋木中より飛蛾出づれば風雨を主る。

○蚱蜢、蜻蜓、黃蛇等の蟲、小滿以前に生ずれば水を主る。

○蜻蜓亂飛すれば雨、高ければ晴、低ければ雨。

○杜蛤、蝦蟆の屬叫びて響き亮ならば晴。

○田鷄水を噴て叫べば雨。

○蜘蛛絲を添ゆれば晴、水を吊すれば雨。

(24) 鐘鼓を以て晴雨を測る。

○鼓聲重濁なれば雨、響き亮なれば晴。

○鐘聲響き鳴れば雨を主る。

(25) 金石を以て晴雨を測る。

○金石若し汗を潮すれば雨、汗無ければ晴。

(26) 暴風の兆。

凡そ天色昏淡に、禽鳴空に翻り、雲脚黃に、日色赤く、雲の行くと急に、日月暈り、太白晝に見え、參星西南に動搖し、燈火焰明にして爆を作し、石脈潤ひ、樹に汗し、流水に腥氣あり、魚跳り、蛇曝し、蚯蚓路を過ぎ、蟻穴を出で、黑白の雲起り、倏然として變じ、片々相逐ひ聚散常なきは、皆な暴風を主る。

(27) 一年内の風雨を測る。

○正月八日に雲月を掩へば春雨多し。

○上元に晴れば一春雨少し。

- 雨水に陰多ければ水少し。
- 春風は秋雨に對す。
- 芒種前に菽豆花を開けば水を主る。
- 立夏夏至に日暈れば水を主る。
- 鳳仙花五月に開けば水を主る。
- 中秋に晴るれば來年の水を主る。
- 立冬に晴るれば暖を主る。
- 冬風夜半に息めば必ず凍る。
- 重霧三日せば必ず大風或は大雨。
- 未だ雨降らざるに先づ雷すれば雨無し。
- 月暈れば六七日内に風雨を主る。
- 重陽に晴るれば冬至元朝上元清明の四日皆晴る。
- 正月歲朝に西北風すれば大水して農を害す。
- 上八日に三星を見ざれば上元に雨。
- 元宵に雨なければ多く春旱す。

- 上元に風あれば寒食に雨。
- 晝暖く夜寒ければ旱。
- 五月初三日雨ふれば大水有り。
- 六月初一日に雨ふれば夜々風潮到る。
- 立秋の初三日に晴るれば旱を主る。
- 伏裏に西北風あれば臘月大に凍る。
- 三伏中大に熱すれば冬必ず雨雪多し。
- 八月初一日晴るれば連冬旱す。
- 九月重陽に雨無ければ一冬晴る。
- 十月朝に風雨なければ冬暖なり。(予若鏞・山林經濟卷十四)

(附三) 月 次 占

一月

- 歲朝に立春なれば大に熟す。是朝東北風なれば五禾大に熟す。西北風なれば大水農を害す。

○元朝に、四面黄氣あれば四方普く熟す。青氣なれば蝗し。赤氣なれば旱し。黒氣なれば水風無し。陰（くも）にして温かなれば歳豊十倍す。

○元宵に雨無ければ春旱す。

○元日に甲（其日の干支が）なれば米貴く人疫す。乙なれば穀貴く人病む。丙なれば半ば旱す。丁なれば絲綿貴し。乃至癸なれば禾殃し、人疫し、雨多し。

○元日の陰雨は人畜に災あり、果實らず、又た水滂す。暴風せば禾登らず、畜災し、又た旱し、蔬少し。大雪なれば穀麥蕃盛し、牛羊犬災あり、果少く米賤し。魚貴く人安し。風雨沙を飛ばせば絲貴く禾荒る。

○上八日に三星を見ざれば上元の日雨降る。

○上元の日風あれば寒食に必ず雨降る。

○上元に月影を占ふ。是日初夜に十尺の木を庭中平正の處に立て（尺は周尺を用ゆ。或は布帛尺を用ゆるも可なり）夜に至り、標影直に南北正に短き時、尺を以て影長を量る。七八尺に至れば其年雨暘時あり、三四尺は旱し、一二尺は大旱か大水、九尺十尺は最も凶。

○立春日占。この日甲乙なれば豊熟、丙丁なれば大旱、戊己なれば田園を損す。庚辛なれば人静ならず。壬癸なれば水天に連る。是日清明なれば百物成り、陰雨なれば滂を主る。是日

鶏鳴の時良上に黄氣あれば大豆に宜し。又た上旬を占ふに、上旬丙子の日甲子なれば豊年、

丙子なれば旱、壬子なれば水あり滔天す。

○上甲占。春上甲に雨なれば赤地千里。夏上甲に雨なれば船に乗りて市に入るべし。秋上甲に雨ふれば禾頭に耳を生ず。冬上甲に雨ふれば牛羊凍死す。

二月

○春分占。是の日雨有れば病人稀なり。日陰にして日を見ざるを上と爲す。日出づる時、正東に青雲の氣有れば麥に宜しく歳稔る。若し清明にして雲無ければ萬物成らず、民多く熱病す。是の日雲を觀る。青ければ蟲赤ければ荒れ、黒ければ水と爲り、黄なれば豊かなり。

社日に雨ふれば年豊にして果少し。

是の月中に三度卯の日あれば綿花、豆麥に宜し。

是の月に月蝕有れば穀賤く人災す。

三月

○穀雨。この日雷すれば旱す。是の日甲辰に値るば、蠶麥相登り、甲午に植るば、每箔に絲綿三斤を得可し。

○重三三月三日の日。上巳の日に蛙（蛙）を聴き、水旱を占ふ。諺に云ふ、田鶏（蛙）叫ぶも啞なれば

低田は稻把好し。田鷄叫んで響を得れば田内に牽漿好しと。

○朔日に風雨すれば民多く疾む。初一日に雷すれば穀熟す。三日に天陰雨せば蠶喜ぶ。四日に雷すれば大に豊なり。晦日に雨なれば大小麥熟せず。

○月内に三卯(卯)の日が三日有れば豆に宜く無ければ麻麥に宜し。

○月蝕あれば穀貴く人飢ゆ。

四月

○朔風東より來れば豆に宜し。南より來れば黍に宜し。朝より夜半に至れば五穀大に熟す。

○初八日に雨ふれば則ち麥無し。この日晴るれば果子あり。

○十三日雨ふれば麥無し。初八日と同じくこの日雨ふれば蟲無し。

○立夏。是の日暈無ければ水無し。暈あれば水有り。是日大に晴るればその年必ず旱す。

東風すれば五穀收まり民安し。南風なれば民疾みて大旱す。西風なれば六畜災あり。北風なれば魚蝦廣く出づ。

○月内に三卯有れば麻に宜く無ければ麥收まらず。

○月蝕有れば穀荒れ人飢ゆ。

○甲子庚辰の日に雷鳴せば蝗蟲禾を損ず。

○日暖に夜寒ければ旱す。

五月

○夏至。是の日雨ふれば豊風西北より起れば旱。晴れて雲なければ亦た旱。是の日午時に南に赤雲あれば五穀豊なり。赤雲を見ざれば五穀成らず、人は眼疾を患ふ。是日東南に風して晴なれば好し。

○芒種に雷すれば豊なり。

○朔日は風東より來ること半月せば歲稔る。是の日風出でざれば一年大に饑ゆ。

○初五日に雨來れば來年熟す。

○二十日に落雨せば其翌日に豊紅す。

○上辰上巳に雨ふれば蝗蟲あり。雨道に随つて禾を食ふ。其驗神の如し。

六月

○三伏の裡に西北風吹けば臘月に大に凍る。三伏中に大熱せば冬至に雨雪多し。

○風雨を占ふは四月に同じ。

○朔日に雨降れば糴貴し。是の日夏至に植ゑば飢饉す。

○是の月、月蝕すれば旱す。蒼蠅無ければ新舊米登る。この月熱せざれば五穀多く結ばず。

この月西北風せば稻秕し穀凶なり。

○夏末秋初に一雨せば貴きこと珠の如し。

七月

○朔日に雨ふれば糶貴く人災す。

○立秋の日天氣晴明なれば萬物成熟せず。是の日小雨なれば吉大雨なれば禾を傷く。是の日雷鳴すれば禾少收地震すれば牛羊來春に死す。

○處暑に雨縦まなければ結實留め難し。

○秋の社日に雨來れば年豊に稔る。

○立秋の日風乾より來り大雨暴寒なれば穀傷く。

八月

○朔日に陰れば年大に熟す。是の日と晦とに大風せば春早し夏雨ふる。

○秋分。是日若し社日の前にあれば米貴く社日の後にあれば米賤し。此の日雲氣を觀て占ふこと春分と同じ。風若し乾及び巽より來れば來歲大豊坎より來らば冬酷寒。この日小雨すれば吉晴なれば萬物成らず。

○社日。立秋後の第五戌を社と爲す。是日雨來れば年豊なり。

○三卯三庚。月内に三卯三庚あれば麥に宜し。

○月内に果木花を開けば來年旱す。

九月

○朔日に霜飛べば民を損す。朔内に風雨すれば來夏水あり。

○重陽に雨無ければ一冬晴れ雨あれば禾を收むるに宜し。

○この月に雷聲すれば米貴し。

十月

○朔日に風雨すれば來夏に水有り。

○十五日に晴なれば冬暖かなり。

○立冬晴なれば魚有り。是の日若し火に屬し雨雪なければ冬暖に來年旱す。水木に屬すれば來春雨多し若し果木花を開けば來年旱す。

○晦日に雨なれば麥に善し。

十一月

○朔月に風あれば麥善し。

○冬至の風は夏至と相對し冬至に雲氣を占觀するは夏至と同じ。是の日に氷無ければ瘟疫

盛に行はる。是の日天晴れ色無ければ來年太平なり。是の日西北風來れば禾稼を傷く。

○月内に虹見ゆれば大豆善し。

○晦日に風雨せば來春旱す。

十二月

○朔日に風雨すれば來春旱す。十月と同じ。

○除夜は北風せば五禾大に熟す。是夜犬吠えざれば新年に厲疫無し。

○晦に風雨すれば來春旱す。(丁若鏞・山林經濟)

第八節 地・山・石其他に依るト

(一) 地震

(1) 地震は世の滅亡。

正徳戊寅(一一七八)地震有聲。如牛吼。城垣之壇塌者。十居一二。須叟震四五度。其夜又震六七度。人家錚鉄器皿。咸鏗然有聲。連十許日。或震或輟。訛言相傳云。一元之數

將窮。五部官曉諭閭閻。令露宿於外。蓋恐遭地震壓死也。於是民愈惑之。相具酒食。偷樂。過一月纔定。其後使臣回自燕京云。蘇州有二龍相鬪。挽江水空中。使之倒流。又掀坤軸。天下皆震。未知其果由此也。(稗官雜記、卷四)

(2) 地震は國禍。

地震があると國に大禍がある。(朝、迷、俗)

(3) 地震は大漁の兆。

地震があると青魚(鯡)の大漁がある。(同上)

(二) 地氣

(4) 佳氣あるの地は吉地。

朝鮮純祖七年丁卯(二四六七)立水原。遲々臺碑序居華城廣州之界。斗然而爲峴者。曰遲々峴。峴之上有臺。曰遲々臺。望見西南峰巒若隱若顯。其上常有佳氣。鬱々葱々然者。花山之諸麓也。昔惟我正廟十有三年。移奉顯陵園于花山。(朝、金、總、下)

(三) 山

(5) 山を見て天氣を占ふ。

遠山が遠見する時は雨。近見する時は晴。(農、但、迷)

(四) 岩 石

(6) 岩に石を擲つて及落を占ふ。

南韓から京城へ通ずる舊街道忠州と延豊の間に巨岩がある。科擧上京者は之に小石を擲ち底止すると否とに依り試験の成績を卜ひ若し墜落したるときは此所より引返したるものもありしと云ふ。

(五) 島

(7) 島の泛び來るは國寶を出すの兆。

第三十一神文大王開耀二年壬午五月朔海官波珍喰朴夙清奏曰東海中有小山。浮來向感恩寺隨波往來。王異之命曰官金春質一作春日占之曰聖考今爲海龍鎮護三韓。抑又金公庾信乃三十三尺之一子。今降爲大臣。二聖同德欲出守城之寶。若階下行幸海邊必得無價大寶。王喜以其月七日駕幸利見臺望其山遣使審之。山勢如龜

頭上有一竿竹晝爲二夜合一一云山亦晝使來奏之夜開合如竹之。王御感恩寺宿明日午時竹合爲一。天地震動風雨晦暗七日。至其月十六日風霽波平。王泛海入其山有龍奉黑玉帶來獻迎接共坐。問曰此山與竹或判或合如何。龍曰比如一手拍之無聲。二手拍則有聲。此竹之爲物合之然後有聲。聖王以聲理天下之端也。王取此竹作笛吹之。天下和平。今王考爲海中大龍。庾信復爲天神。二聖同心出此無價大寶令我獻之。王驚喜以五色錦彩金玉酬賽之。勅使斫竹出海時山與龍忽隱不現。駕還以其竹作笛藏於月城天尊庫。吹此笛則兵退病愈。早雨雨晴。風定波平。號萬波息笛。稱爲國寶。(三國遺事卷第二)

(六) 光

(8) 光を尋ねて太子を得る。

永平三年庚申八月四日。狐公夜行月城西里。見大光明於始林中。一作鳩林有紫雲從天垂地。雲中有黃金橫掛於樹枝。光自橫出。亦有白雞鳴於樹下。以狀聞於王。駕幸其林。開橫有童男臥而即起。如赫居世之故事。故因其言以闕智名之。闕智鄉言小兒之稱。

也。抱載還闕。鳥獸相隨。喜躍踴躍。上擇吉日冊位太子。(三國遺事卷第一)

(七) 火

(9) 石火は疫厲の兆。

宣祖十年。嶺南有火自生石中。石皆燒裂。命近臣行厲祭于平安南黃海兩道。八道皆疫而兩道尤甚故也。(石潭日記下、疫神)

(10) 百濟阿華王十四年皇紀一〇六五年春三月。白氣自王宮西起。如匹練。秋九月。王薨。

(三國史記百濟本紀)

第四章 動物、植物、其他の事物に依る相卜

本章には觀象に依る占卜中、その對象が動物植物器物衣食住及び人事人相に關するものを擧げることゝした。

先づ動物から初めれば、これには獸類、鳥類、蟲、魚等があつて、凡そ次の如くである。

第一節 動物 占

一、獸類に依る占卜

獸類は、一般に占卜の對象となるが、殊に牛馬・狐・犬・豚・猫・鼠・羊・猿・兔等にその多きを見る。

(a) 獸類

(1) 鼠猪鳥で奸事を知る。

新羅王第二十一炤聖王即位十年戊辰(一一四八)王天泉亭に幸せられると、その時鳥と鼠とが來て鳴いた。鼠が「此鳥のゆく處を尋ねて御覽なさい」と人語で告げたので、王は騎士に命じて之を追はせた。之を追ふて南方避村に行くと二匹の猪が相鬪つて居る。騎士は其處に

立留つて見てゐると、間もなく消失した。路傍に徘徊して居ると一人の老人が池の中から出て一通の書状を渡した。騎士は還つて之を王に獻じた。その書の表題には「開見二人死、不開一人死」とあつた。王は開けば二人死し開かなければ死ぬのは一人だけだから其のまゝにして置けと云はれたが、日官がこの文意を解いて「二人とは庶民のことで、一人とは王のことです」と奏したので王之を然りとし開いて見ると書中に「射琴匣」と書いてある。王が早速琴匣を射て見ると、そこには内殿焚修僧がかくれて居た。彼は宮主と潜通し王を無きものにせむと奸計を謀つて居たので、この二人を誅してしまつた。(三國遺事、卷第一、射琴匣)

(2) 歳の始めに見た動物が軽い動物であつたならば、その年中體軽く無病である。之に反して重い動物ならば、その年は體重く病氣に罹ると重い。

(3) 山に棲む獸類が人家に入れば其の家の者は全部死亡す。(大正五年警務總監部調)

(b) 牛ト

(1) 百濟溫祚王二十五年皇紀六六七年春三月、漢城人家馬生牛、一首、二身、日者曰、牛一首、二身者、大王并鄰國之應也。王聞之喜、遂有并吞辰馬之心。(三史國記、百濟本紀)

(2) 牛の鳴聲。

正月元日午前一時早朝自家の飼牛が鳴くと一年間は幸福であるとして祝福する。(全南)

(3) 牛の夜啼き。

飼牛夜啼きすれば畜主死亡す。

(4) 牛の所行。

牛自己の蹄にて眼の上部に土若くは糞を塗れば必ず降雨あり。(吉田雄次郎氏調)

(5) 牛の食ひぶり。

正月十五日の朝牛に白飯と蔬菜を試食せしめ能く之を食ひ盡せば其の年は豊年なり。

(6) 牛の食事。

正月十五日は望日と稱し朝飼に棉の實、其他穀類の飯を一膳に配列して牛に與ふ。最初に口を觸れたるものは其の年に豊作なりと云ふ。

(7) 牛の産。

犢の雙胎産ある家では幸運なりと云ふ。

(8) 牛の角。

牛の角の先端白色を呈せば主人の財産破産することあり。

(9) 牛飼占。

一月十五日朝、米、粟、黍を各別に飯に焚き、野菜を煮て之と一緒に飼牛に與へ、若し牛

が米飯を食すれば、その年は豊年、然らざれば凶年なりと云ふ。(全南)

(10) 一月十五日の朝、或一月五日の朝とも云ふ。牛に米飯と蔬菜とを與へ、飯を先に食するときは年運不吉にして、蔬菜を先食すれば年運良好なりと云ふ。(川西信藏氏蒐)

(11) 牛臥卜居の傳説。

朝鮮肅宗十八年壬申(二三五二)立靈巖美黃寺事蹟碑。有唐開元十三年乙丑(一三八五)新羅景德王八年(唐開元十三年乙丑)は新羅聖德王二十四年)八月十二日、忽有一石缸來泊于山底獅子浦口。天様梵吹之聲迭發於船中。漁人欲迫而察之。則缸輒遠。義照和尚聞之。與張雲善二沙彌暨村主于甘香徒一百人同往。齋沐虔禱。石船乃至岸。鑄成金人一軀。執櫓而立。張以繡帆。就而觀之。其中有金函具鎖鑰。盛以玉軸金字華嚴經八十縛。法華經七縛。毘盧遮那文殊普賢四十聖衆。五十三善知識。十六羅漢等畫幀。又有金環黑石各一枚。香徒等齋經下岸。方議奉安之地。黑石即折而生青黑杼牛。一頭倏忽長大。是夕金人入和尚夢。曰。我本于闐國王也。遍歷諸國。求安經像。望見山頂。有一萬佛現相。茲故來此爾。宜馱經以牛。牛臥不起處。能即安經之所也。和尚乃以經載牛而行。初臥一壤。而復起。至山峽而復臥。大吼曰美。因而斃焉。初臥之壤。靱

一蘭若。今通教寺是也。後臥之峽。營一刹以安聖經及神幀。顏之曰美黃。美取牛之聲也。黃取人之色也。(朝金總下)

この牛臥卜居に就いては、朝鮮以外にも次の如き傳説があるからその一つ二つを参考にしよう。

◆牛臥卜居。菅公が筑紫榎寺に謫居のとき、公の身まはりを能く世話した婆さんがゐた。本名はなんと呼んだか知らぬが、此の婆さんの家に室が在つたところから、今でも大宰府界限ではお室婆さんで其の名が知られてゐる。ところで菅公が亡くなられたとき、かねて己が遺骸は牛に曳かし牛の立ち停まつたところに瘞めてくれと仰せられてゐたので、其の言葉通り牛に曳かせ歩むがまゝに聽て其の佇立したところを埋玉の場所なれと地を穿つことゝした。ところが一方お室婆さんは菅公が生前お餅が好きであらせられたところから此の日も供薦し奉らむと拵へ最中俄に出棺とき、大急ぎで餅に餡を入れる間もなく携え追かけると、はや牛の佇立したところは相當掘られてゐたが婆さんが來ると牛は又動き出したので之を中止し、いよく本式に立止つたところに葬たのが今祀られてゐるところであると言ふ。そして此の最初に停つた窪地は後に井戸となつて今來光寺のほとりに存し、其の井水は酒造用に供したこともあると。(宮武省三氏菅公とお室婆さんのはなし)民俗學

第四卷第十二號、昭、七、一一

◆伏駄ト居。ベルチスタン (Beluchistan or Baluchistan 印度の西北部) の山國に住む名高い聖の一人パールスリーは、敵に首を切り落されながら己が首をさげて家に歸り、己が息をひきとつたら駱駝に身を縛り、其の駱駝が地に伏して二度と起上らぬ所に墓を作つて呉れと遺言したと云ふことが Longworth Dames 著 Popular Poetry of the Baloches (自一七八頁) に出てゐる。(同上)

(c) 馬ト

(1) 楊山蘿井。在府慶州南七里。漢宣帝地節元年。高墟村長蘇伐公。望楊山麓蘿井傍林間。有白馬。跪拜狀。即觀之。馬忽不見。有大卵。剖之。嬰兒出焉。收養之。及年十三歲。岐嶷夙成。六部人。以其生神異。立爲君。稱赫居世。居西于辰。人謂瓠爲朴。以大卵如瓠。以朴爲姓。(東、雜、二)

(d) 狐ト

(1) 白狐の出現は妖祥。
高句麗次大王三年(皇紀八〇八年)秋七月。王田于平儒原。白狐隨而鳴。王射之不中。問於師巫。曰。狐者妖獸。非吉祥。況白其色。尤可怪也。然天不能諱々其言。故示以妖怪。

者。欲令人君恐懼修省。以自新也。君若修德。則可以轉禍爲福。王曰。凶則爲凶。吉則爲吉。爾既以爲妖。又以爲福。何其誣耶。遂殺之。(三國史記・高句麗本紀)

(2) 白狐で授位。
新羅景德王十五年(皇紀一四一六年)夏四月。大永郎獻白狐。授位南邊第一。(三國史記・新羅本紀)

(3) 狐の鳴聲。

正中中狐が部落の後で鳴けば部落内の婦女が死亡し、部落内で鳴けば災難がない。(忠南)

(4) 狐鳴。

正月元日午前一時(早朝)に狐が鳴けば不幸だとして災難除の祈禱をする。(全南)

(5) 狐鳴。

住家より南方の山野で狐が鳴けば人が死ぬ。(黄海)

(6) 狐の夜なき。

夜中狐が鳴けば凶事ありとて箕に大豆を入れ鳴く方向に向け音を發して之を防ぐ。(平北)

(7) 狐鳴。

狐が村で鳴けばその狐の口の向いた方角の家に病人が出来る。(忠北)

(8) 狐鳴。

狐が後庭で頻りに啼くと其の家に禍がある。病人ある家なれば其の病人が死ぬ。

(9) 狐に遭ふ。

旅行中狐に道を横切られると凶事がある。

(10) 狐鳴。

狐が東方に吼ゆれば西方に死人あり。部落に出て吼ゆれば部落に病人發生の兆。曉天に人家の前にて吼ゆれば死人其の村より出づるの兆なり。(大正六年警務總監部調朝鮮彙報)

(e) 犬ト

(1) 犬が家屋の上に登ると大凶事がある。

(2) 犬屋上に昇れば家運衰傾す。

(3) 犬が前庭で吠えると大慶事がある。

(4) 犬が草を食べると大雨が降る。

(5) 犬が門前の土を掘れば不吉である。(平北)

(6) 犬が門前の土を掘ると其の家の主人が死ぬ。(平北各地)

(7) 犬が内庭に穴を掘れば家族中に死者が出る。(咸南)

(8) 犬が塀の上に登つて長く口を開いて向いて居る家には大凶事がある。

(9) 犬が澤山群をなして喜び廻ると大風が吹く。

(10) 犬が釜の前の土を掘ると家人に不幸がある。犬が屋前の土を掘ると家人に不幸がある。

(農、俚、迷)

(11) 犬の尾に藁屑が付いて居ると其の日吃度お客がある。

(12) 白い毛が尾に澤山ある犬は主人に害を與へる。

(13) 犬が屋上で鳴けば主人が死亡する。(咸南)

(f) 猫ト

(1) 旅中猫占で免災。

星州の人張順孫はその容貌が猪に似てゐるので猪頭々々と嘲けられて居た。燕山君は星州の一妓を殊愛して居たが、或日猪頭を獻する者があつたので、その寵妓は思はず笑つた。燕山君はその故を訊ねると、郷里に猪頭と綽名されるものがあるので、思はず晒つたと答へた。すると燕山は嚇怒して、畢竟それは汝の愛夫であらうと邪推し、禁府に命じて猪頭なるものを捉ひ來れと申付けた。かくて順孫は拿捕されたが拘引される途中、咸昌の公儉池の邊りまで來ると、一匹の猫が飛び出して岐路を越え去つた。順孫は役人に向つて、私は平常

科擧に赴く際に、猫が走り去る路を行く時は必ず適中するが、今も亦猫が岐路を越えて去つたから、岐路から行きませうと願つた。役人も之を許して聞慶まで行く。宣傳官は斬首の命令を奉じて正路を過ぎ去つた所だと云ふ、一行は其處で待ち合はしてゐると、宣傳官の還らぬ前に、燕山君は廢せられたとの報が先着したので、順孫は刑に處せられず済んだ。(順孫はその後ち中宗の朝に入閣した。(崔東州、五百年奇譚))

- (2) 猫が叮嚀に顔を拭ふと其の日客が来る。(忠南及び各地)
- (3) 猫を釜で半蒸にして放てば盗人の居所に走つてその盗人の頭に噛みつく。(全南)
- (4) 猫が温突の中に入れば全家族が必ず死ぬ。(平北)

(g) 鼠ト

- (1) 天井から鼠が落ちると家族の誰かゝ死ぬ。(京畿)
- (2) 鼠判断。鼠が増加すれば夏季に大洪水がある。(黄海)
- (3) 鼠が金持の家に澤山になると大災がある。(朝、迷、俗)

(h) 豚ト

- (1) 郊家を追ふて新都を發見す。その昔高句麗の東明王は、初め率本に都を定めて居たが、二十二年お祭りに使ふ豕が逃げ、それを追ひ探して遂に立派な國內尉那巖を發見し、そこに都城

を築いて遷都した。(詳細は前出。)

- (2) 豚の臥した處に居をトす。高麗太祖の祖父作帝建は嘗て龍王を救つた御禮として美女龍女と豚とを貰つて歸り、豚が小舎の中に入らないので、此處が氣に入らないなら好きな處へ行けと、その豚の行くにまかせ、やがてその豚が止まり臥した處に居を定めた。これが今の開城満月臺で、此處を今でも金豚墟と云ふのはその名残りであると。(詳細は前出。)
- (3) 豚が小屋の中の藁屑を集めると雨が降る。(朝、迷、俗)

(参考) 牝豚で占ふ。

「イニアス(金星の子)は緑起のよくない事が起りさうなので、一族郎黨を率ゐて都落ちするとき、ヘルメスと云ふ神さんが渡海用の船を造て東道して呉れ、いざ出帆となると、母親であるヴィーナスが夜晝なしに頭上に輝いて呉れたので、西方のある陸地に上陸することが出来たが、星は間もなく消えたので、イニアスは自分等の住むべき國は、こゝであらうと考へ、トロイ人は擧て諸々の神達を陸上に持ち運び、神さんには乳白色の今分曉に差逼てゐると云ふ牝豚を犠牲にして捧げむとしたとき、此の牝豚は僧侶共の手から遁げ出したので、イニアスは、じつとそれに尾行した。と言ふのは神託に四足獸が爾を導くところを作らねばならぬとお告げがあつたからであるが、隨て行く海岸から二哩半ある小山であつた。そこで此の牝豚を此處で犠牲にせうとする